

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文 (平成28年7月)					旧条文 (平成25年7月)									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
1	1	1	2	40	40.工事着手	工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事(現場事務所等の設置又は測量をいう、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作のいずれかに着手することをいう。	1	1	1	2	40	40.工事着手日	工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事(現場事務所等の建設又は測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあつてはそれを含む)の初日をいう。	工事着手の条件に工場製作を含めるため
1	1	1	5	1		この場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、工事監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては工事監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。	1	1	1	5	1		この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、工事監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては工事監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。	表記の統一
1	1	1	6	0	1-1-6	コリンズ(CORINS)への登録	1	1	1	6	0	1-1-6	CORINSへの登録	正式名称の変更(ローマ字表記からカタカナ表記へ)
1	1	1	8	1		受注者は、設計図書で建設コンサルタント等に委託した現場技術員の配置が明示された場合には、以下の各号によらなければならない。なお、委託先および工事を担当する現場技術員については、工事監督員から通知するものとする。	1	1	1	8	1		受注者は、設計図書で建設コンサルタント等に委託した現場技術員の配置が明示された場合には、次の各号によらなければならない。	現場技術員の配置が明示された場合には、監督職員がその通知を行うことを明記。
1	1	1	11	1			1	1	1	11	1		受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。	表記の統一
1	1	1	11	1	(2)	下請負者が、香川県建設工事指名停止措置要領に基づき、指名停止期間中でないこと。	1	1	1	11	1	(2)	下受注者が、国土交通省の工事指名競争参加資格者である場合には、営業停止、指名停止期間中でないこと。	修正
1	1	1	11	1	(3)	下受注者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。	1	1	1	11	1	(3)	下受注者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。	改正品確法第8条「受注者の責務」により、改定する
1	1	1	12	1	1.一般事項	受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを工事監督員に提出しなければならない。	1	1	1	12	1	1.一般事項	受注者は、工事を施工するために締結した下請負契約の請負代金額(当該下請負契約が2以上ある場合は、それらの請負代金の総額)が3,000万円以上になる場合、国土交通省令に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを工事監督員に提出しなければならない。	入契法により、下請負契約の金額に係らず作成することになったため。
1	1	1	14	2	2.公共事業労務費調査	受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、以下の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。	1	1	1	14	2	2.公共事業労務費調査	受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。	表記の統一
1	1	1	14	4	4.施工合理化調査等	受注者は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。	1	1	1	14	4	4.施工合理化調査	受注者は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。	施工合理化調査の他、施工形態動向調査及び施工状況調査等を含めるため。
1	1	1	15	1	1.一般事項	発注者は、約款第20条の規定に基づき以下の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、1-1-48臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。	1	1	1	15	1	1.一般事項	発注者は、約款第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、1-1-48臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。	表記の統一
1	1	1	18	0	1-1-18	支給材料及び貸与品	1	1	1	18	0	1-1-18	支給材料及び貸与物件	表記の統一
1	1	1	18	1	1.一般事項	受注者は、支給材料及び貸与品を契約書第15条第8項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。	1	1	1	18	1	1.一般事項	受注者は、支給材料及び貸与物件を約款第15条第8項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。	表記の統一
1	1	1	18	2	2.受払状況の記録	受注者は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。	1	1	1	18	2	2.受払状況の記録	受注者は、支給材料及び貸与物件の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。	表記の統一

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表

新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
1	1	1	21	1	1.立会依頼書の提出	受注者は設計図書に従って工事監督員の立会が必要な場合は、あらかじめ立会依頼書を所定の様式により工事監督員に提出しなければならない。	1	1	1	21	1	1.立会願の提出	受注者は設計図書に従って工事監督員の立会が必要な場合は、あらかじめ立会願を所定の様式により工事監督員に提出しなければならない。	語句の修正
1	1	1	21	3	3.確認、立会の準備等	受注者は、工事監督員による確認及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をしなければならない。なお、工事監督員が製作工場において確認を行なう場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。	1	1	1	21	3	3.検査、立会の準備等	受注者は、工事監督員による確認及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をするものとする。なお、工事監督員が製作工場において確認を行なう場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。	語尾の修正
1	1	1	21	4	4.確認及び立会の時間	工事監督員による確認及び立会の時間は、工事監督員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると工事監督員が認めた場合はこの限りではない。	1	1	1	21	4	4.検査及び立会の時間	工事監督員による確認及び立会の時間は、工事監督員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると工事監督員が認めた場合はこの限りではない。	語尾の修正
1	1	1	23	1		受注者は、設計図書で品質証明の対象工事と明示された場合には、以下の各号によるものとする。	1	1	1	23	1		受注者は、設計図書で品質証明の対象工事と明示された場合には、次の各号によるものとする。	表記の統一
1	1	1	29	6	6.労働環境の改善	受注者は、作業員の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舍等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。	1	1	1	29	6	6.良好な作業環境の確保	受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舍等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。	改正品確法第8条「受注者の責務」により、改定する。
1	1	1	29	8	8.記録及び関係書類	受注者は、土木工事の施工管理及び規格値を定めた土木工事施工管理基準(出来形管理基準及び品質管理基準)により施工管理を行い、また、写真管理基準により土木工事の工事写真による写真管理を行って、その記録及び関係書類を作成、保管し、工事完成時に工事監督員へ提出しなければならない。ただし、それ以外で工事監督員からの請求があった場合は提示しなければならない。	1	1	1	29	8	8.記録及び関係書類	受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により施工管理を行い、その記録及び関係書類を作成、保管し、工事完成時に工事監督員へ提出しなければならない。ただし、それ以外で工事監督員からの請求があった場合は提示しなければならない。	共通仕様書で記載されていない項目や内容、用語を説明しているもの。「土木工事施工管理基準、及び写真管理基準」に変更し、「写真管理」を追加する。
1	1	1	29	8		なお、土木工事施工管理基準、及び写真管理基準に定められていない工種又は項目については、工事監督員と協議の上、施工管理、写真管理を行うものとする。	1	1	1	29	8		なお、出来形管理基準及び品質管理基準が定められていない工種については、工事監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。	出来形管理基準及び品質管理基準が定められていない工種については協議のうえ施工管理を行うとあるが、項目が定められていない場合の扱いが記載されていないため、「工種又は項目」とする。
1	1	1	32	10	10.定期安全研修・訓練等	受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。	1	1	1	32	10	10.定期安全研修・訓練等	受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的な安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。	表記の統一
1	1	1	32	21	21.架空線等事故防止対策	受注者は、架空線等上空施設の位置及び占用者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材置き場等、工事に係る全ての架空線等上空施設の現地調査(場所、種類、高さ等)を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、工事監督員へ報告しなければならない。								共通仕様書で記載されていない架空線等事故防止対策を追加

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
1	1	1	36	6	6.排出ガス対策型建設機械	受注者は、工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(平成18年3月17日付国土交通省告示第348号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(平成18年3月17日付国総施第215号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを工事監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、工事監督員と協議するものとする。	1	1	1	36	6	6.排出ガス対策型建設機械	受注者は、工事の施工にあたり表1-2に示す一般工用建設機械を使用する場合、及びトンネル坑内作業にあたり表1-3に示すトンネル工用建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)」に基づく技術基準に適合する機械、又は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付国総施第291号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(平成18年3月17日付国土交通省告示第348号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(平成18年3月17日付国総施第215号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。	法令等の改正による。 「国土交通省直轄事業における排出ガス対策の取扱いについて」を反映。
1	1	1	30	6		受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(平成18年3月28日経済産業省・国土交通省・環境省令第1号)16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(平成18年3月17日付国総施第215号)」に基づき指定されたトンネル工用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工用排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。 トンネル工用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを工事監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置(黒煙浄化装置付)を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、工事監督員と協議するものとする。	1	1	1	36	6		ただし、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型建設機械と同等と見なすことができる。ただし、これにより難しい場合、工事監督員と協議するものとする。	法令等の改正による。 国土交通省直轄事業における排出ガス対策の取扱いについて」を反映。
1	1	1	30	6		表1-2 表1-3	1	1	1	36	6		表1-2 表1-3	「国土交通省直轄事業における排出ガス対策の取扱いについて」を反
1	1	1	36	9	9.特定調達品目	受注者は、資材、工法、建設機械又は目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成27年9月改正法律第66号。『グリーン購入法』という。)」第10条の規定に基づく「香川県グリーン購入推進ガイドライン」で定める特定調達品目の使用を積極的に推進するものとする。	1	1	1	36	9	9.特定調達品目	受注者は、資材、工法、建設機械又は目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成15年7月改正法律第119号。『グリーン購入法』という。)」第10条の規定に基づく「香川県グリーン購入推進ガイドライン」で定める特定調達品目の使用を積極的に推進するものとする。	法令等の改正による(グリーン購入法との整合)
1	1	1	38	2	2.輸送災害の防止	受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導警備員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。	1	1	1	38	2	2.輸送災害の防止	受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導警備員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。	公共工事設計労務単価では、「交通誘導員」が「交通誘導警備員」に名称変更されているため

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
1	1	1	38	4	4.交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、工事監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成26年5月26日改正 内閣府・国土交通省令第1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知平成18年3月31日国道利37号・国国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	1	1	1	38	4	4.交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、工事監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成22年12月17日総理府・国土交通省令第3号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知平成18年3月31日国道利37号・国国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	改定年度を反映
1	1	1	38	12	12.水中落下支障物の処置	受注者は、船舶の航行又は漁業の操業に支障をきたす恐れのある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。 なお、直に取り除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、関係機関に通報及び工事監督員へ連絡しなければならない。	1	1	1	38	12	12.水中落下支障物の処置	受注者は、船舶の航行又は漁業の操業に支障をきたす恐れのある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。 なお、直に取り除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、関係機関に通報及び工事監督員へ連絡しなければならない。	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」（例：施工箇所、埋戻し箇所）、対象の数量を表す場合は「ヶ所」（例：1ヶ所、2ヶ所…）
1	1	1	38	14	14.通行許可	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成26年5月28日改正 政令第424号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（平成26年4月改正 政令第169号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するとき、道路交通法（平成26年6月改正 法律第69号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	1	1	1	38	14	14.通行許可	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成16年12月8日改正政令第387号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。	道路交通法第57条に基づく制限外積載に関する記載を追加 政令改正の反映
1	1	1	38	14		表1-4 一般的制限値	1	1	1	38	14		表1-4 一般的制限値	H16.3政令改正の反映
1	1	1	40	1	(2)	建設業法（平成25年6月改正 法律第69号）	1	1	1	40	1	(2)	建設業法（平成20年5月改正法律第28号）	改定年度を反映
1	1	1	40	1	(4)	労働基準法（平成24年6月改正 法律第42号）	1	1	1	40	1	(4)	労働基準法（平成20年6月改正法律第89号）	改定年度を反映
1	1	1	40	1	(5)	労働安全衛生法（平成26年6月改正 法律第82号）	1	1	1	40	1	(5)	労働安全衛生法（平成18年6月改正法律第50号）	改定年度を反映
1	1	1	40	1	(6)	作業環境測定法（平成26年6月改正 法律第82号）	1	1	1	40	1	(6)	作業環境測定法（平成18年6月改正法律第50号）	改定年度を反映
1	1	1	40	1	(7)	じん肺法（平成26年6月改正 法律第82号）	1	1	1	40	1	(7)	じん肺法（平成16年12月改正法律第150号）	改定年度を反映
1	1	1	40	1	(8)	雇用保険法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	40	1	(8)	雇用保険法（平成22年3月改正法律第15号）	改定年度を反映
1	1	1	40	1	(9)	労働者災害補償保険法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	40	1	(9)	労働者災害補償保険法（平成22年3月改正法律第15号）	改定年度を反映
1	1	1	40	1	(10)	健康保険法（平成26年6月改正 法律第83号）	1	1	1	40	1	(10)	健康保険法（平成22年5月改正法律第35号）	改定年度を反映
1	1	1	40	1	(11)	中小企業退職金共済法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	40	1	(11)	中小企業退職金共済法（平成18年6月改正法律第66号）	改定年度を反映
1	1	1	40	1	(12)	建設労働者の雇用の改善等に関する法律（平成25年11月改正法律第86号）	1	1	1	40	1	(12)	建設労働者の雇用の改善等に関する法律（平成21年7月改正法律第79号）	改定年度を反映
1	1	1	40	1	(13)	出入国管理及び難民認定法（平成26年6月改正 法律第74号）	1	1	1	40	1	(13)	出入国管理及び難民認定法（平成21年7月改正法律第79号）	改定年度を反映
1	1	1	40	1	(14)	道路法（平成26年6月改正 法律第72号）	1	1	1	40	1	(14)	道路法（平成22年3月改正法律第20号）	改定年度を反映
1	1	1	40	1	(15)	道路交通法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	40	1	(15)	道路交通法（平成21年7月改正法律第79号）	改定年度を反映
1	1	1	40	1	(16)	道路運送法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	40	1	(16)	道路運送法（平成21年6月改正法律第64号）	改定年度を反映
1	1	1	40	1	(17)	道路運送車両法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	40	1	(17)	道路運送車両法（平成20年4月改正法律第21号）	改定年度を反映
1	1	1	40	1	(18)	砂防法（平成25年11月改正 法律第76号）	1	1	1	40	1	(18)	砂防法（平成22年3月改正法律第20号）	改定年度を反映
1	1	1	40	1	(19)	地すべり等防止法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	40	1	(19)	地すべり等防止法（平成19年3月改正法律第23号）	改定年度を反映
1	1	1	40	1	(20)	河川法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	40	1	(20)	河川法（平成22年3月改正法律第20号）	改定年度を反映

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）						旧条文（平成25年7月）								
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
1	1	1	40	1	(21)	海岸法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	40	1	(21)	海岸法（平成22年6月改正法律第41号）	改定年度を反映
1	1	1	40	1	(22)	港湾法（平成26年6月改正 法律第91号）	1	1	1	40	1	(22)	港湾法（平成22年6月改正法律第41号）	改定年度を反映
1	1	1	40	1	(24)	漁港漁場整備法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	40	1	(24)	漁港法（平成12年5月改正法律第78号）	改定年度を反映
1	1	1	40	1	(25)	下水道法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	40	1	(25)	下水道法（平成17年6月改正法律第70号）	改定年度を反映
1	1	1	40	1	(26)	航空法（平成26年6月改正 法律第70号）	1	1	1	40	1	(26)	航空法（平成21年6月改正法律第51号）	改定年度を反映
1	1	1	40	1	(27)	公有水面埋立法（平成26年6月改正 法律第51号）	1	1	1	40	1	(27)	公有水面埋立法（平成16年6月改正法律第84号）	改定年度を反映
1	1	1	40	1	(29)	森林法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	40	1	(29)	森林法（平成18年6月改正法律第50号）	改定年度を反映
1	1	1	40	1	(30)	環境基本法（平成26年5月改正 法律第46号）	1	1	1	40	1	(30)	環境基本法（平成20年6月改正法律第83号）	改定年度を反映
1	1	1	40	1	(31)	火薬類取締法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	40	1	(31)	火薬類取締法（平成21年7月改正法律第85号）	改定年度を反映
1	1	1	40	1	(32)	大気汚染防止法（平成26年6月改正 法律第72号）	1	1	1	40	1	(32)	大気汚染防止法（平成22年5月改正法律第31号）	改定年度を反映
1	1	1	40	1	(33)	騒音規制法（平成26年6月改正 法律第72号）	1	1	1	40	1	(33)	騒音規制法（平成17年4月改正法律第33号）	改定年度を反映
1	1	1	40	1	(34)	水質汚濁防止法（平成25年6月改正 法律第60号）	1	1	1	40	1	(34)	水質汚濁防止法（平成22年5月改正法律第31号）	改定年度を反映
1	1	1	40	1	(35)	湖沼水質保全特別措置法（平成26年6月改正 法律第72号）	1	1	1	40	1	(35)	湖沼水質保全特別措置法（平成22年5月改正法律第31号）	改定年度を反映
1	1	1	40	1	(36)	振動規制法（平成26年6月改正 法律第72号）	1	1	1	40	1	(36)	振動規制法（平成16年6月改正法律第94号）	改定年度を反映
1	1	1	40	1	(37)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	40	1	(37)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（平成22年5月改正法律第34号）	改定年度を反映
1	1	1	40	1	(38)	文化財保護法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	40	1	(38)	文化財保護法（平成19年3月改正法律第7号）	改定年度を反映
1	1	1	40	1	(39)	砂利採取法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	40	1	(39)	砂利採取法（平成12年5月改正法律第91号）	改定年度を反映
1	1	1	40	1	(40)	電気事業法（平成26年6月改正 法律第72号）	1	1	1	40	1	(40)	電気事業法（平成18年6月改正法律第50号）	改定年度を反映
1	1	1	40	1	(41)	消防法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	40	1	(41)	消防法（平成21年5月改正法律第34号）	改定年度を反映
1	1	1	40	1	(42)	測量法（平成23年6月改正 法律第61号）	1	1	1	40	1	(42)	測量法（平成19年5月改正法律第55号）	改定年度を反映
1	1	1	40	1	(43)	建築基準法（平成26年6月改正 法律第92号）	1	1	1	40	1	(43)	建築基準法（平成20年5月改正法律第40号）	改定年度を反映
1	1	1	40	1	(44)	都市公園法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	40	1	(44)	都市公園法（平成16年6月改正法律第109号）	改定年度を反映
1	1	1	40	1	(45)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成26年6月改正 法律第55号）	1	1	1	40	1	(45)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成16年12月改正法律第147号）	改定年度を反映
1	1	1	40	1	(46)	土壤汚染対策法（平成26年6月改正 法律第51号）	1	1	1	40	1	(46)	土壤汚染対策法（平成21年4月改正法律第23号）	改定年度を反映
1	1	1	40	1	(47)	駐車場法（平成23年12月改正 法律第122号）	1	1	1	40	1	(47)	駐車場法（平成18年5月改正法律第46号）	改定年度を反映
1	1	1	40	1	(50)	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（平成26年6月改正 法律第73号）	1	1	1	40	1	(50)	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（平成22年5月改正法律第37号）	改定年度を反映
1	1	1	40	1	(51)	船員法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	40	1	(51)	船員法（平成20年6月改正法律第53号）	改定年度を反映
1	1	1	40	1	(52)	船舶職員及び小型船舶操縦者法（平成26年6月改正 法律第6号）	1	1	1	40	1	(52)	船舶職員及び小型船舶操縦者法（平成20年5月改正法律第26号）	改定年度を反映
1	1	1	40	1	(53)	船舶安全法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	40	1	(53)	船舶安全法（平成18年6月改正法律第50号）	改定年度を反映
1	1	1	40	1	(54)	自然環境保全法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	40	1	(54)	自然環境保全法（平成21年6月改正法律第47号）	改定年度を反映
1	1	1	40	1	(55)	自然公園法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	40	1	(55)	自然公園法（平成21年6月改正法律第47号）	改定年度を反映
1	1	1	40	1	(56)	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成26年6月改正 法律第55号）	1	1	1	40	1	(56)	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成21年6月改正法律第51号）	改定年度を反映
1	1	1	40	1	(59)	技術士法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	40	1	(59)	技術士法（平成18年6月改正法律第50号）	改定年度を反映
1	1	1	40	1	(60)	漁業法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	40	1	(60)	漁業法（平成19年6月改正法律第77号）	改定年度を反映
1	1	1	40	1		削除	1	1	1	40	1	(61)	漁港漁場整備法（平成19年5月改正法律第61号）	平成13年「漁港漁場整備法」に改題
1	1	1	40	1	(61)	空港法（平成26年6月改正 法律第76号）	1	1	1	40	1	(62)	空港法（平成20年6月改正法律第75号）	改定年度を反映

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
1	1	1	40	1	(62)	計量法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	40	1	(63)	計量法（平成18年3月改正法律第10号）	改定年度を反映
1	1	1	40	1	(63)	厚生年金保険法（平成25年6月改正 法律第63号）	1	1	1	40	1	(64)	厚生年金保険法（平成22年4月改正法律第27号）	改定年度を反映
1	1	1	40	1	(64)	航路標識法（平成16年6月改正 法律第84号）	1	1	1	40	1	(65)	航路標識法（平成16年6月改正法律第84号）	
1	1	1	40	1	(65)	資源の有効な利用の促進に関する法律（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	40	1	(66)	資源の有効な利用の促進に関する法律（平成14年2月改正法律第1号）	改定年度を反映
1	1	1	40	1	(66)	最低賃金法（平成24年4月改正 法律第27号）	1	1	1	40	1	(67)	最低賃金法（平成20年5月改正法律第26号）	改定年度を反映
1	1	1	40	1	(67)	職業安定法（平成26年6月改正 法律第67号）	1	1	1	40	1	(68)	職業安定法（平成21年7月改正法律第79号）	改定年度を反映
1	1	1	40	1	(68)	所得税法（平成26年6月改正 法律第91号）	1	1	1	40	1	(69)	所得税法（平成22年3月改正法律第6号）	改定年度を反映
1	1	1	40	1	(69)	水産資源保護法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	40	1	(70)	水産資源保護法（平成22年6月改正法律第41号）	改定年度を反映
1	1	1	40	1	(70)	船員保険法（平成26年6月改正 法律第83号）	1	1	1	40	1	(71)	船員保険法（平成22年5月改正法律第35号）	改定年度を反映
1	1	1	40	1	(71)	著作権法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	40	1	(72)	著作権法（平成21年7月改正法律第73号）	改定年度を反映
1	1	1	40	1	(72)	電波法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	40	1	(73)	電波法（平成21年4月改正法律第22号）	改定年度を反映
1	1	1	40	1	(73)	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	40	1	(74)	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（平成19年6月改正法律第90号）	改定年度を反映
1	1	1	40	1	(74)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	40	1	(75)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律（平成22年3月改正法律第15号）	改定年度を反映
1	1	1	40	1	(75)	農業取締法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	40	1	(76)	農業取締法（平成19年3月改正法律第8号）	改定年度を反映
1	1	1	40	1	(76)	毒物及び劇物取締法（平成23年12月改正 法律第122号）	1	1	1	40	1	(77)	毒物及び劇物取締法（平成13年6月改正法律第87号）	改定年度を反映
1	1	1	40	1	(78)	公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成26年6月改正 法律第56号）	1	1	1	40	1	(79)	公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年3月改正法律第18号）	改定年度を反映
1	1	1	40	1	(79)	警備業法（平成23年6月改正 法律第61号）	1	1	1	40	1	(80)	警備業法（平成17年7月改正法律第87号）	改定年度を反映
1	1	1	40	1	(80)	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	40	1	(81)	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成17年10月改正法律第102号）	改定年度を反映
1	1	1	40	1	(81)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	40	1	(82)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成19年3月改正法律第19号）	改定年度を反映
1	1	1	44	1	1.書類の様式	受注者は、提出書類を工事請負契約関係の書式集等に基づいて、工事監督員に提出しなければならない。これに定めのないものは、工事監督員の指示する様式によらなければならない。	1	1	1	44	1	1.書類の様式	請負者は、提出書類を工事請負契約関係の書式集等に基づいて、工事監督員に提出しなければならない。これに定めのないものは、工事監督員の指示する様式によらなければならない。	表記の統一
1	1	1	45	2	2.設計図書で定めた基準	契約書第29条第1項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、以下の各号に掲げるものをいう。	1	1	1	45	2	2.設計図書で定めた基準	約款第29条第1項に規定する「設計図書で定めた基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。	表記の統一
1	1	1	45	2	(2)	降雨に起因する場合 以下のいずれかに該当する場合とする。	1	1	1	45	2	(2)	降雨に起因する場合 次のいずれかに該当する場合とする。	表記の統一
1	1	1	45	2	(4)	河川沿いの施設にあたっては、河川のはん濫注意水位以上、またはそれに準ずる出水により発生した場合	1	1	1	45	2	(4)	河川沿いの施設にあたっては、河川の警戒水位以上、又はそれに準ずる出水により発生した場合	「洪水等に関する防災情報体系の見直し実施要領」より、用語の変更
1	1	1	45	3	3.その他	約款第29条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び約款第26条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。	1	1	1	45	3	3.その他	約款第29条第2項に規定する「乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び約款第26条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。	表記の統一
1	1	1	47	3	3.保険加入の義務	受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。	1	1	1	47	3	3.保険加入の義務	受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。	適用法令の修正

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
1	1	1	47	5	5.掛金収納書の提出	受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書(発注者用)を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内に、発注者に提出しなければならない。	1	1	1	47	5	5.掛金収納書の提出	受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書(発注者用)を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内に、発注者に提出しなければならない。	
1	2	2	0	0		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員と協議しなければならない。	1	2	2	0	0		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員と協議しなければならない。	表記の統一
1	2	2	0	0		削除	1	2	2	0	0		日本道路協会 道路土工—施工指針（昭和61年11月）	内容が道路土工要綱に組み込まれたため削除
1	2	2	0	0		日本道路協会 道路土工—軟弱地盤対策工指針（平成24年8月）	1	2	2	0	0		日本道路協会 道路土工—軟弱地盤対策工指針（昭和61年11月）	改定年度を反映
1	2	2	0	0		削除	1	2	2	0	0		日本道路協会 道路土工—土質調査指針（昭和61年11月）	内容が道路土工要綱に組み込まれたため削除
1	2	2	0	0		土木研究センター 建設発生土利用技術マニュアル（平成25年12月）	1	2	2	0	0		土木研究センター 建設発生土利用技術マニュアル（平成16年9月）	改定年度を反映
1	2	2	0	0		土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル（平成25年12月）	1	2	2	0	0		土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル（平成12年2月）	「土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル」がH25.12月に第2回改訂版が発行されているため反映する
1	2	2	0	0		土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法 設計・施工マニュアル（平成26年8月）	1	2	2	0	0		土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル（平成14年10月）	改定年度を反映
1	2	2	0	0		土木研究センター 補強土（テールアルメ）壁工法 設計・施工マニュアル（平成26年8月）	1	2	2	0	0		土木研究センター 補強土（テールアルメ）壁工法設計・施工マニュアル（平成11年12月）	改定年度を反映
1	2	3	4	6	6.盛土縦断方向の面状補強材	受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮しない盛土縦断方向については、面状補強材をすき間なく、ズレが生じないように施工しなければならない。	1	2	3	4	6	6.盛土縦断方向の面状補強材	受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮しない盛土縦断方向については、設計図書で特に定めのある場合を除き、面状補強材に5cm程度の重ね合せ幅を確保するものとする。	諸基準の改定に伴う修正。諸基準の改定に伴い「5cm程度の重ね合せ幅」が削除されたため、文章を変更する。
1	2	3	5	3	3.平場仕上げの排水処理	受注者は、平場仕上げの施工にあたり、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。	1	2	3	5	3	3.平場仕上げの排水処理	受注者は、平場仕上げの施工にあたり、平坦に締固め、排水が良好に行わなければならない。	文章表現の訂正
1	2	3	5	5	5.崩壊のおそれのある箇所等の処置	受注者は、砂防土工における斜面の掘削部法面整形の施工にあたり、崩壊のおそれのある箇所、あるいは湧水、軟弱地盤等の不良箇所の法面整形は、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	1	2	3	5	5	5.崩壊のおそれのある箇所等の処置	受注者は、砂防土工における斜面の掘削部法面整形の施工にあたり、崩壊のおそれのある箇所、あるいは湧水、軟弱地盤等の不良箇所の法面整形は、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例:施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例:1ヶ所、2ヶ所…)
1	2	3	6	1		受注者は、堤防天端に碎石を敷設する場合は、平坦に敷き均さなければならない。	1	2	3	6	1		受注者は、堤防天端に碎石を敷設する場合は、平坦に均さなければならない。	表現の修正

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）						旧条文（平成25年7月）								
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
1	2	4	1	3	3. 構造物取付け部	受注者は、盛土と橋台や横断構造物との取付け部である裏込めや埋戻し部分は、供用開始後に構造物との間の路面の連続性を損なわないように、適切な材料を用いて入念な締固めと排水工の施工を行わなければならない。 なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説 IV 下部構造編 8. 9橋台背面アプローチ部」(日本道路協会、平成24年3月)及び「道路土工-盛土工指針 4-10盛土と他の構造物との取付け部の構造」(日本道路協会、平成22年4月)を参考とする。								道路土工の盛土工に関して、道路土工盛土工指針の改訂に伴い、品質管理基準の規格値(現場密度の測定)を路体工、路床工、構造物取付け部に区分したため、構造物取付け部について記載する。また、構造物取付け部の範囲については、「道路橋示方書」及び「盛土工指針」で全ての構造物取付け部を網羅しているわけではないため、「参考とする」とした。
1	2	4	1	4	4. 地山の土及び岩の分類	地山の土及び岩の分類は、表2-1によるものとする。	1	2	4	1	3	3. 地山の土及び岩の分類	地山の土及び岩の分類は、表2-1によるものとする。	
1	2	4	1	5	5. 雨水による侵食等の防止	受注者は、盛土及び地山法面の雨水による侵食や土砂崩れを発生させないよう施工しなければならない。	1	2	4	1	4	4. 雨水による侵食等の防止	受注者は、盛土及び地山法面の雨水による侵食や土砂崩れを発生させないよう施工しなければならない。	
1	2	4	1	6	6. 湧水処理	受注者は、工事箇所により工事目的物に影響をおよぼすおそれがあるような予期できなかった湧水が発生した場合には、工事を中止し、工事監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急処置をとった後、直ちにその措置内容を工事監督員に通知しなければならない。	1	2	4	1	5	5. 湧水処理	受注者は、工事箇所により工事目的物に影響をおよぼすおそれがあるような予期できなかった湧水が発生した場合には、工事を中止し、工事監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急処置をとった後、直ちにその措置内容を工事監督員に通知しなければならない。	
1	2	4	1	7	7. 排水処理	受注者は、工事施工中については、雨水等の滞水を生じないような排水状態を維持しなければならない。	1	2	4	1	6	6. 排水処理	受注者は、工事施工中については、雨水等の滞水を生じないような排水状態を維持しなければならない。	
1	2	4	1	8	8. 適用規定	受注者は、建設発生土については、第1編1-1-20建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。	1	2	4	1	7	7. 適用規定	受注者は、建設発生土については、第1編1-1-20建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。	
1	2	4	1	9	9. 建設発生土受入れ地等	受注者は、建設発生土受入れ地及び建設廃棄物処分地の位置、建設発生土の内容等については、設計図書及び工事監督員の指示に従わなければならない。なお、受注者は、施工上やむを得ず指定された場所以外に建設発生土又は、建設廃棄物を処分する場合には、事前に設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	1	2	4	1	8	8. 建設発生土受入れ地等	受注者は、建設発生土受入れ地及び建設廃棄物処分地の位置、建設発生土の内容等については、設計図書及び工事監督員の指示に従わなければならない。なお、受注者は、施工上やむを得ず指定された場所以外に建設発生土又は、建設廃棄物を処分する場合には、事前に設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	
1	2	4	1	10	10. 施工計画書	受注者は、建設発生土処理にあたり第1編1-1-5施工計画書第1項の施工計画書の記載内容に加えて設計図書に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。	1	2	4	1	9	9. 施工計画書	受注者は、建設発生土処理にあたり第1編1-1-5施工計画書第1項の施工計画書の記載内容に加えて設計図書に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。	
1	2	4	1	11	11. 建設発生土の受入れ地の実測	受注者は、建設発生土の受入れ地への搬入に先立ち、指定された建設発生土の受入れ地について地形を実測し、資料を工事監督員に提出しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、工事監督員の承諾を得なければならない。	1	2	4	1	10	10. 建設発生土の受入れ地の実測	受注者は、建設発生土の受入れ地への搬入に先立ち、指定された建設発生土の受入れ地について地形を実測し、資料を工事監督員に提出しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、工事監督員の承諾を得なければならない。	
1	2	4	1	12	12. 建設発生土の土質区分	建設発生土の土質区分については、「発生土利用基準について」(平成18年8月10日付国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号)による。								建設発生土の土質区分について、共仕・特仕共に規定が無いため掲載
1	2	4	1	13	13. 建設発生土受入れ地	建設発生土受入れ地については、受注者は、建設発生土受入れ地ごとの特定条件に応じて施工しなければならない。	1	2	4	1	11	11. 建設発生土受入れ地	建設発生土受入れ地については、受注者は、建設発生土受入れ地ごとの特定条件に応じて施工しなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
1	2	4	1	14	14.伐開発生物の処理方法	受注者は、伐開除根作業における伐開発生物の処理方法については、設計図書によるものとするが、処理方法が示されていない場合には、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	1	2	4	1	12	12.伐開発生物の処理方法	受注者は、伐開除根作業における伐開発生物の処理方法については、設計図書によるものとするが、処理方法が示されていない場合には、設計図書に関して工事監督員と協議するものとする。	表現の統一
1	2	4	1	15	15.伐開除根作業範囲	受注者は、伐開除根作業範囲が設計図書に示されない場合には、表2-3に従い施工しなければならない。	1	2	4	1	13	13.伐開除根作業範囲	受注者は、伐開除根作業範囲が設計図書に示されない場合には、表2-3に従い施工しなければならない。	
1	2	4	1	16	16.軟弱地盤上の盛土の施工	受注者は、軟弱地盤上の盛土の施工にあたり、沈下のおそれのある場所の盛土の丁張を、常時点検しなければならない。	1	2	4	1	14	14.軟弱地盤上の盛土の施工	受注者は、軟弱地盤上の盛土の施工にあたり、沈下のおそれのある場所の盛土の丁張を、常時点検しなければならない。	
1	2	4	1	17	17.沈下量確認方法	受注者は、軟弱地盤上の盛土施工時の沈下量確認方法については、設計図書によらなければならない。	1	2	4	1	15	15.沈下量確認方法	受注者は、軟弱地盤上の盛土施工時の沈下量確認方法については、設計図書によらなければならない。	
1	2	4	1	18	18.盛土敷の排水乾燥	受注者は、軟弱地盤及び地下水位の高い地盤上に盛土工を行う場合には、速やかに排水施設を設け、盛土敷の乾燥を図らなければならない。	1	2	4	1	16	16.盛土敷の排水乾燥	受注者は、軟弱地盤及び地下水位の高い地盤上に盛土工を行う場合には、速やかに排水施設を設け、盛土敷の乾燥を図らなければならない。	
1	2	4	1	19	19.一段階の盛土高さ	軟弱地盤上の盛土工の施工の一段階の高さは設計図書によるものとし、受注者は、その沈下や周囲の地盤の水平変化等を監視しながら盛土を施工し、工事監督員の承諾を得た後、次の盛土に着手しなければならない。	1	2	4	1	17	17.一段階の盛土高さ	軟弱地盤上の盛土工の施工の一段階の高さは設計図書によるものとし、受注者は、その沈下や周囲の地盤の水平変化等を監視しながら盛土を施工し、工事監督員の承諾を得た後、次の盛土に着手しなければならない。	
1	2	4	1	20	20.異常時の処置	受注者は、軟弱地盤上の盛土の施工中、予期できなかった沈下又は滑動等が生ずるおそれがあると予測された場合には、工事を中止し、工事監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急処置をとった後、直ちにその措置内容を工事監督員に通知しなければならない。	1	2	4	1	18	18.異常時の処置	受注者は、軟弱地盤上の盛土の施工中、予期できなかった沈下又は滑動等が生ずるおそれがあると予測された場合には、工事を中止し、工事監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急処置をとった後、直ちにその措置内容を工事監督員に通知しなければならない。	
1	2	4	3	2	2.水中路体盛土の材料	受注者は、水中で路体盛土工を行う場合の材料については、設計図書によらなければならない。	1	2	4	3	2	2.水中路体盛土の材料	受注者は、水中で路体盛土工を行う場合の材料については、設計図書によるものとする。	表現の統一
1	2	4	3	7	7.岩塊、玉石の路体盛土	受注者は、路体盛土工の主材料が岩塊、玉石である場合は、空隙を細かい材料で充填しなければならない。止むを得ず30cm程度のものを使用する場合は、路体の最下層に使用しなければならない。	1	2	4	3	7	7.岩塊、玉石の路体盛土	受注者は、路体盛土工の主材料が岩塊、玉石である場合は、空隙を細かい材料で充填しなければならない。止むを得ず30cm程度のものを使用する場合は、路体の最下層に使用しなければならない。	語句の統一
1	2	4	4	11	11.接続部の緩和区間	受注者は、特に指示する場合を除き、片切り、片盛りの接続部には1:4程度の勾配をもって緩和区間を設けなければならない。また、掘削(切土)部、盛土部の縦断方向の接続部にはすり付け区間を設けて路床支持力の不連続をさげなければならない。	1	2	4	4	11	11.接続部の緩和区間	受注者は、特に指示する場合を除き、片切り、片盛りの接続部には1:4程度の勾配をもって緩和区間を設けるものとする。また、掘削(切土)部、盛土部の縦断方向の接続部には岩の場合1:5以上、土砂の場合1:10程度のすり付け区間を設けて路床支持力の不連続をさげなければならない。	表現の統一
1	3	2	0	1		土木学会 コンクリート標準示方書(施工編)(平成25年3月)	1	3	2	0	1		土木学会 コンクリート標準示方書(施工編)(平成20年3月)	改定による修正
1	3	2	0	1		土木学会 コンクリート標準示方書(設計編)(平成25年3月)	1	3	2	0	1		土木学会 コンクリート標準示方書(設計編)(平成20年3月)	改定による修正
1	3	2	0	1		土木学会 コンクリートのポンプ施工指針(平成24年6月)	1	3	2	0	1		土木学会 コンクリートのポンプ施工指針(平成12年2月)	改定による修正
1	3	2	0	1		公益社団法人日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事 (平成21年9月)	1	3	2	0	1		(社)日本圧接協会 鉄筋のガス圧接工事標準仕様書 (平成17年4月)	協会組織変更による発行元名および基準書名の修正
1	3	2	0	2	(2)	プレテンション方式のプレストレストコンクリート部材及びオートクレープ養生を行う製品における許容塩化物量(Cl-)は0.30kg/m3以下とする。また、グラウトに含まれる塩化物イオン総量は、セメント質量の0.08%以下とする。	1	3	2	0	2	(2)	プレテンション方式のプレストレストコンクリート部材及びオートクレープ養生を行う製品における許容塩化物量(Cl-)は0.30kg/m3以下とする。また、グラウトに含まれる塩化物イオン総量は、セメント質量の0.08%以下としなければならない。	表現の修正:根拠となる「PCグラウトの設計施工指針」(平成17年12月)には「0.08%以下を標準とする。」であるため

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
1	3	3	2	1	(1)	JISマーク表示認証製品を製造している工場(工業標準化法の一部を改正する法律(平成16年6月9日公布 法律第95号)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場)で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場(全国生コンクリート品質管理協議会の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等)から選定しなければならない。	1	3	3	2	1	(1)	JISマーク表示認証製品を製造している工場(工業標準化法の一部を改正する法律(平成16年6月9日公布)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場)で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場(全国品質管理協議会の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等)から選定し、JIS A 5308(レディーミストコンクリート)に適合するものを 用いなければならない。	組織名称の誤記訂正。 全国品質管理協議会 → 全国生コンクリート品質管理協議会 工場の選定に関する条項であるため、製品に関する部分を削除
1	3	3	2	1	(2)	JISマーク表示認証製品を製造している工場(工業標準化法の一部を改正する法律(平成16年6月9日公布 法律第95号)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場)が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により工事監督員の確認を得なければならない。 なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。	1	3	3	2	1	(2)	JISマーク表示認証製品を製造している工場が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により工事監督員の確認を得なければならない。 なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。	上記(1)に合わせ修正する。
1	3	3	2	3		受注者は、第1編3-3-2第1項(2)に該当する工場が製造するレディーミストコンクリートを用いる場合は、設計図書及び第1編3-5-4材料の計量及び練混ぜの規定によるものとし、配合試験に臨場するとともにレディーミストコンクリート配合計画書及び基礎資料を確認のうえ、使用するまでに工事監督員へ提出しなければならない。また、バッチごとの計量記録やレディーミストコンクリート納入書などの品質を確認、証明できる資料を整備及び保管し、工事監督員又は工事検査員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 「溶融スラグコンクリート品質審査制度」を用いたレディーミストコンクリートを用いる場合は、工場が発行するレディーミストコンクリート配合計画書、レディーミストコンクリート納入書及び香川県が発行する溶融スラグコンクリート品質審査結果通知書を整備及び保管し、工事監督員又は工事検査員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。							受注者は、第1編3-3-2第1項(2)に該当する工場が製造するレディーミストコンクリートを用いる場合は、設計図書及び第1編3-5-4材料の計量及び練混ぜの規定によるものとし、配合試験に臨場するとともにレディーミストコンクリート配合計画書及び基礎資料を確認のうえ、使用するまでに工事監督員へ提出しなければならない。また、バッチごとの計量記録やレディーミストコンクリート納入書などの品質を確認、証明できる資料を整備及び保管し、工事監督員又は工事検査員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	
1	3	5	4	1	(1)	各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を規定の計量誤差内で計量できるものでなければならない。なお、受注者は、各材料の計量方法及び計量装置について、施工計画書に記載しなければならない。	1	3	5	4	1	(1)	各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を規定の計量誤差内で計量できるものとする。なお、受注者は、各材料の計量方法及び計量装置について、施工計画書に記載しなければならない。	表現の統一。
1	3	5	4	2	(1)	受注者は、計量については現場配合によって行わなければならない。また、骨材の表面水率の試験は、JIS A 1111(細骨材の表面水率試験方法)若しくはJIS A 1125(骨材の含水率試験方法及び含水率に基づく表面水率の試験方法)、JIS A 1802「コンクリート生産工程管理用試験方法—遠心力による細骨材の表面水率の試験方法」、JIS A 1803「コンクリート生産工程管理用試験方法—粗骨材の表面水率試験方法」または連続測定が可能な簡易試験方法または工事監督員の承諾を得た方法によらなければならない。なお、骨材が乾燥している場合の有効吸水率の値は、骨材を適切な時間吸水させて求めなければならない。	1	3	5	4	2	(1)	計量は、現場配合によって行わなければならない。また、骨材の表面水率の試験は、JIS A 1111(細骨材の表面水率試験方法)若しくはJIS A 1125(骨材の含水率試験方法及び含水率に基づく表面水率の試験方法)又は工事監督員の承諾を得た方法によらなければならない。なお、骨材が乾燥している場合の有効吸水率の値は、骨材を適切な時間吸水させて求めなければならない。	諸基準の改定に伴う修正。コンクリート標準示方書(施工編)施工標準5章製造 5.3 軽量の改定による。 文章表現の修正
1	3	5	4	2	(5)	受注者は、材料の計量値を、自動記録装置により記録しなければならない。	1	3	5	4	2	(5)	材料の計量値は、自動記録装置により記録しなければならない。	文書表現の適正化

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
1	3	5	4	3	(2)	受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2(練混ぜ性能試験方法)及び土木学会規準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。	1	3	5	4	3	(2)	受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、JIS A 1119(ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法)及び土木学会規準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。	諸基準の改定に伴う修正
1	3	6	4	1	1.一般事項	受注者は、コンクリートを速やかに運搬し、直ちに打込み、十分に締固めなければならない。練混ぜから打ち終わるまでの時間は、原則として外気温が25℃を超える場合で1.5時間、25℃以下の場合で2時間を超えないものとし、かつコンクリートの運搬時間(練り混ぜ開始から荷卸し地点に着するまでの時間)は1.5時間以内としなければならない。これ以外で施工する可能性がある場合は、工事監督員と協議しなければならない。なお、コンクリートの練混ぜから打ち終わるまでの時間中、コンクリートを日光、風雨等から保護しなければならない。	1	3	6	4	1	1.一般事項	受注者は、コンクリートを速やかに運搬し、直ちに打込み、十分に締固めなければならない。練混ぜから打ち終わるまでの時間は、原則として外気温が25℃を超える場合で1.5時間、25℃以下の場合で2時間を超えないものとする。これ以外で施工する可能性がある場合は、工事監督員と協議しなければならない。なお、この時間中、コンクリートを日光、風雨等に対し保護しなければならない。	H23.12.20「JIS A 5308の追補改正」による追記、および目的語の明確化
1	3	6	4	2	2.適用気温	受注者は、コンクリートの打込みを、日平均気温が4℃を超え25℃以下の範囲に予想されるときに実施しなければならない。日平均気温の予想がこの範囲にない場合には、第1編第3章第9節暑中コンクリート、10節寒中コンクリートの規定による。	1	3	6	4	2	2.適用気温	受注者は、コンクリートの打込みを、日平均気温が4℃を超え25℃以下の範囲に予想されるときに実施しなければならない。日平均気温の予想がこの範囲にない場合には、第1編第3章9節暑中コンクリート、10節寒中コンクリートの規定による。	表現の統一
1	3	6	5	1	1.一般事項	受注者は、コンクリートの締固めに際し、棒状バイブレータを用いなければならない。なお、薄い壁等バイブレータの使用が困難な場所には、型枠バイブレータを使用しなければならない。	1	3	6	5	1	1.一般事項	受注者は、コンクリートの締固めに際し、バイブレータを用いなければならない。なお、薄い壁等バイブレータの使用が困難な場所には、型枠振動機を使用しなければならない。	諸基準の改定に伴う修正
1	3	6	6	0	3-6-6	沈下ひび割れに対する処置	1	3	6	6	0	3-6-6	沈下ひび割れに対する処置	語句の修正
1	3	6	6	2	2.沈下、ひびわれの防止	受注者は、沈下ひび割れが発生した場合、タンピングや再振動を行い、これを修復しなければならない。再振動にあたっては、その時期をあらかじめ定めるなどコンクリートの品質の低下を招かないように注意して行わなければならない。	1	3	6	6	2	2.沈下、ひびわれの防止	受注者は、沈下ひびわれが発生した場合、直ちにタンピングや再振動を行い、これを消さなければならない。	コンクリート標準示方書(2007)と整合
1	3	6	7	9	9.ひび割れ誘発目地	受注者は、温度変化や乾燥収縮などにより生じるひび割れを集中させる目的で、ひび割れ誘発目地を設けようとする場合は、構造物の強度及び機能を害さないように、その構造および位置について、工事監督員と協議しなければならない。	1	3	6	7	9	9.ひび割れ誘発目地	受注者は、温度変化や乾燥収縮などにより生じるひび割れを集中させる目的で、必要に応じてひび割れ誘発目地を設ける場合は工事監督員と協議の上、設置するものとする。ひび割れ誘発目地は、構造物の強度及び機能を害さないように、その構造および位置を定めなければならない。	文章表現の修正
1	3	6	9	1	1.一般事項	受注者はコンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度および湿潤状態に保ち、有害な作用の影響を受けないように、養生しなければならない。	1	3	6	9	1	1.一般事項	受注者はコンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度及び湿度条件を保ち、有害な作用の影響を受けないように、養生しなければならない。	表現の統一、誤字の修正。
1	3	6	9	2	2.湿潤状態の保持	受注者は、コンクリートの表面を荒らさないで作業できる程度に硬化した後に、露出面を一定期間、十分な湿潤状態に保たなければならない。養生方法の選定にあたっては、その効果を確かめ、適切に湿潤養生期間を定めなければならない。ただし、通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表3-3を標準とする。	1	3	6	9	2	2.湿潤状態の保持	受注者は、コンクリートの露出面を養生用マット、ぬらした布等で、これを覆うか、又は散水、湛水を行い、少なくとも表3-3の期間、常に湿潤状態を保たなければならない。	諸基準の改定に伴う修正(コンクリート標準示方書)
1	3	6	9	2		表3-3 コンクリートの標準養生期間	1	3	6	9	2		表3-3 コンクリートの養生期間	コンクリート標準示方書の記述に準じて標準養生期間とする
1	3	7	1	2	2.照査	受注者は、施工前に、設計図書に示された形状および寸法で、鉄筋の組立が可能か、また打込みおよび締め固め作業を行うために必要な空間が確保されていることを確認しなければならない。不備を発見したときは工事監督員に協議しなければならない。	1	3	7	1	2	2.照査	受注者は、施工前に、配筋図、鉄筋組立図、及びかぶり詳細図により組立可能か、また配力鉄筋及び組立筋を考慮したかぶりとなっているかを照査し、不備を発見したときは工事監督員に協議しなければならない。	諸基準の改定に伴う修正(コンクリート標準示方書)
1	3	7	1	3	3.亜鉛めっき鉄筋の加工	受注者は、亜鉛めっき鉄筋の加工を行う場合、その特性に応じた適切な方法でこれを行わなければならない。	1	3	7	1	3	3.亜鉛メッキ鉄筋の加工	受注者は、亜鉛メッキ鉄筋の加工を行う場合、その特性に応じた適切な方法でこれを行わなければならない。	「メッキ」の表記を「めっき」に統一

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
1	3	7	3	3	3.鉄筋の曲げ半径	受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書(設計編) 本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」(土木学会、平成25年3月)の規定による。これにより難い場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。	1	3	7	3	3	3.鉄筋の曲げ半径	受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書(設計編)第13章鉄筋に関する構造細目」(土木学会、平成20年3月)の規定による。これにより難い場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。	諸基準の改定に伴う修正
1	3	7	3	5	5.かぶり	受注者は、設計図書に示されていない鋼材等(組立用鉄筋や金網、配管など)を配置する場合は、その鋼材等についても所定のかぶりを確保し、かつその鋼材等と他の鉄筋とのあきを粗骨材の最大寸法の4/3以上としなければならない。	1	3	7	3	5	5.かぶり	受注者は、設計図書に示されていない鋼材(組立用鉄筋など)を配置する場合は、その鋼材についても所定のかぶりを確保し、かつその鋼材と他の鉄筋とのあきを粗骨材の最大寸法の4/3以上としなければならない。	ひび割れ防止金網や配管、配線等に関連するトラブルが多いことから追加
1	3	7	4	3	3.鉄筋かぶりの確保	受注者は、設計図書に特に定めのない限り、鉄筋のかぶりを保つよう、スペーサーを設置するものとし、構造物の側面については1m2あたり2個以上、構造物の底面については、1m2あたり4個以上設置し、個数について、鉄筋組立て完了時の段階確認時に確認を受けなければならない。鉄筋のかぶりとはコンクリート表面から鉄筋までの最短距離をいい、設計上のコンクリート表面から主鉄筋の中心までの距離とは異なる。また、受注者は、型枠に接するスペーサーについてはコンクリート製あるいはモルタル製で本体コンクリートと同等以上の品質を有するものを使用しなければならない。なお、これ以外のスペーサーを使用する場合は工事監督員と協議しなければならない。	1	3	7	4	3	3.鉄筋かぶりの確保	受注者は、設計図書に特に定めのない限り、鉄筋のかぶりを保つよう、スペーサーを設置するものとし、構造物の側面については1m2あたり2個以上、構造物の底面については、1m2あたり4個以上設置しなければならない。設計上のコンクリート表面から主鉄筋の中心までの距離をいい、設計上のコンクリート表面から主鉄筋の中心までの距離とは異なる。また、受注者は、型枠に接するスペーサーについてはコンクリート製あるいはモルタル製で本体コンクリートと同等以上の品質を有するものを使用しなければならない。なお、これ以外のスペーサーを使用する場合は工事監督員と協議しなければならない。	段階確認時の個数確認について追記する
1	3	7	5	2	2.重ね継手	受注者は、鉄筋の重ね継手を行う場合は、設計図書に示す長さを重ね合わせて、直径0.8mm以上のなまし鉄線で数ヶ所緊結しなければならない。なお、エポキシ系樹脂塗装鉄筋の重ね継手長さは、「エポキシ樹脂塗装鉄筋を用いる鉄筋コンクリートの設計施工指針【改訂版】H15.11土木学会鉄筋」により、コンクリートの付着強度を無塗装鉄筋の85%として求めてよい。	1	3	7	5	2	2.重ね継手	受注者は、鉄筋の重ね継手を行う場合は、設計図書に示す長さを重ね合わせて、直径0.8mm以上のなまし鉄線で数箇所緊結しなければならない。	エポキシ系樹脂塗装鉄筋を使用する際の注意点について追加表現の統一。
1	3	7	6	1		なお、受注者は、ガス圧接の施工方法を熱間押し抜き法とする場合は、設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	1	3	7	6	1		なお、ガス圧接の施工方法は、熱間押し抜き法とする場合は、設計図書に関して工事監督員の承諾を得るものとする。	文章表現の修正
1	3	7	6	3	3.圧接の禁止	受注者は、規格又は形状の著しく異なる場合及び径の差が7mmを超える場合は手動ガス圧接してはならない。ただし、D41とD51の場合はこの限りではない。	1	3	7	6	3	3.圧接の禁止	受注者は、規格又は形状の著しく異なる場合及び径の差が7mmを超える場合は圧接してはならない。ただし、D41とD51の場合はこの限りではない。	「鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事」の改定による。
1	3	7	6	5	5.圧接面のすき間	突合わせた圧接面は、なるべく平面とし周辺のすき間は2mm以下とする。	1	3	7	6	5	5.圧接面のすき間	突合わせた圧接面は、なるべく平面とし周辺のすき間は以下のとおりとする。	「鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事」の改定による
					削除		1	3	7	6	5	(1)	SD490以外の鉄筋を圧接する場合:すき間3mm以下	
					削除		1	3	7	6	5	(2)	SD490の鉄筋を圧接する場合:すき間2mm以下	
					削除		1	3	7	6	5		但し、SD490以外の鉄筋を自動ガス圧接する場合は、すき間は2mm以下とする。	
1	3	8	3	1	1.一般事項	受注者は、型枠を締付けるにあたって、ボルトまたは棒鋼を用いなければならない。また、外周をバンド等で締め付ける場合、その構造、施工手順等を施工計画書に記載しなければならない。なお、型枠取り外し後はコンクリート表面にこれらの締付け材を残しておいてはならない。	1	3	8	3	1	1.一般事項	受注者は、型枠を締付けるにあたって、ボルト又は棒鋼を用いなければならない。また、外周をバンド等で締め付ける場合、その構造、施工手順等を施工計画書に記載しなければならない。なお、受注者は、これらの締付け材を型枠取り外し後、コンクリート表面に残しておいてはならない。	文章表現の修正
1	3	9	2	1	1.施工計画書	暑中コンクリートにおいて、減水剤、AE減水剤、流動化剤等を使用する場合はJIS A 6204(コンクリート用化学混和剤)の規格に適合する遅延形のものを使用することが望ましい。なお、受注者は、遅延剤を使用する場合には使用したコンクリートの品質を確かめ、その使用方法添加量等について施工計画書に記載しなければならない。	1	3	9	2	1	1.施工計画書	受注者は、暑中コンクリートにおいて、減水剤、AE減水剤、流動化剤等を使用する場合はJIS A 6204(コンクリート用化学混和剤)の規格に適合する遅延形のものを使用しなければならない。なお、遅延剤を使用する場合には使用したコンクリートの品質を確かめ、その使用方法添加量等について施工計画書に記載しなければならない。	コンクリート標準示方書の記載のとおり修正する。(遅延型のものを使用しなくても施工できる場合もあるため)

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
1	3	9	2	3	3.打設時のコンクリート温度	打設時のコンクリート温度は、35℃以下を標準とする。コンクリート温度がこの上限値を超える場合には、コンクリートが所要の品質を確保できることを確かめなければならない。	1	3	9	2	3	3.打設時のコンクリート温度	打設時のコンクリート温度は、35℃以下とする。	諸基準の改定に伴う修正(コンクリート標準示方書)
1	3	10	3	5		表3-4 寒中コンクリートの養生期間	1	3	10	3	5		表3-4 寒中コンクリートの養生期間	表1-3-4 寒中コンクリートの養生機関の『構造物の露出状態』という表記がコンクリート標準示方書施工編(2012)の表12.6.2の表記と異なっているため、整合させる。コンクリート標準示方書が改定されていることから併せて改定する。
1	3	12	2	7	7.水中コンクリートの打設方法	受注者は、ケーシング(コンクリートポンプとケーシングの併用方式)、トレミーまたはコンクリートポンプを使用してコンクリートを打設しなければならない。これにより難しい場合は、代替工法について工事監督員と協議しなければならない。	1	3	12	2	7	7.水中コンクリートの打設方法	コンクリートは、ケーシング(コンクリートポンプとケーシングの併用方式)、トレミー又はコンクリートポンプを使用して打設しなければならない。これにより難しい場合は、代替工法について工事監督員と協議のうえ施工しなければならない。	文章表現の修正
1	3	12	2	9	(1)	受注者は、トレミーを水密でコンクリートが自由落下できる大きさとし、打設中は常にコンクリートで満たさなければならない。また、打設中にトレミーを水平移動してはならない。	1	3	12	2	9	(1)	トレミーは、水密でコンクリートが自由落下できる大きさとし、打設中は常にコンクリートで満たさなければならない。また、トレミーは、打設中水平移動してはならない。	文章表現の修正
1	3	13	3	4	(3)	受注者は、コンクリート製造設備の整ったプラントで練り混ぜなければならない。なお、やむを得ず現場で水中不分離性混和剤及び高性能減水剤を添加する場合は、事前に以下の項目を検討し工事監督員と協議しなければならない。	1	3	13	3	4	(3)	受注者は、コンクリート製造設備の整ったプラントで練り混ぜなければならない。なお、やむを得ず現場で水中不分離性混和剤及び高性能減水剤を添加する場合は、事前に次の項目を検討し工事監督員と協議しなければならない。	表現の統一
1	3	14	3	6	(2)	受注者は、規定の高さまで継続して、モルタル注入を行わなければならない。なお、やむを得ず注入を中断し、設計図書又は施工計画にないところに打継目を設ける場合には、事前に打継目処置方法に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	1	3	14	3	6	(2)	受注者は、規定の高さまで継続して、モルタル注入を行わなければならない。なお、やむを得ず注入を中断し、打継目を設ける場合には、事前に設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	(機械故障や天候の急変など不測の事態)して、(設計ないし、施工計画にないところに)打継ぎ目を設けることとなった場合(コンクリート標準示方書解説)の処置であるため、表現を修正
1	3	15	1	1		本節は、袋詰コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に定めのない事項は、第1編第3章第12節水中コンクリートの規定による。	1	3	15	1	1		本節は、袋詰コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に定めのない事項は、第1編第3章12節水中コンクリートの規定による。	誤字の修正。
1	4	0	0	0	第4章	無筋・鉄筋コンクリート(港湾工事)								港湾工事に適用するコンクリートの項目を追加(国土交通省港湾局の「港湾湾工事共通仕様書」を適用)

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
1	4	6	4	1		受注者は、コンクリートを速やかに運搬し、直ちに打込み、十分に締固めなければならない。練混ぜてから打ち終わるまでの時間は、原則として外気温が25℃を超える場合で1.5時間、25℃以下の場合で2時間を超えないものとし、かつコンクリートの運搬時間(練り混ぜ開始から荷卸し地点に到着するまでの時間)は1.5時間以内としなければならない。これ以外で施工する可能性がある場合は、設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。なお、この時間中、コンクリートを日光、風雨等に対し保護しなければならない。	1	4	6	4	1		受注者は、コンクリートを速やかに運搬し、直ちに打込み、十分に締固めなければならない。練混ぜてから打ち終わるまでの時間は、原則として外気温が25℃を超える場合で1.5時間、25℃以下の場合で2時間を超えないものとする。これ以外で施工する可能性がある場合は、設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。なお、この時間中、コンクリートを日光、風雨等に対し保護しなければならない。	
2	1	1	0	1		工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、本共通仕様書に示す規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。ただし、工事監督員が承諾した材料及び設計図書に明示されていない仮設材料については除くものとする。	2	1	1	0	1		工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、この共通仕様書に示す規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。ただし、工事監督員が承諾した材料及び設計図書に明示されていない仮設材料については除くものとする。	表現の統一
2	1	2	0	3	3.試験を行う工事材料	受注者は、設計図書において試験を行うこととしている工事材料について、JISまたは設計図書に定める方法により試験を実施し、その結果を工事監督員に提出しなければならない。なお、JISマーク表示品については試験を省略できる。	2	1	2	0	3	3.試験を行う工事材料	受注者は、設計図書において試験を行うこととしている工事材料について、JIS又は設計図書で指示する方法により、試験を実施しその結果を工事監督員に提出しなければならない。なお、JISマーク表示品については試験を省略できる。	語句の統一
2	1	2	0	4	4.見本・品質証明資料	受注者は、設計図書において指定された工事材料について、見本又は品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに工事監督員に承諾を受けなければならない。なお、JISマーク表示品については、JISマーク表示状態の確認とし見本または品質を証明する資料の提出は省略できる。	2	1	2	0	4	4.見本・品質証明資料	受注者は、設計図書において指定された工事材料について、見本又は品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに工事監督員に提出しなければならない。なお、JISマーク表示品については、JISマーク表示状態の確認とし見本または品質を証明する資料の提出は省略できる。	設計図書で指定された工事材料は、品質証明資料等とともに「材料確認書」を監督職員へ提出し、確認を受けることから、整合をはかり条文を修正した。
2	1	2	0	6	6.海外の建設資材の品質証明	受注者は、海外で生産された建設資材のうちJISマーク表示品以外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を工事監督員に提出しなければならない。なお、表2-1-1に示す海外で生産された建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査証明書を材料の品質を証明する資料とすることができる。	2	1	2	0	6	6.海外の建設資材の品質証明	受注者は、第1節でいう同等以上の品質を有するものとして、海外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書(以下「海外建設資材品質審査証明書」という。)を材料の品質を証明する資料とすることができる。なお、JIS規格が定まっている建設資材のうち、海外のJISマーク表示認証工場以外で生産された建設資材を使用する場合は、海外建設資材品質審査証明書を工事監督員に提出するものとする。また、JIS認証外の製品として生産・納入されている建設資材については、海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を工事監督員に提出しなければならない。	受注者が実施するべき内容を主として条文を見直した。
2	1	2	0	6		表2-1-1「海外建設資材品質審査・証明」対象資材								受注者が実施するべき内容を主として条文を見直したことに伴い、対象資材(39品目)の区分表を追加
2	2	2	5	1		玉石は、天然に産し、丸みをもつ石で通常おおむね15cm～25cmのものとし、形状はおおむね卵体とし、表面が粗雑なもの、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。	2	2	2	5	1		玉石は、天然に産し、丸みをもつ石で通常おおむね15cm～25cmのものとし、形状は概ね卵体とし、表面が粗雑なもの、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。	表記の統一
2	2	2	7	1	1.砂利、碎石	砂利、碎石の粒度、形状及び有機物含有量は、本仕様書における関係条項の規定に適合するものとする。	2	2	2	7	1	1.砂利、碎石	砂利、碎石の粒度、形状及び有機物含有量は、この仕様書における関係条項の規定に適合するものとする。	表現の統一
2	2	2	7	1	2.砂	砂の粒度及びごみ・どろ・有機不純物等の含有量は、本仕様書における関係条項の規定に適合するものとする。	2	2	2	7	1	2.砂	砂の粒度及びごみ・どろ・有機不純物等の含有量は、この仕様書における関係条項の規定に適合するものとする。	表現の統一
2	2	3	1	1		JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)附属書A(レディーミクストコンクリート用骨材)								関連するJIS規格を追加
2	2	3	1	7	7.海砂使用の場合の注意	受注者は、細骨材として海砂を使用する場合、細骨材貯蔵設備の排水不良に起因して濃縮された塩分が滞留することのないように施工しなければならない。	2	2	3	1	7	7.海砂使用の場合の注意	細骨材として海砂を使用する場合は、細骨材貯蔵設備の排水不良に起因して濃縮された塩分が滞留することのないように施工しなければならない。	表現の統一

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
2	2	3	1	8	8.海砂の塩分の許容限度	受注者は、プレストレストコンクリート部材に細骨材として海砂を使用する場合、シース内のグラウト及びプレテンション方式の部材の細骨材に含まれる塩分の許容限度は、原則として細骨材の絶対質量に対しNaClに換算して0.03%以下としなければならない。	2	2	3	1	8	8.海砂の塩分の許容限度	プレストレストコンクリート部材に細骨材として海砂を使用する場合には、シース内のグラウト及びプレテンション方式の部材の細骨材に含まれる塩分の許容限度は、原則として細骨材の絶対質量に対しNaClに換算して0.03%以下としなければならない。	表現の統一
2	2	3	2	2	2.細骨材及び粗骨材の使用規定	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験で、損失質量が品質管理基準の規格値を超えた細骨材及び粗骨材は、これを用いた同程度のコンクリートが、予期される気象作用に対して十分な耐凍害性を示した実例がある場合には、これを用いてよいものとする。	2	2	3	2	2	2.細骨材及び粗骨材の使用規定	硫酸ナトリウムによる安定性の試験で、損失質量が品質管理基準の規格値を超えた細骨材及び粗骨材は、これを用いた同程度のコンクリートが、予期される気象作用に対して十分な耐凍害性を示した実例がある場合には、これを用いてよいものとする。	2007コンクリート標準示方書[施工編](3.4.1細骨材)と整合を図り、試験名称の誤りを修正硫酸ナトリウムによる安定性の試験→硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験
2	2	3	2	5	5.すりへり減量の限度	舗装コンクリートに用いる粗骨材は、すりへり試験を行った場合のすりへり減量の限度は35%以下とする。なお、積雪寒冷地においては、すりへり減量が25%以下のものを使用するものとする。	2	2	3	2	5	5.すりへり減量の限度	すりへり試験を行った場合のすりへり減量の限度は、舗装コンクリートの場合は35%以下とする。なお、積雪寒冷地においては、すりへり減量が25%以下のものを使用するものとする。	対象となる材料を明確するため修正
2	2	3	3	2	2.碎石の材質	碎石の材質については、表2-6の規格に適合するものとする。	2	2	3	3	2	2.碎石の材質	碎石の材質については、表2-6によるものとする。	表現の統一
2	2	3	3	4	4.鉄鋼スラグ	鉄鋼スラグは、硫黄分による黄濁水が流出せず、かつ、細長いあるいは扁平なもの、ごみ、泥、有機物などを有害量含まないものとする。その種類と用途は表2-8によるものとする。また、単粒度製鋼スラグ、クラッシュラン製鋼スラグ及び水硬性粒度調整鉄鋼スラグの粒度規格、及び環境安全品質基準はJIS A 5015(道路用鉄鋼スラグ)によるものとし、その他は碎石の粒度に準ずるものとする。	2	2	3	3	4	4.鉄鋼スラグ	鉄鋼スラグは、硫黄分による黄濁水が流出せず、かつ、細長いあるいは扁平なもの、ごみ、泥、有機物などを有害量含まないものとする。その種類と用途は表2-8によるものとする。また、単粒度製鋼スラグ、クラッシュラン製鋼スラグ及び水硬性粒度調整鉄鋼スラグの粒度規格はJIS A 5015(道路用鉄鋼スラグ)によるものとし、その他は碎石の粒度に準ずるものとする。	
2	2	3	3	5	5.鉄鋼スラグの規格(路盤材用)	路盤材に用いる鉄鋼スラグの規格は、表2-9の規格に適合するものとする。	2	2	3	3	5	5.鉄鋼スラグの規格	鉄鋼スラグの規格は、表2-9の規格に適合するものとする。	鉄鋼スラグの種類(高炉スラグ、製鋼スラグ)とその用途・使い分けを明確にするため修正
2	2	3	3	5		表2-9 鉄鋼スラグの規格	2	2	3	3	5		表2-9 鉄鋼スラグの規格	鉄鋼スラグの種類(高炉スラグ、製鋼スラグ)とその用途・使い分けを明確にするため修正
2	2	3	3	6	6.鉄鋼スラグの規格(加熱アスファルト混合物用、瀝青安定処理用)	加熱アスファルト混合物、瀝青安定処理(加熱混合)に用いる鉄鋼スラグ(製鋼スラグ)は、表2-10の規格に適合するものとする。	2	2	3	3	6	6.製鋼スラグの規格	製鋼スラグの規格は、表2-10の規格に適合するものとする。	鉄鋼スラグの種類(高炉スラグ、製鋼スラグ)とその用途・使い分けを明確にするため修正
2	2	3	3	6		表2-10 製鋼スラグの規格	2	2	3	3	6		表2-10 製鋼スラグの規格	鉄鋼スラグの種類(製鋼スラグ)とその用途・使い分けを明確にするため修正
2	2	3	3	8		表2-11 スクリーニングスの粒度範囲	2	2	3	3	8		表2-11 スクリーニングスの粒度範囲	「舗装施工便覧H18」と整合を図り修正
2	2	3	4	1		表2-12 アスファルトコンクリート再生骨材の品質	2	2	3	4	1		表2-12 アスファルトコンクリート再生骨材の品質	「舗装施工便覧H18」と整合を図り修正
2	2	3	5	3	3.石灰岩以外の石粉の規定	フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をファイラーとして用いる場合は表2-14の規格に適合するものとする。	2	2	3	5	3	3.石灰岩以外の石粉の規定	フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をファイラーとして用いる場合は表2-14に適合するものとする。	表現の統一

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）						旧条文（平成25年7月）								
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
2	2	3	6	1		表2-15 舗装用石油アスファルトの規格	2	2	3	6	1		表2-15 舗装用石油アスファルトの規格	「舗装再生便覧(平成22年版)」の修正(表中の数値の修正、記述項目の追加)による改定
2	2	3	6	1		表2-16 石油アスファルト乳剤の規格	2	2	3	6	1		表2-16 石油アスファルト乳剤の規格	JIS規格と整合を図り修正 JIS制定年を削除し、規格名称を記載。また、試験名称の誤りを修正
2	2	5	2	1		JIS G 3140(橋梁用高降伏点鋼板)								2011年の新規JIS策定による追加。
2	2	5	6	1		摩擦接合用トルシア形高力ボルト・六角ナット・平座金のセット(日本道路協会)	2	2	5	6	1		トルシア形高力ボルト・六角ナット・平座金のセット(日本道路協会)	
2	2	5	7	1		JIS Z 3315(耐候性鋼用のマグ溶接及びミグ溶接用ソリッドワイヤ)	2	2	5	7	1		JIS Z 3315(耐候性鋼用炭酸ガスアーク溶接ソリッドワイヤ)	
2	2	5	7	1		JIS Z 3320(耐候性鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ)	2	2	5	7	1		JIS Z 3320(耐候性鋼用炭酸ガスアーク溶接フラックス入りワイヤ)	
2	2	6	1	3	3.サイロの構造	受注者は、セメントを貯蔵するサイロに、底にたまって出ない部分がないような構造としなければならない。	2	2	6	1	3	3.サイロの構造	セメントを貯蔵するサイロは、底にたまって出ない部分がないような構造とするものとする。	
2	2	6	1	4	4.異常なセメント使用時の注意	受注者は、貯蔵中に塊状になったセメントを用いてはならない。また、湿気をうけた疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。	2	2	6	1	4	4.異常なセメント使用時の注意	受注者は、貯蔵中に塊状になったセメント、または湿気をうけた疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。	
2	2	6	2	2	2.普通ポルトランドセメントの規定	コンクリート構造物に使用する普通ポルトランドセメントは、 本条3項、4項 の規定に適合するものとする。	2	2	6	2	2	2.普通ポルトランドセメントの規定	コンクリート構造物に使用する普通ポルトランドセメントは、 次項以降 の規定に適合するものとする。	
2	2	6	2	2		なお、小規模工種で、1工種当たりの総使用量が10m3未満の場合は、 本条項 の適用を除外することができる。	2	2	6	2	2		なお、小規模工種で、1工種当たりの総使用量が10m3未満の場合は、 この項 の適用を除外することができる。	
2	2	6	3	5	5.急結剤	急結剤は、「 コンクリート標準示方書(規準編)JSCE-D 102-2005 吹付けコンクリート(モルタル)用急結剤品質規格(案) 」(土木学会、平成22年11月)の規格に適合するものとする。	2	2	6	3	5	5.急結剤	急結剤は、JSCE-D 102に適合するものとする。	改定年度を反映
2	2	6	4	1	1.練混ぜ水	コンクリートの練混ぜに用いる水は、上水道または JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)附属書C(レディーミクストコンクリートの練混ぜに用いる水) の規格に適合するものとする。また、養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではならない。	2	2	6	4	1	1.練混ぜ水	コンクリートに使用する練混ぜ水は、上水道又は JIS A 5308:2009(レディーミクストコンクリート)付属書3 に適合したものでなければならない。また養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではならない。	
2	2	6	4	2	2.海水の使用禁止	受注者は、鉄筋コンクリートには、海水を練混ぜ水として使用してはならない。ただし、用心鉄筋やセパレータを配置しない無筋コンクリートには、 海水を用いることでコンクリートの品質に悪影響がないことを確認したうえで、練混ぜ水として用いてよいものとする。	2	2	6	4	2	2.海水の使用禁止	受注者は、鉄筋コンクリートには、海水を練混ぜ水として使用してはならない。ただし、用心鉄筋を配置しない無筋コンクリートには 海水を用いても良い。	諸基準の改定に伴う修正
2	2	7	1	2	2.塩化物含有量	セメントコンクリート中の塩化物含有量は、コンクリート中に含まれる塩化物イオン(Cl-)の総量で表すものとし、練混ぜ時の全塩化物イオンは0.30kg/m3以下とするものとする。なお、受注者は、これを超えるものを使用する場合は、設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	2	2	7	1	2	2.塩化物含有量	セメントコンクリート中の塩化物含有量は、コンクリート中に含まれる塩化物イオン(Cl-)の総量で表すものとし、練混ぜ時の全塩化物イオンは0.30kg/m3以下とする。なお、これを超えるものを使用する場合は、設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）					改定理由				
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節		条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文
2	2	7	2	2		セメントコンクリート製品は、以下の規格に適合するものとする。 JIS A5361(プレキャストコンクリート製品一種類、製品の呼び方及び表示の通則) JIS A 5364(プレキャストコンクリート製品一材料及び製造方法の通則) JIS A 5365(プレキャストコンクリート製品一検査方法通則) JIS A 5371(プレキャスト無筋コンクリート製品)※ JIS A 5372(プレキャスト無筋コンクリート製品)※ JIS A 5373(プレキャストプレストレストコンクリート製品) JIS A 5406(建築用コンクリートブロック) JIS A 5506(下水道用マンホールふた) ※ただし「溶融スラグ二次製品品質検査制度」を用いたセメントコンクリート製品の規格は、溶融スラグを用いること以外はJIS規格(プレキャスト無筋コンクリート製品はJIS A 5317、プレキャスト鉄筋コンクリート製品はJIS A 5372)に適合するものとする。	2	2	7	2	2		セメントコンクリート製品は次の規格に適合するものとする。 JIS A5361(プレキャストコンクリート製品一種類、製品の呼び方及び表示の通則) JIS A 5364(プレキャストコンクリート製品一材料及び製造方法の通則) JIS A 5365(プレキャストコンクリート製品一検査方法通則) JIS A 5371(プレキャスト無筋コンクリート製品) JIS A 5372(プレキャスト無筋コンクリート製品) JIS A 5373(プレキャストプレストレストコンクリート製品) JIS A 5406(建築用コンクリートブロック) JIS A 5506(下水道用マンホールふた)	
2	2	8	1	2	2.ポリマー改質アスファルト	ポリマー改質アスファルトの性状は、表2-19の規格に適合するものとする。なお、受注者は、プラントミックスタイプを使用する場合、使用する舗装用石油アスファルトに改質材料を添加し、その性状が表2-19に示す値に適合していることを施工前に確認するものとする。	2	2	8	1	2	2.ポリマー改質アスファルト	ポリマー改質アスファルトは表2-19の性状に適合するものとする。また、受注者は、プラントミックスタイプについては、使用する舗装用石油アスファルトに改質材料を添加し、その性状が表2-19に示す値に適合していることを確認しなければならない。	
2	2	8	3	0		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(平成26年7月改正 制令第269号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-24、表2-25、表2-26の規格に適合するものとする。	2	2	8	3	0		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-24、表2-25、表2-26の規格に適合するものとする。	諸基準の改定に伴う修正
2	2	8	3	0		表2-26 再生用添加剤の標準的性状	2	2	8	3	0		表2-26 再生用添加剤の品質プラント再生用	
2	2	11	1	4	4.道路標識支柱のさび止め塗料等の規格	受注者は、道路標識の支柱のさび止め塗料もしくは、下塗り塗料については以下の規格に適合したものとする。	2	2	11	1	4	4.道路標識支柱のさび止め塗料等の規格	受注者は、道路標識の支柱のさび止め塗料もしくは、下塗り塗料については以下の規格に適合したものとする。	表現の統一。「下塗り」またはタイトルに用いる場合のみ送り仮名なし。
						削除	2	2	11	1	4		JIS K 5623(亜酸化鉛さび止めペイント)	JISの廃止に伴い削除。
						削除	2	2	11	1	4		JIS K 5625(シアナミド鉛さび止めペイント)	JISの廃止に伴い削除。
2	2	11	1	5	5.塗料の保管	受注者は、塗料を直射日光を受けない場所に保管し、その取扱いは関係諸法令及び諸法規を遵守しなければならない。	2	2	11	1	5	5.塗料の保管	受注者は、塗料を、直射日光を受けない場所に保管し、その取扱いは関係諸法令、諸法規を遵守して行わなければならない。	
2	2	12	1	0		表2-27 封入レンズ型反射シートの反射性能	2	2	12	1	1		表2-27 反射性能(反射シートの再帰反射係数)	諸基準の改定に伴う修正。「反射シートの反射性能」が変更されたため、表の名称を変更する。
2	2	12	1	0		表2-28 カプセルレンズ型反射シートの反射性能	2	2	12	1	1		表2-28 反射性能(反射シートの再帰反射係数)	諸基準の改定に伴う修正。「反射シートの反射性能」が変更されたため、表の名称を変更する。
						削除	2	2	12	2	0		1種(トラフィックペイント常温)	1種～3種の規格は「JIS K 5665(路面標示用塗料)」で網羅されており、重複することから削除

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
						削除	2	2	12	2	0		2種(" 加熱)	1種～3種の規格は「JIS K 5665(路面標示用塗料)」で網羅されており、重複することから削除
						削除	2	2	12	2	0		3種1号(" 溶融)	1種～3種の規格は「JIS K 5665(路面標示用塗料)」で網羅されており、重複することから削除
2	3	1	0	1		工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、この共通仕様書に示す規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有しなければならない。なお、受注者が同等以上の品質を有するものとして、海外の建設資材を用いる場合は、 外国産資材の品質審査・証明事業を実施する機関が発行する外国産資材品質審査証明書(以下「外国産資材品質審査証明書」という。) あるいは、 海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書(以下「海外建設資材品質審査証明書」という。) を材料の品質を証明する資料とすることができる。ただし、工事監督員が設計図書に関して承諾した材料及び設計図書に明示されていない仮設材料については除くものとする。	2	3	1	0	1		工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、この共通仕様書に示す規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。なお、請負者が同等以上の品質を有するものとして、海外の建設資材を用いる場合は、 海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書(以下「海外建設資材品質審査証明書」という。) あるいは、 外国産資材の品質審査・証明事業を実施する機関が発行する外国産資材品質審査証明書(以下「外国産資材品質審査証明書」という。) を材料の品質を証明する資料とすることができる。ただし、工事監督員が設計図書に関して承諾した材料及び設計図書に明示されていない仮設材料については除くものとする。	
2	3	1	0	1		また、JIS規格が定まっている建設資材のうち、海外のJISマーク表示認定工場またはJISマーク表示認証工場以外で生産された建設資材を使用する場合は、 外国産資材品質審査証明書あるいは、海外建設資材品質審査証明書 を提出しなければならない。ただし、JIS認証外の製品として生産・納入されている建設資材については、 外国産資材品質審査証明書、海外建設資材品質審査証明書 あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を提出するものとする。	2	3	1	0	1		また、JIS規格が定まっている建設資材のうち、海外のJISマーク表示認定工場またはJISマーク表示認証工場以外で生産された建設資材を使用する場合は、 海外建設資材品質審査証明書 を提出するものとする。ただし、JIS認定外の製品として生産・納入されている建設資材については、 海外建設資材品質審査証明書 あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を提出するものとする。	
						削除	2	3	2	0	0	第2節	工事材料の品質及び検査(確認を含む)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	2	0	1		請負者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を請負者の責任において整備、保管し、工事監督員から請求があった場合は、直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	2	0	2		約款第13条第1項に規定する「中等の品質」とは、JIS規格に適合したもの又は、これと同等以上の品質を有するものをいう。	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	2	0	3		請負者は、設計図書において試験を行うこととしている工事材料について、JISまたは設計図書で指示する方法により、試験を行わなければならない。	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	2	0	4		請負者は、設計図書において見本又は、品質を証明する資料を工事監督員に提出しなければならない工事材料については、これを提出しなければならない。	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	2	0	5		請負者は、工事材料を使用するまでにその材質に変質が生じないよう、これを保管しなければならない。なお、材質の変質により工事材料の使用が、不適当と工事監督員から指示された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再検査(又は確認)を受けなければならない。	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	2	0	6		請負者は、表3-1の工事材料を使用する場合には、その外観及び品質規格証明書等を照合して確認した資料を事前に工事監督員に提出し、工事監督員の確認を受けなければならない。	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	2	0	6		表3-1 指定材料の品質確認一覧	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	3	0	0	第3節	石材等	4章と同じ内容ため削除

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
						削除	2	3	3	1	0	3-3-1	一般事項	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	3	1	1		工事に使用する土は、設計図書における各工種の施工に適合するものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	3	2	0	3-3-2	石材	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	3	2	1		天然産の石材については、以下の規格に適合するものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	3	2	1		JIS A 5003(石材)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	3	3	0	3-3-3	割ぐり石	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	3	3	1		割ぐり石は、以下の規格に適合するものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	3	3	1		JIS A 5006(割ぐり石)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	3	4	0	3-3-4	雑割石	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	3	4	1		雑割石の形状は、おおむねくさび形とし、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。前面はおおむね四辺形であって二稜辺の平均の長さが控長の2/3程度のものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	3	5	0	3-3-5	雑石(粗石)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	3	5	1		雑石は、天然石または破碎石のとし、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	3	6	0	3-3-6	玉石	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	3	6	1		玉石は、天然に産し、丸みをもつ石で通常おおむね15cm～25cmのものとし、形状は概ね卵体とし、表面が粗雑なもの、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	3	7	0	3-3-7	ぐり石	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	3	7	1		ぐり石は、玉石または割ぐり石で20cm以下の小さいものとし、主に基礎・裏込ぐり石に用いるものであり、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	3	8	0	3-3-8	その他の砂利、碎石、砂	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	3	8	1		1. 砂利、碎石の粒度、形状及び有機物含有量は、この仕様書における関係条項の規定に適合するものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	3	8	1		2. 砂の粒度及びごみ・どろ・有機不純物等の含有量は、この仕様書における関係条項の規定に適合するものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	4	0	0	第4節	骨材	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	4	1	1	3-4-1	一般事項	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	4	1	1		1. 道路用碎石、コンクリート用碎石及びコンクリート用スラグ粗(細)骨材は、以下の規格に適合するものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	4	1	1		JIS A 5005 (コンクリート用碎石及び砕砂)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	4	1	1		JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材(高炉スラグ骨材))	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	4	1	1		JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材(フェロニッケルスラグ骨材))	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	4	1	1		JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材(鋼スラグ骨材))	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	4	1	1		JIS A 5015(道路用鉄鋼スラグ)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	4	1	2		2. 請負者は、骨材を寸法別及び種類別に貯蔵しなければならない。	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	4	1	3		3. 請負者は、骨材に有害物が混入しないように貯蔵しなければならない。	4章と同じ内容ため削除

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
						削除						4	請負者は、粒度調整路盤材等を貯蔵する場合には、貯蔵場所を平坦にして清掃し、できるだけ骨材の分離を生じないようにし、貯蔵敷地面全面の排水を図るようにしなければならない。	4章と同じ内容ため削除
						削除						5	請負者は、水硬性粒度調整鉄鋼スラグ、細骨材、または細粒分を多く含む骨材を貯蔵する場合に、防水シートなどで覆い、雨水がかからないようにしなければならない。	4章と同じ内容ため削除
						削除						6	請負者は、石粉、石灰、セメント、回収ダスト、フライアッシュを貯蔵する場合に、防湿的な構造を有するサイロまたは倉庫等を使用しなければならない。	4章と同じ内容ため削除
						削除						7	細骨材として海砂を使用する場合は、細骨材貯蔵設備の排水不良に起因して濃縮された塩分が滞留することのないように施工しなければならない。	4章と同じ内容ため削除
						削除						8	プレストレストコンクリート部材に細骨材として海砂を使用する場合には、シース内のグラウト及びプレテンション方式の部材の細骨材に含まれる塩分の許容限度は、原則として細骨材の絶対質量に対しNaClに換算して0.03%以下としなければならない。	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	4	2	0	3-4-2	セメントコンクリート用骨材	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	4	2	1	1	細骨材及び粗骨材の粒度は、表3-2、3の規格に適合するものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	4	2	1		表3-2 無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート、プレバッドコンクリートの細骨材の粒度の範囲	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	4	2	1		表3-3 無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート、プレバッドコンクリートの粗骨材の粒度の範囲	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	4	2	2	2	2 硫酸ナトリウムによる安定性の試験で、損失質量が品質管理基準の規格値を超えた細骨材及び粗骨材は、これを用いた同程度のコンクリートが、予期される気象作用に対して満足な耐凍害性を示した実例がある場合には、これを用いてもよいものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	4	2	3		また、これを用いた実例がない場合でも、これを用いてつくったコンクリートの凍結融解試験結果から満足なものであると認められた場合には、これを用いてもよいものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	4	2	4	3	3 気象作用をうけない構造物に用いる細骨材は、本条2項を適用しなくてもよいものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	4	2	5	4	4 化学的あるいは物理的に不安定な細骨材及び粗骨材は、これを用いてはならない。ただし、その使用実績、使用条件、化学的あるいは物理的安定性に関する試験結果等から、有害な影響をもたらさないものであると認められた場合には、これを用いてもよいものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	4	2	6	5	5 すりへり試験を行った場合のすりへり減量の限度は、舗装コンクリートの場合35%以下とする。なお、積雪寒冷地においては、すりへり減量が25%以下のものを使用するものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	4	3	0	3-4-3	アスファルト舗装用骨材	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	4	3	1	1	1 砕石・再生砕石及び鉄鋼スラグの粒度は、表3-4、5、6の規格に適合するものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	4	3	1		表3-4 砕石の粒度	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	4	3	1		表3-5 再生砕石の粒度	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	4	3	1		表3-6 再生粒度調整砕石の粒度	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	4	3	2	2	2 砕石の材質については、表3-7によるものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	4	3	2		表3-7 安定性試験の限度	4章と同じ内容ため削除

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
						削除	2	3	4	3	3	3	砕石の品質は、表3-8の規格に適合するものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	4	3	3		表3-8 砕石の品質	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	4	3	4	4	鉄鋼スラグは硫黄分による黄濁水が流出せず、かつ細長いあるいは扁平なもの、ごみ、泥、有機物などを有重量含まないものとする。その種類と用途は表3-9によるものとする。また、単粒度製鋼スラグ、クラッシュラン製鋼スラグ及び水硬性粒度調整鉄鋼スラグの粒度規格はJIS A 5015(道路用鉄鋼スラグ)によるものとし、その他は砕石の粒度に準ずるものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	4	3	4		表3-9 鉄鋼スラグの種類と主な用途	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	4	3	5	5	鉄鋼スラグの規格は、表3-10の規格に適合するものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	4	3	5		表3-10 鉄鋼スラグの規格	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	4	3	6	6	製鋼スラグの規格は、表3-11の規格に適合するものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	4	3	6		表3-11 製鋼スラグの規格	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	4	3	7	7	砂は、天然砂、人工砂、スクリーニングス(砕石ダスト)などを用い、粒度は混合物に適合するものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	4	3	8	8	スクリーニングス(砕石ダスト)の粒度は、表3-12の規格に適合するものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	4	3	8		表3-12 スクリーニングスの粒度範囲	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	4	4	0	3-4-4	アスファルト用再生骨材	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	4	4	1		再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質は表3-13の規格に適合するものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	4	4	1		表3-13 アスファルトコンクリート再生骨材の品質	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	4	5	0	3-4-5	フィラー	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	4	5	1		1. フィラーは、石灰岩やその他の岩石を粉砕した石粉、消石灰、セメント、回収ダスト及びフライアッシュなどを用いる。石灰岩を粉砕した石粉の水分量は1.0%以下のものを使用する。	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	4	5	2		2. 石灰岩を粉砕した石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲は表3-14の規格に適合するものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	4	5	2		表3-14 石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	4	5	3		3. フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして用いる場合は表3-15に適合するものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	4	5	3		表3-15 フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして使用する場合の規定	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	4	5	4		4. 消石灰をばく離防止のためにフィラーとして使用する場合の品質は、JIS R 9001(工業用石灰)に規定されている生石灰(特号及び1号)、消石灰(特号及び1号)の規格に適合するものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	4	5	5		5. セメントをばく離防止のためにフィラーとして使用する場合の品質は、JIS R 5210(ポルトランドセメント)、及びJIS R 5211(高炉セメント)の規格に適合するものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	4	6	0	3-4-6	安定材	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	4	6	1		1. 瀝青安定処理に使用する瀝青材料の品質は、表3-16に示す舗装用石油アスファルトの規格及び表3-17に示す石油アスファルト乳剤の規格に適合するものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	4	6	1		表3-16 舗装用石油アスファルトの規格	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	4	6	1		表3-17 石油アスファルト乳剤の規格	4章と同じ内容ため削除

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
						削除	2	3	4	6	2	2	セメント安定処理に使用するセメントは、JISに規定されているJIS R 5210（ポルトランドセメント）、及びJIS R 5211（高炉セメント）の規格に適合するものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	4	6	3	3	石灰安定処理に使用する石灰は、JIS R 9001（工業用石灰）の規定される生石灰（特号及び1号）、消石灰（特号及び1号）、またはそれらを主成分とする石灰系安定材に適合するものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	5	0	0	第5節	木材	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	5	1	0	3-5-1	一般事項	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	5	1	1	1	1. 工事に使用する木材は、有害な腐れ、割れ等の欠陥のないものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	5	1	2	2	2. 設計図書に示す寸法の表示は、製材においては仕上がり寸法とし、素材については特に明示する場合は除き末口寸法とするものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	0	0	第6節	鋼材	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	1	1	3-6-1	一般事項	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	1	2	1.	1. 工事に使用する鋼材は、さび、くされ等変質のないものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	1	3	2.	2. 請負者は、鋼材をじんあいや油類等で汚損しないようにするとともに、シート等で腐食対策をしなければならない。	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	2	0	3-6-2	構造用圧延鋼材	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	2	1		構造用圧延鋼材は、以下の規格に適合するものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	2	1		JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	2	1		JIS G 3106（溶接構造用圧延鋼材）	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	2	1		JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	2	1		JIS G 3114（溶接構造用耐熱性熱間圧延鋼材）	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	3	0	3-6-3	軽量形鋼	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	3	1		軽量形鋼は、以下の規格に適合するものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	3	1		JIS G 3350（一般構造用軽量形鋼）	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	4	0	3-6-4	鋼管	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	4	1		鋼管は、以下の規格に適合するものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	4	1		JIS G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管）	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	4	1		JIS G 3452（配管用炭素鋼鋼管）	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	4	1		JIS G 3457（配管用アーク溶接炭素鋼鋼管）	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	4	1		JIS G 3466（一般構造用角形鋼管）	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	4	1		JIS G 5526（ダクタイル鋳鉄管）	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	4	1		JIS G 5527（ダクタイル鋳鉄異形管）	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	5	0	3-6-5	鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	5	1		鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品は、以下の規格に適合するものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	5	1		JIS G 5501（ねずみ鋳鉄品）	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	5	1		JIS G 5101（炭素鋼鋳鋼品）	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	5	1		JIS G 3201（炭素鋼鍛鋼品）	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	5	1		JIS G 5102（溶接構造用鋳鋼品）	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	5	1		JIS G 5111（構造用高張力炭素鋼及び低合金鋼鋳鋼品）	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	5	1		JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）	4章と同じ内容ため削除

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）						旧条文（平成25年7月）								
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
						削除	2	3	6	5	1		JIS G 5502(球状黒鉛鉄品)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	6	0	3-6-6	ボルト用鋼材	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	6	1		ボルト用鋼材は、以下の規格に適合するものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	6	1		JIS B 1180(六角ボルト)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	6	1		JIS B 1181(六角ナット)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	6	1		JIS B 1186(摩擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金のセット)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	6	1		JIS B 1256(平座金)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	6	1		JIS B 1198(頭付きスタッド)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	6	1		JIS M 2506(ロックボルト及びその構成部品)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	6	1		トルシア形高力ボルト・六角ナット・平座金のセット(日本道路協会)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	6	1		支圧接合用打込み式高力ボルト・六角ナット・平座金暫定規格(日本道路協会)(1971)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	7	0	3-6-7	溶接材料	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	7	1		溶接材料は、以下の規格に適合するものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	7	1		JIS Z 3211(軟鋼用被覆アーク溶接棒)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	7	1		JIS Z 3212(高張力鋼用被覆アーク溶接棒)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	7	1		JIS Z 3214(耐候性鋼用被覆アーク溶接棒)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	7	1		JIS Z 3312(軟鋼及び高張力鋼用マグ溶接ソリッドワイヤ)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	7	1		JIS Z 3313(軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	7	1		JIS Z 3315(耐候性鋼用炭酸ガスアーク溶接ソリッドワイヤ)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	7	1		JIS Z 3320(耐候性鋼用炭酸ガスアーク溶接フラックス入りワイヤ)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	7	1		JIS Z 3351(炭素鋼及び低合金鋼用サブマージアーク溶接ソリッドワイヤ)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	7	1		JIS Z 3352(炭素鋼及び低合金鋼用サブマージアーク溶接フラックス)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	8	0	3-6-8	鉄線	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	8	1		鉄線は、以下の規格に適合するものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	8	1		JIS G 3532(鉄線)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	9	0	3-6-9	ワイヤロープ	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	9	1		ワイヤロープは、以下の規格に適合するものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	9	1		JIS G 3525(ワイヤロープ)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	10	0	3-6-10	プレストレストコンクリート用鋼材	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	10	1		プレストレストコンクリート用鋼材は、以下の規格に適合するものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	10	1		JIS G 3536(PC鋼線及びPC鋼より線)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	10	1		JIS G 3109(PC鋼棒)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	10	1		JIS G 3137(細径異形PC鋼棒)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	10	1		JIS G 3502(ピアノ線材)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	10	1		JIS G 3506(硬鋼線材)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	11	0	3-6-11	鉄網	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	11	1		鉄網は、以下の規格に適合するものとする。	4章と同じ内容ため削除

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）						旧条文（平成25年7月）								
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
						削除	2	3	6	11	1		JIS G 3551(溶接金網及び鉄筋格子)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	11	1		JIS G 3552(ひし形金網)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	12	0	3-6-12	鋼製ぐい及び鋼矢板	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	12	1		鋼製ぐい及び鋼矢板は、以下の規格に適合するものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	12	1		JIS A 5523(溶接用熱間圧延鋼矢板)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	12	1		JIS A 5525(鋼管ぐい)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	12	1		JIS A 5526(H型鋼ぐい)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	12	1		JIS A 5528(熱間圧延鋼矢板)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	12	1		JIS A 5530(鋼管矢板)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	13	0	3-6-13	鋼製支保工	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	13	1		鋼製支保工は、以下の規格に適合するものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	13	1		JIS G 3101(一般構造用圧延鋼材)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	13	1		JIS B 1180(六角ボルト)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	13	1		JIS B 1181(六角ナット)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	13	1		JIS B 1186(摩擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金のセット)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	14	0	3-6-14	線じゃかご	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	14	1		鉄線じゃかごの規格及び品質は以下の規格に準ずるものとする。亜鉛アルミニウム合金めっき鉄線を使用する場合は、アルミニウム含有率10%、めっき付着量300g/m ² 以上のめっき鉄線を使用するものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	14	1		JIS A 5513(じゃかご)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	15	0	3-6-15	コルゲートパイプ	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	15	1		コルゲートパイプは、以下の規格に適合するものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	15	1		JIS G 3471(コルゲートパイプ及びコルゲートセクション)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	16	0	3-6-16	ガードレール(路側用、分離帯用)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	16	1		ガードレール(路側用、分離帯用)は、以下の規格に適合するものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	16	1	-1	ビーム(袖ビーム含む)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	16	1		JIS G 3101(一般構造用圧延鋼材)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	16	1		JIS G 3454(圧力配管用炭素鋼鋼管)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	16	1	-2	支柱	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	16	1		JIS G 3444(一般構造用炭素鋼鋼管)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	16	1		JIS G 3466(一般構造用角形鋼管)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	16	1	-3	ブラケット	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	16	1		JIS G 3101(一般構造用圧延鋼材)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	16	1	-4	ボルトナット	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	16	1		JIS B 1180(六角ボルト)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	16	1		JIS B 1181(六角ナット)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	16	1		ブラケット取付け用ボルト(ねじの呼びM20)は4.6とし、ビーム継手用及び取付け用ボルト(ねじの呼びM16)は6.8とするものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	17	0	3-6-17	ガードケーブル(路側用、分離帯用)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	17	1		ガードケーブル(路側用、分離帯用)は、以下の規格に適合するものとする。	4章と同じ内容ため削除

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）						旧条文（平成25年7月）								
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
						削除	2	3	6	17	1	-1	パイプ	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	17	1		JIS G 3444(一般構造用炭素鋼鋼管)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	17	1	-2	支柱	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	17	1		JIS G 3444(一般構造用炭素鋼鋼管)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	17	1	-3	ブラケット	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	17	1		JIS G 3101(一般構造用圧延鋼材)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	17	1	-4	継手	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	17	1		JIS G 3101(一般構造用圧延鋼材)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	17	1		JIS G 3444(一般構造用炭素鋼鋼管)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	17	1	-5	ボルトナット	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	17	1		JIS G 1180(六角ボルト)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	17	1		JIS G 1181(六角ナット)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	17	1		ブラケット取付け用ボルト(ねじの呼びM16)は4.6とし、継手用ボルト(ねじの呼びM16〔種別Ap〕M14〔種別Bp及びCp〕)は6.8とする。	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	18	0	3-6-18	ボックスビーム(分離帯用)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	18	1		ボックスビーム(分離帯用)は、以下の規格に適合するものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	18	1	-1	ビーム	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	18	1		JIS G 3466(一般構造用角形鋼管)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	18	1	-2	支柱	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	18	1		JIS G 3101(一般構造用圧延鋼材)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	18	1	-3	パドル及び継手	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	18	1		JIS G 3101(一般構造用圧延鋼材)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	18	1	-4	ボルトナット	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	18	1		JIS B 1180(六角ボルト)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	18	1		JIS B 1181(六角ナット)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	6	18	1		パドル取付け用ボルト(ねじの呼びM16)及び継手用ボルト(ねじの呼びM20)はともに6.8とする。	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	7	0	0	第7節	セメント及び混和材料	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	7	1	0	3-7-1	一般事項	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	7	1	1		1. 工事に使用するセメントは、普通ポルトランドセメントを使用するものとし、他のセメント及び混和材料を使用する場合は、設計図書によるものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	7	1	2		2. 請負者は、セメントを防湿的な構造を有するサイロまたは倉庫に、品種別に区分して貯蔵しなければならない。	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	7	1	3		3. セメントを貯蔵するサイロは、底にたまって出ない部分ができないような構造とするものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	7	1	4		4. 請負者は、貯蔵中に塊状になったセメント、または湿気をうけた疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	7	1	5		5. 請負者は、セメントの貯蔵にあたって温度、湿度が過度に高くないようにしなければならない。	4章と同じ内容ため削除

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
						削除							6. 請負者は、混和剤に、ごみ、その他の不純物が混入しないよう、液状の混和剤は分離したり変質したり凍結しないよう、また、粉末状の混和剤は吸湿したり固結したりしないように、これを貯蔵しなければならない。	4章と同じ内容ため削除
						削除							7. 請負者は、貯蔵中に前項に示す分離・変質等が生じた混和剤やその他異常を認めた混和剤について、これらを用いる前に試験を行い、性能が低下していないことを確かめなければならない。	4章と同じ内容ため削除
						削除							8. 請負者は、混和材を防湿的なサイロまたは、倉庫等に品種別に区分して貯蔵し、入荷の順にこれを用いなければならない。	4章と同じ内容ため削除
						削除							9. 請負者は、貯蔵中に吸湿により固結した混和材、その他異常を認めた混和材の使用にあたって、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。	4章と同じ内容ため削除
						削除							3-7-2 セメント	4章と同じ内容ため削除
						削除							1. セメントは表3-18の規格に適合するものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除							表3-18 セメントの種類	4章と同じ内容ため削除
						削除							2. コンクリート構造物に使用する普通ポルトランドセメントは、次項以降の規定に適合するものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除							なお、小規模工種で、1工種当たりの総使用量が10m3未満の場合は、この項の適用を除外することができる。	4章と同じ内容ため削除
						削除							3. 普通ポルトランドセメントの品質は、表3-19の規格に適合するものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除							表3-19 普通ポルトランドセメントの品質	4章と同じ内容ため削除
						削除							4. 原材料、製造方法、検査、包装及び表示は、JIS R 5210(ポルトランドセメント)の規定によるものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除							3-7-3 混和材料	4章と同じ内容ため削除
						削除							1. 混和材として用いるフライアッシュは、JIS A 6201(コンクリート用フライアッシュ)の規格に適合するものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除							2. 混和材として用いるコンクリート用膨張材は、JIS A 6202(コンクリート用膨張材)の規格に適合するものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除							3. 混和材として用いる高炉スラグ微粉末は、JIS A 6206(高炉スラグ微粉末)の規格に適合するものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除							4. 混和剤として用いるAE剤、減水剤、AE減水剤、高性能AE減水剤は、JIS A 6204(コンクリート用化学混和剤)の規格に適合するものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除							5. 混和剤として用いる流動化剤は、土木学会規準JSCE-D 101(流動化剤品質規格)に適合するものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除							6. 急結剤は、土木学会規準JSCE-D 102(急結剤品質規格)に適合するものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除							3-7-4 コンクリート用水	4章と同じ内容ため削除
						削除							1. コンクリートに使用する練混水は、上水道またはJIS A 5308(レディーミクストコンクリート)付属書3に適合したものでなければならない。また養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではならない。	4章と同じ内容ため削除
						削除							2. 請負者は、鉄筋コンクリートには、海水を練りませず水として使用してはならない。ただし、用心鉄筋を配置しない無筋コンクリートには海水を用いても良い。	4章と同じ内容ため削除
						削除							第8節 セメントコンクリート製品	4章と同じ内容ため削除
						削除							3-8-1 一般事項	4章と同じ内容ため削除
						削除							1. セメントコンクリート製品は有害なひび割れ等損傷のないものでなければならない。	4章と同じ内容ため削除

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表																				
新条文（平成28年7月）						旧条文（平成25年7月）														
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由						
						削除						2	セメントコンクリート中の塩化物含有量は、コンクリート中に含まれる塩化物イオン(Cl-)の総量で表すものとし、練りませ時の全塩化物イオンは0.30kg/m ³ 以下とする。なお、これを超えるものを使用する場合は、設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	4章と同じ内容ため削除						
						削除						2	3	8	1	3	請負者は、セメントコンクリート製品の使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」(国土交通大臣官房技術審議官通達、平成14年7月31日)及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について(国土交通大臣官房技術調査課長通達、平成14年7月31日)を遵守し、アルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認し、確認した試料を工事監督員に提出しなければならない。	4章と同じ内容ため削除		
						削除						2	3	8	2	0	3-8-2	セメントコンクリート製品	4章と同じ内容ため削除	
						削除						2	3	8	2	1		セメントコンクリート製品は次の規格に適合するものとする。	4章と同じ内容ため削除	
						削除						2	3	8	2	1		JIS A 5361(プレキャストコンクリート製品	4章と同じ内容ため削除	
						削除						2	3	8	2	1		一種類、製品の呼び方及び表示の通則)	4章と同じ内容ため削除	
						削除						2	3	8	2	1		JIS A 5364(プレキャストコンクリート製品-材料及び製造方法の通則)	4章と同じ内容ため削除	
						削除						2	3	8	2	1		JIS A 5365(プレキャストコンクリート製品-検査方法通則)	4章と同じ内容ため削除	
						削除						2	3	8	2	1		JIS A 5371(プレキャスト無筋コンクリート製品)	4章と同じ内容ため削除	
						削除						2	3	8	2	1		JIS A 5372(プレキャスト鉄筋コンクリート製品)	4章と同じ内容ため削除	
						削除						2	3	8	2	1		JIS A 5373(プレキャストプレストレストコンクリート製品)	4章と同じ内容ため削除	
						削除						2	3	8	2	1		JIS A 5406(建築用コンクリートブロック)	4章と同じ内容ため削除	
						削除						2	3	8	2	1		JIS A 5506(下水道用マンホールふた)	4章と同じ内容ため削除	
						削除						2	3	9	0	0	第9節	瀝青材料	4章と同じ内容ため削除	
						削除						2	3	9	1	0	3-9-1	一般瀝青材料	4章と同じ内容ため削除	
						削除						2	3	9	1	1		1	舗装用石油アスファルトは、表2-15の規格に適合するものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除						2	3	9	1	2		2	ポリマー改質アスファルトは、表2-19の性状に適合するものとする。また、請負者は、プラントミックスタイプについては、あらかじめ使用する舗装用石油アスファルトに改質材料を添加し、その性状が表3-20に示す値に適合していることを確認しなければならない。	4章と同じ内容ため削除
						削除						2	3	9	1	2			表3-20 ポリマー改質アスファルトの標準的性状	4章と同じ内容ため削除
						削除						2	3	9	1	3		3	セミプローンアスファルトは、表3-21の規格に適合するものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除						2	3	9	1	3			表3-21 セミプローンアスファルト(AC-100)の規格	4章と同じ内容ため削除
						削除						2	3	9	1	4		4	硬質アスファルトに用いるアスファルトは表3-22の規格に適合するものとし、硬質アスファルトの性状は表3-23の規格に適合するものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除						2	3	9	1	4			表3-22 硬質アスファルトに用いるアスファルトの標準的性状	4章と同じ内容ため削除
						削除						2	3	9	1	4			表3-23 硬質アスファルトの標準的性状	4章と同じ内容ため削除
						削除						2	3	9	1	5		5	石油アスファルト乳剤は表3-17、24の規格に適合するものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除						2	3	9	1	5			表3-24 ゴム入りアスファルト乳剤の標準的性状	4章と同じ内容ため削除
						削除						2	3	9	1	6		6	グースアスファルトに使用するアスファルトは表2-22に示す硬質アスファルトの規格に適合するものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除						2	3	9	1	7		7	グースアスファルトは、表2-23の規格を標準とするものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除						2	3	9	2	0	3-9-2		その他の瀝青材料	4章と同じ内容ため削除
						削除						2	3	9	2	1			その他の瀝青材料は、以下の規格に適合するものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除						2	3	9	2	1			JIS A 6005(アスファルトルーフィングフェルト)	4章と同じ内容ため削除

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
						削除		2	3	9	2	1	JIS K 2439(クレオソート油、加工タール、タールピッチ)	4章と同じ内容ため削除
						削除		2	3	9	3	0	3-9-3 再生用添加剤	4章と同じ内容ため削除
						削除		2	3	9	3	1	再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表3-25、2-26、2-27の規格に適合するものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除		2	3	9	3	1	表3-25 再生用添加剤の品質(エマルジョン系)路上表層再生用	4章と同じ内容ため削除
						削除		2	3	9	3	1	表3-26 再生用添加剤の品質(オイル系)路上表層再生用	4章と同じ内容ため削除
						削除		2	3	9	3	1	表3-27 再生用添加剤の品質プラント再生用	4章と同じ内容ため削除
						削除		2	3	10	0	0	第10節 芝及びそだ	4章と同じ内容ため削除
						削除		2	3	10	1	0	3-10-1 芝(姫高麗芝、高麗芝、野芝、人工植生芝)	4章と同じ内容ため削除
						削除		2	3	10	1	1	1. 芝は成育が良く緊密な根茎を有し、茎葉の萎縮、徒長、むれ、病虫害等のないものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除		2	3	10	1	2	2. 請負者は、芝を切り取り後、すみやかに運搬するものとし、乾燥、むれ、傷み、土くずれ等のないものとしなければならない。	4章と同じ内容ため削除
						削除		2	3	10	2	0	3-10-2 そだ	4章と同じ内容ため削除
						削除		2	3	10	2	1	そだに用いる材料は、針葉樹を除く堅固でじん性に富むかん木とするものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除		2	3	11	0	0	第11節 目地材料	4章と同じ内容ため削除
						削除		2	3	11	1	0	3-11-1 注入目地材	4章と同じ内容ため削除
						削除		2	3	11	1	1	1. 注入目地材は、コンクリート版の膨張、収縮に順応し、コンクリートとよく付着し、しかもひびわれが入らないものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除		2	3	11	1	2	2. 注入目地材は、水に溶けず、また水密性のものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除		2	3	11	1	3	3. 注入目地材は、高温時に流れ出ず、低温時にも衝撃に耐え、土砂等異物の侵入を防げ、かつ、耐久的なものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除		2	3	11	1	4	4. 注入目地材で加熱施工式のもの、加熱したときに分離しないものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除		2	3	11	2	0	3-11-2 目地板	4章と同じ内容ため削除
						削除		2	3	11	2	1	目地板は、コンクリートの膨張収縮に順応し、かつ耐久性に優れたものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除		2	3	12	0	0	第12節 塗料	4章と同じ内容ため削除
						削除		2	3	12	1	0	3-12-1 一般事項	4章と同じ内容ため削除
						削除		2	3	12	1	1	1. 請負者は、JISの規格に適合する塗料を使用するものとし、また、希釈剤は塗料と同一製造者の製品を使用するものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除		2	3	12	1	2	2. 請負者は、塗料は工場調合したものを用いなければならない。	4章と同じ内容ため削除
						削除		2	3	12	1	3	3. 請負者は、さび止めに使用する塗料は、油性系さび止め塗料とするものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除		2	3	12	1	4	4. 請負者は、道路標識の支柱のさび止め塗料もしくは、下塗塗料については以下の規格に適合したものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除		2	3	12	1	1	JIS K 5621(一般用さび止めペイント)	4章と同じ内容ため削除
						削除		2	3	12	1	1	JIS K 5622(鉛丹さび止めペイント)	4章と同じ内容ため削除
						削除		2	3	12	1	1	JIS K 5623(亜酸化鉛さび止めペイント)	4章と同じ内容ため削除
						削除		2	3	12	1	1	JIS K 5624(塩基性クロム酸鉛さび止めペイント)	4章と同じ内容ため削除
						削除		2	3	12	1	1	JIS K 5625(シアナミド鉛さび止めペイント)	4章と同じ内容ため削除
						削除		2	3	12	1	1	JIS K 5627(ジクロロメートさび止めペイント)	4章と同じ内容ため削除
						削除		2	3	12	1	1	JIS K 5628(鉛酸ジクロロメートさび止めペイント)	4章と同じ内容ため削除

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
						削除	2	3	12	1	1		JIS K 5674(鉛・クロムフリーさび止めペイント)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	12	1	5	5	請負者は、塗料を、直射日光を受けない場所に保管し、その取扱いは関係諸法令、諸法規を遵守して行わなければならない。	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	12	1	6	6	塗料の有効期限は、ジンクリッチペイントの亜鉛粉末は、製造後6か月以内、その他の塗料は製造後12か月以内とするものとし、請負者は、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	13	0	0	第13節	道路標識及び区画線	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	13	1	0	3-13-1	道路標識	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	13	1	1		標識板、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、以下の規格に適合するものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	13	1	1	-1	標識板	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	13	1	1		JIS G 3131(熱間圧延軟鋼板及び鋼帯)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	13	1	1		JIS G 3141(冷間圧延鋼板及び鋼帯)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	13	1	1		JIS K 6744(ポリ塩化ビニル被覆金属板)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	13	1	1		JIS H 4000(アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	13	1	1		JIS K 6718(メタクリル樹脂板)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	13	1	1		ガラス繊維強化プラスチック板(F. R. P)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	13	1	1	-2	支柱	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	13	1	1		JIS G 3452(配管用炭素鋼管)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	13	1	1		JIS G 3444(一般構造用炭素鋼管)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	13	1	1		JIS G 3192(熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量、及びその許容差)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	13	1	1		JIS G 3101(一般構造用圧延鋼材)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	13	1	1	-3	補強材及び取付金具	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	13	1	1		JIS G 3101(一般構造用圧延鋼材)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	13	1	1		JIS G 3131(熱間圧延軟鋼板及び鋼帯)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	13	1	1		JIS G 3141(冷間圧延鋼板及び鋼帯)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	13	1	1		JIS H 4100(アルミニウム及びアルミニウム合金押出形材)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	13	1	1	-4	反射シート	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	13	1	1		標示板に使用する反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シートまたは、空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表2-27、2-28に示す規格以上のものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	13	1	1		また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の変化、ひびわれ、剥れが生じないものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	13	1	1		なお、表3-28、3-29に示した品質以外の反射シートを用いる場合に、請負者は工事監督員の確認を得なければならない。	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	13	1	1		表3-28 反射性能(反射シートの再帰反射係数)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	13	1	1		表3-29 反射性能(反射シートの再帰反射係数)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	13	2	0	3-13-2	区画線	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	13	2	1		区画線の品質は以下の規格に適合するものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	13	2	1		JIS K 5665	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	13	2	1		JIS K 5665 1種(トラフィックペイント常温)	4章と同じ内容ため削除
						削除	2	3	13	2	1		2種(// 加熱)	4章と同じ内容ため削除

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
						削除		2	3	13	2	1	3種1号(≠溶融)	4章と同じ内容ため削除
						削除		2	3	14	0	0	第14節 その他	4章と同じ内容ため削除
						削除		2	3	14	1	0	3-14-1 エポキシ系樹脂接着剤	4章と同じ内容ため削除
						削除		2	3	14	1	1	エポキシ系樹脂接着剤は、接着、埋込み、打継ぎ、充てん、ライニング注入等は設計図書によるものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除		2	3	14	2	0	3-14-2 合成樹脂製品	4章と同じ内容ため削除
						削除		2	3	14	2	1	合成樹脂製品は以下の規格に適合するものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除		2	3	14	2	1	JIS K 6741(硬質塩化ビニル管)	4章と同じ内容ため削除
						削除		2	3	14	2	1	JIS K 6742(水道用硬質塩化ビニル管)	4章と同じ内容ため削除
						削除		2	3	14	2	1	JIS K 6745(プラスチック硬質ポリ塩化ビニルシートタイプ、寸法及び特性—第1部:厚さ1mm以上の板)	4章と同じ内容ため削除
						削除		2	3	14	2	1	JIS K 6761(一般用ポリエチレン管)	4章と同じ内容ため削除
						削除		2	3	14	2	1	JIS K 6762(水道用ポリエチレン二層管)	4章と同じ内容ため削除
						削除		2	3	14	2	1	JIS K 6773(ポリ塩化ビニル止水板)	4章と同じ内容ため削除
						削除		2	3	14	2	1	JIS A 6008(合成高分子系ルーフィングシート)	4章と同じ内容ため削除
						削除		2	3	14	2	1	JIS C 8430(硬質塩化ビニル電線管)	4章と同じ内容ため削除
						削除		2	4	0	0	0	第4章 港湾工事材料	4章と同じ内容ため削除
						削除		2	4	1	0	0	第1節 適用	4章と同じ内容ため削除
						削除		2	4	1	0	1	1. 本章は、港湾工事、港湾海岸工事において使用する材料について適用するものとする。	4章と同じ内容ため削除
						削除		2	4	1	0	2	2. 本章に特に定めのない事項については、第2編第2章土木工事材料の規定によるものとする。	4章と同じ内容ため削除
2	3	2	1	2	2.	浚渫土砂等を使用する場合の採取区域、深度等は、設計図書の定めによるものとする。なお、 受注者 は、設計図書に採取場所の指定がない場合、施工に先立ち使用する材料の試験成績表及び産地を明示した書類を工事監督員に提出し、承諾を得なければならない。	2	4	2	1	2	2.	浚渫土砂等を使用する場合の採取区域、深度等は、設計図書の定めによるものとする。なお、 請負者 は、設計図書に採取場所の指定がない場合、施工に先立ち使用する材料の試験成績表及び産地を明示した書類を工事監督員に提出し、承諾を得なければならない。	表現の統一
2	3	2	1	3	3.	土の代替としてスラグ類(鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、溶融スラグ等)を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクル技術指針」の改定について(平成24年3月30日)を参考にするとし、「コンクリート用骨材又は道路用等のスラブ類に化学物質評価方法を導入する指針に関する検討会総合報告書(経済産業省産業技術環境局 平成24年3月)に示された循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「土工」の基準を満足する試験成績表を工事監督員に提出し、承諾を得なければならない。								国土交通省(港湾局)の見直しに準拠
2	3	3	2	3	3.	受注者 は、施工に先立ち試験成績表及び産地を明示した書類を工事監督員に提出し、承諾を得なければならない。	2	4	3	2	3	3.	請負者 は、施工に先立ち試験成績表及び産地を明示した書類を工事監督員に提出し、承諾を得なければならない。	表現の統一
2	3	3	2	4	4.	砂の代替としてスラグ類(鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、溶融スラグ等)を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクル技術指針」の改定について(平成24年3月30日)を参考にするとし、「コンクリート用骨材又は道路用等のスラブ類に化学物質評価方法を導入する指針に関する検討会総合報告書(経済産業省産業技術環境局 平成24年3月)に示された循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「地盤改良工、土工」の基準を満足する試験成績表を工事監督員に提出し、承諾を得なければならない。								国土交通省(港湾局)の見直しに準拠
2	3	3	3	2	2.	受注者 は、施工に先立ち試験成績表及び産地を明示した書類を工事監督員に提出し、承諾を得なければならない。	2	4	3	3	2	2.	請負者 は、施工に先立ち試験成績表及び産地を明示した書類を工事監督員に提出し、承諾を得なければならない。	表現の統一

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表

新条文（平成28年7月）										旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由					
2	3	3	3	3	3.	砂利・碎石の代替としてスラグ類(鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、溶融スラグ等)を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクル技術指針」の改定について(平成24年3月30日)を参考にするものとし、「コンクリート用骨材又は道路用等のスラブ類に化学物質評価方法を導入する指針に関する検討会総合報告書(経済産業省産業技術環境局 平成24年3月)に示された循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「土工」の基準を満足する試験成績表を工事監督員に提出し、承諾を得なければならない。								国土交通省(港湾局)の見直しに準拠					
2	3	3	4	1	1.	工事に使用する石は、「JIS A 5006 割ぐり石」に適合しなければならない。なお、JSに規定する割ぐり石の原石には、「これらに準じる岩石」として鉄鋼スラグ水和固化体製人工石材(以下、「人工石材」と称する。)を含むものとする。ただし、軟石は使用してはならない。	2	4	3	4	1	1.	工事に使用する石は、「JIS A 5006 割ぐり石」に適合しなければならない。	補足の追加					
2	3	3	4	4	4.	受注者は、施工に先立ち石の比重の試験成績表及び産地を明示した書類を工事監督員に提出し、承諾を得なければならない。 なお、準硬石及び人工石材を使用する場合は、設計図書のと定めによる基準を満足する試験成績表を工事監督員に提出し、承諾を得なければならない。	2	4	3	4	4	4.	請負者は、施工に先立ち石の比重の試験成績表及び産地を明示した書類を工事監督員に提出し、承諾を得なければならない。	国土交通省(港湾局)の見直しに準拠					
2	3	3	4	5	5.	設計意図書の定めにより、鉄鋼スラグ水和固化体製人工石材を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクル技術指針」の改訂について(平成24年3月30日)を参考にするものとし、「コンクリート用骨材又は道路用等のスラブ類に化学物質評価方法を導入する指針に関する検討会総合報告書(経済産業省産業技術環境局 平成24年3月)に示された循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「基礎工、本体工、被覆・根固・消波工、裏込・裏理工(港湾工事)」の基準を満足する試験成績表を工事監督員に提出し、承諾を得なければならない。								国土交通省(港湾局)の見直しに準拠					
2	3	4	1	1	JIS A 5021 「コンクリート用再生骨材H」									国土交通省(港湾局)の見直しに準拠					
						なお、骨材の代替としてスラグ類(鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、溶融スラグ等)を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクル技術指針」の改訂について(平成24年3月30日)を参考にするものとし、「コンクリート用骨材又は道路用等のスラブ類に化学物質評価方法を導入する指針に関する検討会総合報告書(経済産業省産業技術環境局 平成24年3月)に示された循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「コンクリート工、コンクリート製品又は舗装工」の基準を満足する試験成績表を工事監督員に提出し、承諾を得なければならない。								国土交通省(港湾局)の見直しに準拠					
2	3	4	3	2	2.	受注者は、設計図書に定めのある場合、再生材料を使用しなければならない。	2	4	4	3	2	2.	請負者は、設計図書に定めのある場合、再生材料を使用しなければならない。	表現の統一					
2	3	4	4	5	5.	受注者は、設計図書に定めのある場合、再生材料を使用しなければならない。	2	4	4	4	5	5.	請負者は、設計図書に定めのある場合、再生材料を使用しなければならない。	表現の統一					
2	3	6	1	2	2.	受注者は、鋼材をじんあいや油類等で汚損しないようにするとともにシート等で腐食対策をしなければならない。	2	4	6	1	2	2.	請負者は、鋼材をじんあいや油類等で汚損しないようにするとともにシート等で腐食対策をしなければならない。	表現の統一					
2	3	6	5	2		なお、受注者は、製作に先立ちタイロッド及び付属品の図面を工事監督員に提出しなければならない。	2	4	6	5	2		なお、請負者は、製作に先立ちタイロッド及び付属品の図面を工事監督員に提出しなければならない。	表現の統一					
2	3	6	5	3	(2)	受注者は、製作に先立ち、種類、呼び名、ヤング係数、断面積、単位質量、破断強度、降伏点応力度等の規格値を工事監督員に提出し、承諾を得なければならない。	2	4	6	5	3	(2)	請負者は、製作に先立ち、種類、呼び名、ヤング係数、断面積、単位質量、破断強度、降伏点応力度等の規格値を工事監督員に提出し、承諾を得なければならない。	表現の統一					

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
						削除		2	4	6	5	3	(5) 許容引張荷重の破断強度に対する安全率は、「表4-8破断強度に対する安全率」としなければならない。ただし、0.2%の永久歪を生じる応力を降伏点応力とみなし、これの破断強度に対する比が2/3を下回らないものとする。	国土交通省(港湾局)の見直しに準拠
2	3	6	5	3	(9)	受注者は、付属品の製作に先立ち、図面を工事監督員に提出しなければならない。	2	4	6	5	3	(10)	請負者は、付属品の製作に先立ち、図面を工事監督員に提出しなければならない。	表現の統一
2	3	8	1	2	2.	セメントコンクリート中の塩化物含有量は、コンクリート中に含まれる塩化物イオン(Cl ⁻)の総量で表すものとし、練混ぜ時の全塩化物イオンは0.30kg/m ³ 以下とする。なお、これを超えるものを使用する場合は、設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	2	4	8	1	2	2.	セメントコンクリート中の塩化物含有量は、コンクリート中に含まれる塩化物イオン(Cl ⁻)の総量で表すものとし、練りませ時の全塩化物イオンは0.30kg/m ³ 以下とする。なお、これを超えるものを使用する場合は、設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	表現の統一
2	3	8	1	3	3.	受注者は、セメントコンクリート製品の使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」(国土交通省大臣官房技術参事官通達、平成14年7月31日)及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について(国土交通省港湾局環境・技術課長通達、平成14年7月31日)を遵守し、アルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認し、確認した資料を工事監督員に提出しなければならない。	2	4	8	1	3	3.	請負者は、セメントコンクリート製品の使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」(国土交通省大臣官房技術参事官通達、平成14年7月31日)及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について(国土交通省港湾局環境・技術課長通達、平成14年7月31日)を遵守し、アルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認し、確認した資料を工事監督員に提出しなければならない。	表現の統一
2	3	9	1	2	2.	受注者は、設計図書に定めのある場合、再生材料を使用しなければならない。	2	4	9	1	2	2.	請負者は、設計図書に定めのある場合、再生材料を使用しなければならない。	表現の統一
2	3	10	1	1	1.	土壌は育成に適したものとし、有害な粘土、瓦礫、ごみ、雑草、ささ根等の混入及び病害虫等に侵されていないものでなければならない。	2	4	10	1	1	1.	請負者は、施工に先立ち育成に適した土の産地を明示した書類及び見本品を工事監督員に提出し、承諾を得なければならない。	国土交通省(港湾局)の見直しに準拠
2	3	10	3	1	1.	樹木は、病害虫のないもので、根が良く発達し、樹形の整った生育良好なものとしなければならない。なお、受注者は、樹木は移植又は根回しを行った細根の多い栽培品としなければならない。	2	4	10	3	1	1.	樹木は、病害虫のないもので、根が良く発達し、樹形の整った生育良好なものとしなければならない。なお、請負者は、樹木は移植又は根回しを行った細根の多い栽培品としなければならない。	表現の統一
2	3	12	1	3	3.	陽極の電流効率は、90%以上とする。なお、受注者は、試験成績表を事前に工事監督員に提出しなければならない。	2	4	12	1	3	3.	陽極の電流効率は、90%以上とする。なお、請負者は、試験成績表を事前に工事監督員に提出しなければならない。	表現の統一
2	3	12	3	2	(5)	受注者は、施工に先立ちベトログラムライニングの保護カバーの材質について、工事監督員の承諾を得なければならない。	2	4	12	3	2	(5)	請負者は、施工に先立ちベトログラムライニングの保護カバーの材質について、工事監督員の承諾を得なければならない。	表現の統一
2	3	13	1	1	1.	防舷材に使用するゴムは、次による物とする。	2	4	13	1	1	1.	ゴム防舷材については、世界標準PIANC2002に準拠するものとし、その性能はゴム防舷材耐久性証明書により確認するものとする。	国土交通省(港湾局)の見直しに準拠
2	3	13	1	3	(2)	物理試験は、「表4-9ゴムの物理的性質」の試験項目を「JIS K 6250 ゴム-物理試験方法通則」「JIS K 6251 加硫ゴムの引張試験方法」「JIS K 6253-3 加硫ゴム及び熱可塑性ゴムの硬さの求め方」「JIS K 6257:1993 加硫ゴムの老化試験方法」「JIS K 6259 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム-耐オゾン性の求め方」によって行わなければならない。なお、硬さ、老化及び耐オゾン性試験は、次の方法によらなければならない。	2	4	13	1	3	(2)	物理試験は、「表4-9ゴムの物理的性質」の試験項目を「JIS K 6250 ゴム-物理試験方法通則」「JIS K 6251 加硫ゴムの引張試験方法」「JIS K 6253 加硫ゴム及び熱可塑性ゴムの硬さの求め方」「JIS K 6257 加硫ゴムの老化試験方法」「JIS K 6259 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム-耐オゾン性の求め方」によって行わなければならない。なお、硬さ、老化及び耐オゾン性試験は、次の方法によらなければならない。	
2	3	13	1	3		硬さ試験(JIS K 6253-3)デュロメータ硬さ試験(タイプA)	2	4	13	1	3		硬さ試験(JIS K 6253) デュロメータ硬さ試験(タイプA)	
2	3	13	1	3		老化試験(JIS K 6257:1993)ノーマルオープン法A-2試験	2	4	13	1	3		老化試験(JIS K 6257) ノーマルオープン法A-2試験	
2	3	13	1	4	4.	ゴム防舷材の耐久性は次の性能を有するものとする。耐久性を有することについて、受注者は、ゴム防舷材耐久性証明事業を実施する機関の証明書を事前に監督職員に提出し、承諾を得なければならない。	2	4	13	1	4	4.	ゴム防舷材の耐久性は次の性能を有するものとする。耐久性を有することについて、請負者は、ゴム防舷材耐久性証明事業を実施する機関の証明書を事前に監督職員に提出し、承諾を得なければならない。	表現の統一
2	3	15	1	2	(3)	塗料について、新設の場合は、第1編5-17-4車止・緑金物工、第1編5-23-2維持塗装工の規定によるものとする。なお、これにより難い場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。	2	4	15	1	2	(3)	塗料は、溶融亜鉛めっき専用塗料を使用しなければならない。	国土交通省(港湾局)の見直しに準拠
2	3	16	1	3	3.	受注者は、製作に先立ち、アスファルト合材の配合報告書を工事監督員に提出し、承諾を得なければならない。	2	4	16	1	3	3.	請負者は、製作に先立ち、アスファルト合材の配合報告書を工事監督員に提出し、承諾を得なければならない。	表現の統一

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
2	3	17	1	1	1.	受注者は、コンクリートの使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」(国土交通省大臣官房技術参事官通達、平成14年7月31日)及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について(国土交通省港湾局環境・技術課長通達、平成14年7月31日)を遵守し、アルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認し、確認した資料を工事監督員に提出しなければならない。	2	4	17	1	1	1.	請負者は、コンクリートの使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」(国土交通省大臣官房技術参事官通達、平成14年7月31日)及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について(国土交通省港湾局環境・技術課長通達、平成14年7月31日)を遵守し、アルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認し、確認した資料を工事監督員に提出しなければならない。	表現の統一
2	3	17	1	2	2.	受注者は、コンクリートの使用にあたって、以下に示す許容塩化物量以下のコンクリートを使用しなければならない。	2	4	17	1	2	2.	請負者は、コンクリートの使用にあたって、以下に示す許容塩化物量以下のコンクリートを使用しなければならない。	表現の統一
2	3	17	1	2	(2)	練混ぜ時におけるコンクリート中の全塩化物イオン量は、0.30kg/m ³ 以下とする。ただし、受注者は、塩化物イオン量の少ない材料の入手が著しく困難な場合に、鉄筋コンクリート部材、ポストテンション方式のプレストレストコンクリート部材(シース内のグラウトを除く)及び用心鉄筋を有する無筋コンクリートの場合は、事前に工事監督員の承諾を得て全塩化物イオン量は0.60kg/m ³ 以下とすることができる。	2	4	17	1	2	(2)	練混ぜ時におけるコンクリート中の全塩化物イオン量は、0.30kg/m ³ 以下とする。ただし、請負者は、塩化物イオン量の少ない材料の入手が著しく困難な場合に、鉄筋コンクリート部材、ポストテンション方式のプレストレストコンクリート部材(シース内のグラウトを除く)及び用心鉄筋を有する無筋コンクリートの場合は、事前に工事監督員の承諾を得て全塩化物イオン量は0.60kg/m ³ 以下とすることができる。	表現の統一
2	3	17	2	2	2.	受注者は、コンクリートの製造に先立ち、配合報告書を工事監督員に提出しなければならない。	2	4	17	2	2	2.	請負者は、コンクリートの製造に先立ち、配合報告書を工事監督員に提出しなければならない。	表現の統一
2	3	17	3	2	2.	受注者は、施工に先立ち指定事項に基づき示方配合を定めなければならない。また、配合報告書を工事監督員に提出し、承諾を得なければならない。	2	4	17	3	2	2.	請負者は、施工に先立ち指定事項に基づき示方配合を定めなければならない。また、配合報告書を工事監督員に提出し、承諾を得なければならない。	表現の統一
2	3	17	3	3	3.	受注者は、試験練りの実施について、工事監督員が指示した場合、試験練りを行い、その試験結果を工事監督員に提出しなければならない。	2	4	17	3	3	3.	請負者は、試験練りの実施について、工事監督員が指示した場合、試験練りを行い、その試験結果を工事監督員に提出しなければならない。	表現の統一
2	3	17	4	3	3.	受注者は、施工に先立ち指定事項に基づき示方配合を定めなければならない。また、配合報告書を工事監督員に提出し、承諾を得なければならない。	2	4	17	4	3	3.	請負者は、施工に先立ち指定事項に基づき示方配合を定めなければならない。また、配合報告書を工事監督員に提出し、承諾を得なければならない。	表現の統一
2	3	17	4	4	4.	受注者は、試験練りの実施について、工事監督員が指示した場合、試験練りを行い、その試験結果を工事監督員に提出しなければならない。	2	4	17	4	4	4.	請負者は、試験練りの実施について、工事監督員が指示した場合、試験練りを行い、その試験結果を工事監督員に提出しなければならない。	表現の統一
2	3	17	5	3	3.	減水剤及びAE減水剤は、「JIS A 6204 コンクリート用化学混和剤」に適合する遅延形としなければならない。ただし、受注者は、高性能減水剤等の特殊な混和剤を使用する場合、事前に設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	2	4	17	5	3	3.	減水剤及びAE減水剤は、「JIS A 6204 コンクリート用化学混和剤」に適合する遅延形としなければならない。ただし、請負者は、高性能減水剤等の特殊な混和剤を使用する場合、事前に設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	表現の統一
2	3	17	5	5	5.	受注者は、所要の強度及びワーカビリティが得られる範囲内で、単位水量及び単位セメント量をできるだけ少なくしなければならない。	2	4	17	5	5	5.	請負者は、所要の強度及びワーカビリティが得られる範囲内で、単位水量及び単位セメント量をできるだけ少なくしなければならない。	表現の統一
2	3	17	6	2	2.	受注者は、骨材が凍結又は氷雪の混入している状態のものを使用してはならない。	2	4	17	6	2	2.	請負者は、骨材が凍結又は氷雪の混入している状態のものを使用してはならない。	表現の統一
2	3	17	6	3	3.	受注者は、材料を加熱する場合、セメントを直接加熱せず水又は骨材を加熱しなければならない。骨材の加熱方法は、一様な温度で、かつ、過度に乾燥しない方法でなければならない。	2	4	17	6	3	3.	請負者は、材料を加熱する場合、セメントを直接加熱せず水又は骨材を加熱しなければならない。骨材の加熱方法は、一様な温度で、かつ、過度に乾燥しない方法でなければならない。	表現の統一
2	3	17	6	4	4.	受注者は、高性能減水剤、高性能AE減水剤、防凍・耐寒剤などの特殊な混和剤を使用する場合、事前に設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	2	4	17	6	4	4.	請負者は、高性能減水剤、高性能AE減水剤、防凍・耐寒剤などの特殊な混和剤を使用する場合、事前に設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	表現の統一
2	3	17	6	5	5.	受注者は、寒中コンクリートに、AEコンクリートを使用しなければならない。	2	4	17	6	5	5.	請負者は、寒中コンクリートに、AEコンクリートを使用しなければならない。	表現の統一
2	3	17	6	6	6.	受注者は、初期凍害を防止するため、所要のワーカビリティが保てる範囲内で、単位水量を低減したコンクリートの配合設計をしなければならない。	2	4	17	6	6	6.	請負者は、初期凍害を防止するため、所要のワーカビリティが保てる範囲内で、単位水量を低減したコンクリートの配合設計をしなければならない。	表現の統一
2	3	17	8	3	3.	受注者は、有害物の付着した袋を使用してはならない。	2	4	17	8	3	3.	請負者は、有害物の付着した袋を使用してはならない。	表現の統一

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
2	3	17	9	1		なお、 受注者 は、「品質規格」以外の混和剤を使用する場合、混和剤が「品質規格」の許容値を満足する品質であることを確認し、施工に先立ち設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	2	4	17	9	1		なお、 請負者 は、「品質規格」以外の混和剤を使用する場合、混和剤が「品質規格」の許容値を満足する品質であることを確認し、施工に先立ち設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	表現の統一
2	3	17	9	2	(3)	受注者 は、(1)及び(2)以外の混和剤を使用する場合、混和剤の品質を確認し、使用方法を十分に検討のうえ設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	2	4	17	9	2	(3)	請負者 は、(1)及び(2)以外の混和剤を使用する場合、混和剤の品質を確認し、使用方法を十分に検討のうえ設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	表現の統一
2	3	17	9	3	(3)	受注者 は、(1)及び(2)以外の混和材を使用する場合、混和材の品質を確認し、使用方法を十分に検討のうえ設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	2	4	17	9	3	(3)	請負者 は、(1)及び(2)以外の混和材を使用する場合、混和材の品質を確認し、使用方法を十分に検討のうえ設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	表現の統一
2	3	17	9	5	5.	受注者 は、コンクリートが所要の水中不分離性、強度、流動性及び耐久性を持つように、水中不分離性コンクリートの配合を試験によって定め、工事監督員の承諾を得なければならない。	2	4	17	9	5	5.	請負者 は、コンクリートが所要の水中不分離性、強度、流動性及び耐久性を持つように、水中不分離性コンクリートの配合を試験によって定め、工事監督員の承諾を得なければならない。	表現の統一
2	3	17	9	6	6.	受注者 は、設計基準強度及びコンクリートの品質の変動を考慮し、水中不分離性コンクリートの配合強度を定めなければならない。	2	4	17	9	6	6.	請負者 は、設計基準強度及びコンクリートの品質の変動を考慮し、水中不分離性コンクリートの配合強度を定めなければならない。	表現の統一
2	3	17	9	7	(1)	受注者 は、施工に先立ち工事で使用材料を用い、水中不分離性コンクリートの試験練りを実施しなければならない。	2	4	17	9	7	(1)	請負者 は、施工に先立ち工事で使用材料を用い、水中不分離性コンクリートの試験練りを実施しなければならない。	表現の統一
2	3	17	9	7	(2)	受注者 は、試験練りで次の項目を測定しなければならない。	2	4	17	9	7	(2)	請負者 は、試験練りで次の項目を測定しなければならない。	表現の統一
2	3	17	10	6	6.	受注者 は、事前に現場配合書を工事監督員に提出し、承諾を得なければならない。	2	4	17	10	6	6.	請負者 は、事前に現場配合書を工事監督員に提出し、承諾を得なければならない。	表現の統一
2	3	17	11	2	(2)	スランプは、2.5cm又は沈下度 30秒とする。ただし、 受注者 は、やむを得ず手仕上げ又は簡易な機械による施工を行う場合、設計図書に関して工事監督員の承諾を得てスランプ 6.5cmを使用できる。	2	4	17	11	2	(2)	スランプは、2.5cm又は沈下度 30秒とする。ただし、 請負者 は、やむを得ず手仕上げ又は簡易な機械による施工を行う場合、設計図書に関して工事監督員の承諾を得てスランプ 6.5cmを使用できる。	表現の統一
2	3	18	1	3	3.	受注者 は、加熱アスファルト混合物の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、設計配合を行い工事監督員に提出し、承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)がある配合設計の場合、又は舗装撤去復旧等簡易なものの場合には、これまでの実績又は定期試験による配合設計書を工事監督員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。また、アスファルト混合物事前審査制度を適用する場合、 受注者 は、配合報告書の品質証明に替えて事前審査認定書の写しを工事監督員に提出し、承諾を得なければならない。	2	4	18	1	3	3.	請負者 は、加熱アスファルト混合物の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、設計配合を行い工事監督員に提出し、承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)がある配合設計の場合、又は舗装撤去復旧等簡易なものの場合には、これまでの実績又は定期試験による配合設計書を工事監督員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。また、アスファルト混合物事前審査制度を適用する場合、 請負者 は、配合報告書の品質証明に替えて事前審査認定書の写しを工事監督員に提出し、承諾を得なければならない。	表現の統一
2	3	18	1	4	4.	受注者 は、舗設に先立ち、本条第3項の配合設計により、加熱アスファルト混合物のアスファルト量を決定した場合の混合物について混合所で試験練りを行わなければならない。試験練りの結果が表3-13に示す基準値と照合して基準値を満足しない場合には、骨材粒度又はアスファルト量の修正を行わなければならない。ただし、これまでに製造実績のある混合物の場合、又は舗装撤去復旧等簡易なものの場合には、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)又は、定期試験による試験練り結果報告書を工事監督員が承諾した場合に限り、試験練りを省略することができる。また、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定された加熱アスファルトの使用を工事監督員が承諾した場合は、試験練りを省略することができる。	2	4	18	1	4	4.	請負者 は、舗設に先立ち、本条第3項の配合設計により、加熱アスファルト混合物のアスファルト量を決定した場合の混合物について混合所で試験練りを行わなければならない。試験練りの結果が表3-13に示す基準値と照合して基準値を満足しない場合には、骨材粒度又はアスファルト量の修正を行わなければならない。ただし、これまでに製造実績のある混合物の場合、又は舗装撤去復旧等簡易なものの場合には、これまでに実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)又は、定期試験による試験練り結果報告書を工事監督員が承諾した場合に限り、試験練りを省略することができる。	国土交通省(港湾局)の見直しに準拠

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）					改定理由				
編	章	節	条	項	章節条項	新条文	編	章	節		条	項	章節条項	現行条文
2	3	18	1	5	5.	加熱アスファルト混合の基準密度は、現場配合により、製造した最初の1～2日間の混合物から、午前、午後、各々3個の供試体を作成し、次式により求めた供試体の密度の平均値とする。なお、 受注者 は、基準密度の決定について、工事監督員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績により基準密度が求められている場合、又は舗装撤去復旧等簡易なもの場合は、事前に工事監督員の承諾を得て、基準密度の試験を省略することができる。	2	4	18	1	5	5.	加熱アスファルト混合の基準密度は、現場配合により、製造した最初の1～2日間の混合物から、午前、午後、各々3個の供試体を作成し、次式により求めた供試体の密度の平均値とする。なお、 請負者 は、基準密度の決定について、工事監督員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績により基準密度が求められている場合、又は舗装撤去復旧等簡易なもの場合は、事前に工事監督員の承諾を得て、基準密度の試験を省略することができる。	表現の統一
2	3	19	1	2	2.	受注者 は、施工に先立ちドレーン材の試験成績表を工事監督員に提出し、承諾を得なければならない。	2	4	19	1	2	2.	請負者 は、施工に先立ちドレーン材の試験成績表を工事監督員に提出し、承諾を得なければならない。	表現の統一
2	3	19	7	1		溶接材料は、「JIS Z 3211 軟鋼用被覆アーク溶接棒」「JIS Z 3212 高張力鋼用被覆アーク溶接棒」「JIS Z 3312 軟鋼及び高張力鋼用マグ溶接ソリッドワイヤ」及び「JIS Z 3313 軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ」「JIS Z 3351 炭素鋼及び低合金鋼用サブマージアーク溶接用ソリッドワイヤ」及び「JIS Z 3352 サブマージアーク溶接用フラックス」の規格に適合したものを選定し、被覆のはがれ、割れ、汚れ、吸湿及び著しいさび、ブローホール及びのど厚並びにサイズの過不足等、溶接に有害な欠陥の無いものでなければならない。 また、溶接部の品質管理方法は、JIS Z 3104 放射線透過試験又はJIS Z 2343-1、2、3、4、5、6浸透探傷試験（浸透探傷試験方法及び浸透指示模様の種類、浸透探傷剤の試験、対比試験片、装置、50℃を超える温度での浸透探傷試験、10℃より低い温度での浸透探傷試験）又はJIS Z 3060 超音波探傷試験、ゲージ測定等により確認するものとし、試験成績表（検査証明書）を工事監督員に提出するものとする。 なお、品質規格及び測定頻度は、特記仕様書の記載によるものとする。	2	4	19	7	1		溶接材料は、「JIS Z 3211 軟鋼用被覆アーク溶接棒」「JIS Z 3212 高張力鋼用被覆アーク溶接棒」「JIS Z 3312 軟鋼及び高張力鋼用マグ溶接ソリッドワイヤ」及び「JIS Z 3313 軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ」の規格に適合したものを選定し、被覆のはがれ、割れ、汚れ、吸湿及び著しいさび等溶接に有害な欠陥の無いものでなければならない。	国土交通省（港湾局）の見直しに準拠
2	3	19	9	1	1.	受注者 は、耐腐食性に富むカーテンを選定し、施工に先立ち工事監督員に資料を提出し、設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。なお、設計図書に品質が指定されている場合は、それに従わなければならない。	2	4	19	9	1	1.	請負者 は、耐腐食性に富むカーテンを選定し、施工に先立ち工事監督員に資料を提出し、設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。なお、設計図書に品質が指定されている場合は、それに従わなければならない。	表現の統一
2	3	19	9	2	2.	受注者 は、施工に先立ち汚濁防止膜の構造図を工事監督員に提出し、承諾を得なければならない。	2	4	19	9	2	2.	請負者 は、施工に先立ち汚濁防止膜の構造図を工事監督員に提出し、承諾を得なければならない。	表現の統一
3	2	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編 II 鋼橋編）（平成24年3月）	3	2	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編 II 鋼橋編）（平成14年3月）	改定年度を反映
3	2	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編 IV 下部構造編）（平成24年3月）	3	2	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編IV 下部構造編）（平成14年3月）	改定年度を反映
3	2	2	0	0		日本道路協会 鋼道路橋防食便覧（平成26年3月）	3	2	2	0	0		日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧（平成17年12月）	改定年度を反映
3	2	2	0	0		国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正）	3	2	2	0	0		国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成22年6月一部改正）	改定年度を反映
3	2	2	0	0		環境省 水質汚濁に係る環境基準について（平成26年11月）	3	2	2	0	0		環境庁 水質汚濁に係る環境基準（平成15年11月5日）	改定年度を反映
3	2	2	0	0		全国特定法面保護協会 のり砕工の設計施工指針（平成25年10月）	3	2	2	0	0		全国特定法面保護協会 のり砕工の設計施工指針（平成18年11月）	改定年度を反映
3	2	2	0	0		地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説（平成24年5月）	3	2	2	0	0		地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説（平成12年3月）	改定年度を反映
3	2	2	0	0		日本道路協会 道路土工－軟弱地盤対策指針（平成24年8月）	3	2	2	0	0		日本道路協会 道路土工－軟弱地盤対策指針（昭和61年11月）	改定年度を反映

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表																
新条文 (平成28年7月)					旧条文 (平成25年7月)											
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由		
3	2	2	0	0		日本道路協会 道路土工－擁壁工指針(平成24年7月)	3	2	2	0	0		日本道路協会道路土工－擁壁工指針(平成11年3月)	改定年度を反映		
3	2	2	0	0		日本道路協会 斜面上の基礎基礎設計施工便覧(平成24年4月)								新刊の追加		
3	2	2	0	0		建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針 (換気技術の設計及び粉じん等の測定)(平成24年3月)	3	2	2	0	0		建設労働災害防止協会 ずい道工事等における換気技術指針(設計及び保守管理)(平成17年6月)	改定年度を反映		
3	2	2	0	0		厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン(平成23年3月)	3	2	2	0	0		労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン(平成20年3月)	改定年度を反映		
3	2	2	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書(規準編)(平成24年11月)								諸基準類の追加		
3	2	3	1	0		本節は、各工事に共通的に使用する工種として作業土工(床掘り・埋戻し)、矢板工、縁石工、小型標識工、防止柵工、路側防護柵工、区画線工、道路付属物工、コンクリート面塗装工、プレテンション桁製作工(購入工)、ポストテンション桁製作工、プレキャストセグメント主桁組立工、PCホロースラブ製作工、PC箱桁製作工、根固めブロック工、沈床工、捨石工、笠コンクリート工、ハンドホール工、階段工、現場継手工、伸縮装置工、銘板工、多自然型護岸工、羽口工、プレキャストカルバート工、側溝工、集水樹工、現場塗装工、かごマット工、袋詰玉石工その他これらに類する工種について定める。	3	2	3	1	1		本節は、各工事に共通的に使用する工種として作業土工、矢板工、小型標識工、防止柵工、路側防護柵工、区画線工、道路付属物工、コンクリート面塗装工、プレテンション桁製作工(購入工)、ポストテンション桁製作工、プレキャストセグメント主桁組立工、PCホロースラブ製作工、PC箱桁製作工、根固めブロック工、沈床工、捨石工、笠コンクリート工、ハンドホール工、階段工、現場継手工、伸縮装置工、銘板工、多自然型護岸工、羽口工、プレキャストカルバート工、側溝工、集水樹工、現場塗装工その他これらに類する工種について定める。	語句の修正		
3	2	3	2	3	3	3.反射シート	小型標識工に使用する反射シートは、JIS Z 9117(再帰性反射材)または、カプセルレンズ型反射シートを用いるものとする。	3	2	3	2	3	3.反射シート	小型標識工に使用する反射シートは、JIS Z 9117(保安用反射シート及びテープ)又は、カプセルレンズ型反射シートを用いるものとする。	JIS改正に伴い修正	
3	2	3	2	6	②	受注者は、色が白色または橙色で以下に示す色度範囲にある反射体を用いなければならない。	3	2	3	2	6	②	受注者は、色が白色又は橙色で次に示す色度範囲にある反射体を用いなければならない。	表記の統一		
3	2	3	3	2		2.床掘りの施工	受注者は、作業土工における床掘りの施工にあたり、地質の硬軟、地形及び現地の状況を考慮して設計図書に示した工事目的物の深さまで掘り下げなければならない。	3	2	3	3	2		2.床掘りの施工	受注者は、作業土工における床掘りの施工にあたり、地質の硬軟、地形及び現地の状況を考慮して設計図書に示した工事目的物の深さまで掘り下げなければならない。	誤字の修正
3	2	3	3	4		4.床掘りの仕上げ	受注者は、床掘りの仕上げり面においては、地山を乱さないように、かつ不陸が生じないように施工しなければならない。	3	2	3	3	4		4.床掘りの仕上げ	受注者は、床掘りの仕上げり面においては、地山を乱さないように、かつ不陸が生じないように施工しなければならない。	
3	2	3	3	5		5.岩盤床掘りの仕上げ	受注者は、岩盤床掘りを発破によって行う場合には設計図書に定める仕上げ面を超えて発破を行わないように施工しなければならない。万一誤って仕上げ面を超えて発破を行った場合は、計画仕上げり面まで修復しなければならない。この場合、修復箇所が目的構造物の機能を損なわず、かつ現況地盤に悪影響を及ぼさない方法で施工しなければならない。	3	2	3	3	5		5.岩盤床掘りの仕上げ	受注者は、岩盤床掘りを発破によって行う場合には設計図書に定める仕上げ面を超えて発破を行わないように施工しなければならない。万一誤って仕上げ面を超えて発破を行った場合は、計画仕上げり面まで修復しなければならない。この場合、修復箇所が目的構造物の機能を損なわず、かつ現況地盤に悪影響を及ぼさない方法で施工しなければならない。	誤字の修正 表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例:施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例:1ヶ所、2ヶ所…)
3	2	3	3	7		7.過掘りの処理	受注者は、施工上やむを得ず、既設構造物等を設計図書に定める断面を超えて床掘りの必要が生じた場合には、事前に設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	3	2	3	3	7		7.過掘りの処理	受注者は、施工上やむを得ず、既設構造物等を設計図書に定める断面を超えて床掘りの必要が生じた場合には、事前に設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	誤字の修正
3	2	3	3	11		11.狭隘箇所等の埋戻し	受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所において埋戻しを行う場合は、小型締固め機械を使用し均一になるように仕上げなければならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	3	2	3	3	11		11.狭隘箇所等の埋戻し	受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所において埋戻しを行う場合は、小型締固め機械を使用し均一になるように仕上げなければならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して工事監督員と協議するものとする。	語尾の修正
3	2	3	4	8		8.矢板引抜き跡の埋戻し	受注者は、矢板の引抜き跡の空洞を砂等で充填するなどして地盤沈下等を生じないようにしなければならない。空隙による地盤沈下の影響が大きいと判断される場合は、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	3	2	3	4	8		8.矢板引抜き跡の埋戻し	受注者は、矢板の引抜き跡の空洞を砂等で充てんするなどして地盤沈下等を生じないようにしなければならない。空隙による地盤沈下の影響が大きいと判断される場合は、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	語句の統一

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表

新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
3	2	3	6	15	15.溶融亜鉛めっきの基準	受注者は、支柱用鋼管及び取付け鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量をJIS H 8641(溶融亜鉛めっき)2種の(HDZ55)550g/m ² (片面の付着量)以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種(HDZ45)450g/m ² 以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種(HDZ35)350g/m ² (片面の付着量)以上としなければならない。	3	2	3	6	15	15.溶融亜鉛メッキの基準	受注者は、支柱用鋼管及び取付け鋼板などに溶融亜鉛メッキする場合、その付着量をJIS H 8641(溶融亜鉛めっき)2種の(HDZ55)550g/m ² (片面の付着量)以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種(HDZ35)350g/m ² (片面の付着量)以上とする。	語尾の修正 諸基準(鋼道路橋防食便覧)の改定に伴う修正。 「メッキ」→「めっき」に統一。
3	2	3	6	16	16.防錆処理	受注者は、防錆処理にあたり、その素材前処理、めっき及び後処理作業をJIS H 8641(溶融亜鉛めっき)の規定により行わなければならない。なお、ネジ部はめっき後ネジさらい、または遠心分離をしなければならない。	3	2	3	6	16	16.防錆処理	受注者は、防錆処理にあたり、その素材前処理、メッキ及び後処理作業をJIS H8641(溶融亜鉛めっき)の規定により行わなければならない。なお、ネジ部はメッキ後ネジさらい、又は遠心分離をしなければならない。	「メッキ」→「めっき」に統一。
3	2	3	6	17	17.現場仕上げ	受注者は、めっき後加工した場合、鋼材の表面の水分、油分などの付着物を除去し、入念な清掃後にジンクリッチ塗装で現場仕上げを行わなければならない。	3	2	3	6	17	17.現場仕上げ	受注者は、メッキ後加工した場合、鋼材の表面の水分、油分などの付着物を除去し、入念な清掃後にジンクリッチ塗装で現場仕上げを行わなければならない。	「メッキ」→「めっき」に統一。
3	2	3	6	18	18.ジンクリッチ塗装用塗料	ジンクリッチ塗装用塗料は、亜鉛粉末の無機質塗料として塗装は2回塗りで400～500g/m ² 、または塗装厚は2回塗りで、40～50μmとしなければならない。	3	2	3	6	18	18.ジンクリッチ塗装用塗料	ジンクリッチ塗装用塗料は、亜鉛粉末の無機質塗料として塗装は2回塗りで400～500g/m ² 、又は塗装厚は2回塗りで、40～50μmとする。	表現の統一
3	2	3	6	19	19.ジンクリッチ塗装の塗り重ね	ジンクリッチ塗装の塗り重ねは、塗装1時間以上経過後に先に塗布した塗料が乾燥状態になっていることを確認して行わなければならない。	3	2	3	6	19	19.ジンクリッチ塗装の塗り重ね	ジンクリッチ塗装の塗り重ねは、塗装1時間以上経過後に先に塗布した塗料が乾燥状態になっていることを確認して行うものとする。	表現の統一
3	2	3	11	1	(2)	受注者は、コンクリート表面に小穴、き裂等のある場合、遊離石灰を除去し、穴埋めを行い、表面を平滑にしなければならない。	3	2	3	11	1	(2)	受注者は、コンクリート表面に小穴、き裂等のある場合、有離石灰を除去し、穴埋めを行い、表面を平滑にしなければならない。	語句修正
3	2	3	11	3	3.塗装の禁止	受注者は、以下の場合、塗装を行ってはならない。	3	2	3	11	3	3.塗装の禁止	受注者は、次の場合、塗装を行ってはならない。	表記の統一
3	2	3	12	1	1.一般事項	受注者は、プレテンション桁を購入する場合は、JISマーク表示認証製品を製造している工場において製作したものを用いなければならない。	3	2	3	12	1	1.一般事項	受注者は、プレテンション桁を購入する場合は、JISマーク表示認証工場において製作したものを用いなければならない。	JISマーク表示対象事業者は、国内外製造(又は加工)業者、販売業者、輸出入業者であり、工場(又は事業場)ごとに認証を受けなければならないという制約はないため。
3	2	3	12	2	(2)	プレストレスング時のコンクリート圧縮強度が30N/mm ² 以上であることを確認し、製作されたもの。なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いるものとする。	3	2	3	12	2	(2)	プレストレスング時のコンクリート圧縮強度が35N/mm ² 以上であることを確認し、製作されたもの。なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いるものとする。	適用すべき諸基準との整合道路橋示方書・同解説 Ⅲコンクリート橋 平成24年3月 P344 (20.8)
3	2	3	12	3	3.表示する事項	型枠を取り外したプレテンション方式の桁に速やかに以下の事項を表示しなければならない。	3	2	3	12	3	3.表示する事項	型枠を取り外したプレテンション方式の桁に速やかに下記の事項を表示するものとする。	表記の統一
3	2	3	12	3	①	工事名または記号	3	2	3	12	3	①	工事名又は記号	表記の統一
3	2	3	13	1	1.コンクリートの施工	受注者は、コンクリートの施工については、以下の事項に従わなければならない。	3	2	3	13	1	1.コンクリートの施工	受注者は、コンクリートの施工については、下記の事項に従わなければならない。	表記の統一
3	2	3	13	2	2.PCケーブルの施工	PCケーブルの施工については、以下の規定によるものとする。	3	2	3	13	2	2.PCケーブルの施工	PCケーブルの施工については、下記の規定によるものとする。	表記の統一
3	2	3	13	2	(3)	シースの継手部をセメントペーストの漏れない構造で、コンクリート打設時にも必要な強度を有し、また、継手箇所が少なくなるようにしなければならない。	3	2	3	13	2	(3)	シースの継手部をセメントペーストの漏れない構造で、コンクリート打設時にも必要な強度を有し、また、継手箇所が少なくなるようにするものとする。	表記の統一

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
3	2	3	13	2	(4)	PC鋼材またはシー스가設計図書で示す位置に確実に配置できるよう支持間隔を定めなければならない。	3	2	3	13	2	(4)	PC鋼材又はシー스가設計図書で示す位置に確実に配置できるよう支持間隔を定めるものとする。	表記の統一
3	2	3	13	2	(5)	PC鋼材またはシー스가コンクリート打設時の振動、締固めによって、その位置及び方向が移動しないように組立てなければならない。	3	2	3	13	2	(5)	PC鋼材又はシー스가コンクリート打設時の振動、締固めによって、その位置及び方向が移動しないように組立てるものとする。	表記の統一
3	2	3	13	2	(6)	定着具の支圧面をPC鋼材と垂直になるように配慮しなければならない。また、ねじ部分は緊張完了までの期間、さびや損傷から保護しなければならない。	3	2	3	13	2	(6)	定着具の支圧面をPC鋼材と垂直になるように配慮しなければならない。また、ねじ部分は緊張完了までの期間、さびや損傷から保護するものとする。	表記の統一
3	2	3	13	3	3.PC緊張の施工	PC緊張の施工については、以下の規定によるものとする。	3	2	3	13	3	3.PC緊張の施工	PC緊張の施工については、下記の規定によるものとする。	表記の統一
3	2	3	13	3	(1)	プレストレス時のコンクリートの圧縮強度が、プレストレス直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度の1.7倍以上であることを確認しなければならない。なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。	3	2	3	13	3	(1)	プレストレス時のコンクリートの圧縮強度が、プレストレス直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度の1.7倍以上であることを確認するものとする。なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。	表記の統一
3	2	3	13	3	(2)	プレストレス時の定着部付近のコンクリートが、定着により生じる支圧応力度に耐える強度以上であることを確認しなければならない。	3	2	3	13	3	(2)	プレストレス時の定着部付近のコンクリートが、定着により生じる支圧応力度に耐える強度以上であることを確認するものとする。	表記の統一
3	2	3	13	3	(3)	プレストレスに先立ち、以下の調整及び試験を行わなければならない。	3	2	3	13	3	(3)	プレストレスに先立ち、次の調整及び試験を行うものとする。	表記の統一
3	2	3	13	3	(4)	プレストレスの導入に先立ち、(3)の試験に基づき、工事監督員に緊張管理計画書を提出しなければならない。	3	2	3	13	3	(4)	プレストレスの導入に先立ち、(3)の試験に基づき、工事監督員に緊張管理計画書を提出するものとする。	表記の統一
3	2	3	13	3	(5)	緊張管理計画書に従ってプレストレスを導入するように管理しなければならない。	3	2	3	13	3	(5)	緊張管理計画書に従ってプレストレスを導入するように管理するものとする。	表記の統一
3	2	3	13	3	(6)	緊張管理計画書で示された荷重計の示度と、PC鋼材の拔出量の測定値との関係が許容範囲を超える場合は、直ちに工事監督員に連絡するとともに原因を調査し、適切な措置を講じなければならない。	3	2	3	13	3	(6)	緊張管理計画書で示された荷重計の示度と、PC鋼材の拔出量の測定値との関係が許容範囲を超える場合は、直ちに工事監督員に連絡するとともに原因を調査し、適切な措置を講ずるものとする。	表記の統一
3	2	3	13	3	(7)	プレストレスの施工については、各桁ともできるだけ同一強度の時期に行わなければならない。	3	2	3	13	3	(7)	プレストレスの施工については、各桁ともできるだけ同一強度の時期に行うものとする。	表記の統一
3	2	3	13	3	(8)	プレストレスの施工は、「道路橋示方書・同解説(Ⅲコンクリート橋編)20.8 PC鋼材工及び緊張工」(日本道路協会、平成24年3月)に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の拔出量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備及び保管し、工事監督員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	3	2	3	13	3	(8)	プレストレスの施工は、「道路橋示方書・同解説(Ⅲコンクリート橋編)19.8 PC鋼材工及び緊張工」(道路協会、平成14年3月)に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の拔出量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備及び保管し、工事監督員又は工事検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	適用すべき諸基準との整合道路橋示方書・同解説 Ⅲコンクリート橋編 平成24年3月表記の統一
3	2	3	13	3	(11)	PC鋼材を順次引張る場合には、コンクリートの弾性変形を考慮して、引張の順序及び各々のPC鋼材の引張力を定めなければならない。	3	2	3	13	3	(11)	PC鋼材を順次引張る場合には、コンクリートの弾性変形を考慮して、引張の順序及び各々のPC鋼材の引張力を定めるものとする。	表記の統一
3	2	3	13	4	4.グラウトの施	受注者は、グラウトの施工については、以下の規定による。	3	2	3	13	4	4.グラウトの施	受注者は、グラウトの施工については、下記の規定による。	表記の統一
3	2	3	13	4	(1)	受注者は、本条で使用するグラウト材料は、以下の規定によるものを使用しなければならない。	3	2	3	13	4	(1)	受注者は、本条で使用するグラウト材料は、次の規定によるものを使用しなければならない。	表記の統一

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
3	2	3	13	4	②	グラウトは、 ノンブリーディング タイプを使用するものとする。	3	2	3	13	4	②	混和剤 は、 ノンブリージング タイプを使用するものとする。	フレックスタイプのグラウト製品もあるため、対象を“グラウト”に広げる。
3	2	3	13	4	④	グラウトの材齢28日における圧縮強度は、 30.0N/mm2 以上とするものとする。	3	2	3	13	4	④	グラウトの材齢28日における圧縮強度は、 20.0N/mm2 以上とするものとする。	適用すべき諸基準との整合道路橋示方書・同解説 Ⅲコンクリート橋編 平成24年3月 P332
3	2	3	13	4	⑤	グラウトの 体積変化率 は ±0.5% の範囲内とする。	3	2	3	13	4	⑤	グラウトは 膨張率が0.5%以下 の配合とするものとする。	適用すべき諸基準との整合道路橋示方書・同解説 Ⅲコンクリート橋編 平成24年3月 P332
3	2	3	13	4	⑥	グラウトのブリーディング率は、 24時間後0.0% とするものとする。	3	2	3	13	4	⑥	グラウトのブリーディング率は、 0.0% 以下とするものとする。	適用すべき諸基準との整合道路橋示方書・同解説 Ⅲコンクリート橋編 平成24年3月 P332
3	2	3	13	4	⑦	グラウトに含まれる 塩化物イオン量 は、 普通ポルトランドセメント 質量の 0.08% 以下とするものとする。	3	2	3	13	4	⑦	グラウトに含まれる塩化物イオン総量は、セメント質量の 0.08% 以下とするものとする。	適用すべき諸基準との整合道路橋示方書・同解説 Ⅲコンクリート橋編 平成24年3月 P333(20.4.6)
3	2	3	13	4	②	ブリーディング率及び 体積変化率 の試験	3	2	3	13	4	②	ブリーディング率及び 膨張率 試験	適用すべき諸基準との整合道路橋示方書・同解説 Ⅲコンクリート橋編 平成24年3月 P332 道示Ⅲp333では、試験法を具体的に示しているわけではなく上記試験法の用語も定義していないため、“の”を入れる。
						削除	3	2	3	13	4	(4)	グラウト注入にあたっては、あらかじめダクト内に水をととして洗浄し、十分に湿潤状態にしておく。	適用すべき諸基準との整合道路橋示方書・同解説 Ⅲコンクリート橋編 平成24年3月 P353 平成24年3月版では「グラウト注入にあたっては、あらかじめダクト内に水をととして洗浄し、十分に湿潤状態にしておく。」は削除されている
3	2	3	13	4	(5)	連続ケーブルの曲げ上げ頂部付近など、ダクト内に空隙が生じないように 空気孔を設けなければならない。	3	2	3	13	4	(6)	連続ケーブルの曲げ上げ頂部付近など、ダクト内に空隙が生じないように 空気孔を設けるものとする。	表現の統一
3	2	3	13	4	(7)	暑中におけるグラウトの施工については、グラウトの温度上昇、過早な硬化などがないように、材料及び施工については、事前に設計図書に関して工事監督員員の承諾を得 なければならない。 なお、注入時のグラウトの温度は 35℃ を越えてはならない。	3	2	3	13	4	(8)	暑中におけるグラウトの施工については、グラウトの温度上昇、過早な硬化などがないように、材料及び施工については、事前に設計図書に関して工事監督員員の承諾を得 ものとする。 なお、注入時のグラウトの温度は 35℃ を越えてはならない。	表現の統一

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
3	2	3	13	6	6.主桁製作設備の施工	主桁製作設備の施工については、 以下 の規定によるものとする。	3	2	3	13	6	6.主桁製作設備の施工	主桁製作設備の施工については、 下記 の規定によるものとする。	表現の統一
3	2	3	13	7	(2)	使用する樹脂は、所定の緊張可能期間を有し、PC鋼材を防食するとともに、部材コンクリートとPC鋼材とを付着により一体化 しなければならない 。	3	2	3	13	7	(2)	使用する樹脂は、所定の緊張可能期間を有し、PC鋼材を防食するとともに、部材コンクリートとPC鋼材とを付着により一体化 するものでなければならない 。	表現の統一
3	2	3	13	7	(3)	被覆材は、所定の強度、耐久性を有し部材コンクリートと一体化が図られる ものとする 。	3	2	3	13	7	(3)	被覆材は、所定の強度、耐久性を有し部材コンクリートと一体化が図られる ものでなければならない 。	表現の統一
3	2	3	13	7	(4)	プレグラウトPC鋼材として加工された製品は、所要の耐久性を 有するものとする 。	3	2	3	13	7	(4)	プレグラウトPC鋼材として加工された製品は、所要の耐久性を 有していないなければならない 。	表現の統一
3	2	3	14	2	2.ブロック組立て施工	ブロック組立ての施工については、 以下 の規定によるものとする。	3	2	3	14	2	2.ブロック組立て施工	ブロック組立ての施工については、 下記 の規定によるものとする。	表現の統一
3	2	3	14	2	(1)	プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、表3-2-3に示す条件を満足するものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封し、原則として製造後6ヶ月以上経過したものは使用してはならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。なお、接着剤の試験方法は JSCE-H101-20 13 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格(案)「コンクリート標準示方書・(規準編)」(土木学会、平成 25 年11月)による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。	3	2	3	14	2	(1)	プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、表2-3に示す条件を満足するものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封し、原則として製造後6ヶ月以上経過したものは使用してはならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。なお、接着剤の試験方法はJSCE-H101-20 07 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格(案)「コンクリート標準示方書・(規準編)」(土木学会、平成 22 年11月)による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。	諸基準の改定(コンクリート標準示方書施工編)に伴う修正
3	2	3	14	2	(2)	プレキャストブロックの接合面は、 緩んだ骨材粒、品質の悪いコンクリート、レイタンス、ごみ、油等を取り除かなければならない 。	3	2	3	14	2	(2)	プレキャストブロックの接合面のレイタンス、ごみ、油等を取り除く ものとする 。	表現の統一
3	2	3	14	2	(3)	プレキャストブロックの接合にあたって、設計図書に示す品質が得られるように 施工しなければならない 。	3	2	3	14	2	(3)	プレキャストブロックの接合にあたって、設計図書に示す品質が得られるように 施工するものとする 。	表現の統一
3	2	3	14	2	(4)	プレキャストブロックを接合する場合に、ブロックの位置、形状及びダクトが一致するようにブロックを設置し、プレストレスング中に、くい違いやねじれが生じないように しなければならない 。	3	2	3	14	2	(4)	プレキャストブロックを接合する場合に、ブロックの位置、形状及びダクトが一致するようにブロックを設置し、プレストレスング中に、くい違いやねじれが生じないように するものとする 。	表現の統一
3	2	3	14	4	4.グラウトの施工	グラウトの施工については、 以下 の規定によるものとする。	3	2	3	14	4	4.グラウトの施工	グラウトの施工については、 下記 の規定によるものとする。	表現の統一
3	2	3	14	4	(1)	接着剤の硬化を確認した後にグラウトを行 わなければならない 。	3	2	3	14	4	(1)	接着剤の硬化を確認した後にグラウトを行 うものとする 。	表現の統一
3	2	3	18	1	1.一般事項	受注者は、粗朶沈床の施工については、連柴は梢を一方に向け径15cmを標準とし、緊結は長さおよそ60cmごとに連柴締金を用いて締付け、亜鉛引鉄線又は、しゆる縄等にて結束し、この間 2ヶ所 を二子縄等をもって結束するものとし、連柴の長さは格子を結んだときに端にそれぞれ約15cmを残すように しなければならない 。	3	2	3	18	1	1.一般事項	受注者は、粗朶沈床の施工については、連柴は梢を一方に向け径15cmを標準とし、緊結は長さおよそ60cmごとに連柴締金を用いて締付け、亜鉛引鉄線又は、しゆる縄等にて結束し、この間 2箇所 を二子縄等をもって結束するものとし、連柴の長さは格子を結んだときに端にそれぞれ約15cmを残すように しなければならない 。	表現の統一
3	2	3	18	10	10.木工沈床の詰石	受注者は、木工沈床の施工については、表面に大きい石を用い、詰石の空隙を少なくするよう 充填 しなければならない。	3	2	3	18	10	10.木工沈床の詰石	受注者は、木工沈床の施工については、表面に大きい石を用い、詰石の空隙を少なくするよう 充てん しなければならない。	表現の統一
3	2	3	23	1		表2-4 すべり係数								諸基準との整合
3	2	3	23	1		表2-5 無機ジンクリッチペイントを塗装する場合の条件	3	2	3	23	1		表2-4 厚膜型無機ジンクリッチペイントを塗布する場合の条件	追加による表番号のずれ
3	2	3	23	3	3.ボルトの締付け	ボルトの締付けについては、 以下 の規定によるものとする。	3	2	3	23	3	3.ボルトの締付け	ボルトの締付けについては、 下記 の規定によるものとする。	表記の統一
3	2	3	23	3	(1)	ボルト軸力の導入をナットをまわして行 わなければならない 。やむを得ず頭まわしを行う場合は、トルク係数値の変化を確認 しなければならない 。	3	2	3	23	3	(1)	ボルト軸力の導入をナットをまわして行 なうものとする 。やむを得ず頭まわしを行う場合は、トルク係数値の変化を確認 するものとする 。	表記の統一
3	2	3	23	3	(2)	ボルトの締付けをトルク法によって行う場合、締付けボルト軸力が各ボルトに均一に導入されるよう締付けボルトを調整 なければならない 。	3	2	3	23	3	(2)	ボルトの締め付けをトルク法によって行う場合、締付けボルト軸力が各ボルトに均一に導入されるよう締付けボルトを調整 するものとする 。	表記の統一

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表

新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
3	2	3	23	3	(3)	トルシア形高力ボルトを使用する場合、本締付けには専用締付け機を使用しなければならない。	3	2	3	23	3	(3)	トルシア形高力ボルトを使用する場合、本締付けには専用締付け機を使用するものとする。	表記の統一
3	2	3	23	3	(4)	ボルトの締付けを回転法によって行う場合、接触面の肌すきがなくなる程度にトルクレンチで締めた状態、または組立て用スパナで力いっぱい締めた状態から、以下に示す回転角を与えなければならない。ただし、回転法はF8T、B8Tのみに用いるものとする。	3	2	3	23	3	(4)	ボルトの締め付けを回転法によって行う場合、接触面の肌すきがなくなる程度にトルクレンチで締めた状態、又は組立て用スパナで力いっぱい締めた状態から、次に示す回転角を与えるものとする。ただし、回転法はF8T、B8Tのみに用いるものとする。	表記の統一
3	2	3	23	3	(6)	ボルトの締付け機、測量器具などの検定を現地施工に先立ち現搬入直前に1回、搬入後はトルクレンチは1ヶ月毎にその他の機器は3ヶ月毎に点検を行い、精度を確認しなければならない。	3	2	3	23	3	(6)	ボルトの締付け機、測量器具などの検定を現地施工に先立ち現地搬入直前に1回、搬入後はトルクレンチは1ヵ月毎にその他の機器は3ヵ月毎に点検を行い、精度を確認するものとする。	月数表示を「ヶ月」に統一（例：1ヶ月、2ヶ月…）。
3	2	3	23	4	4.締付けボルト軸力	締付けボルト軸力については、以下の規定によるものとする。	3	2	3	23	4	4.締付けボルト軸力	締付けボルト軸力については、下記の規定によるものとする。	表記の統一
3	2	3	23	4	(2)	摩擦接合ボルトを、表2-6に示す設計ボルト軸力が得られるように締付けなければならない。	3	2	3	23	4	(2)	摩擦接合ボルトを、表2-5に示す設計ボルト軸力が得られるように締め付けるものとする。	表記の統一
3	2	3	23	4		表2-6 設計ボルト軸力(kN)	3	2	3	23	4		表2-5 設計ボルト軸力(kN)	追加による表番号のずれ
3	2	3	23	4	(3)	トルク法によって締付ける場合の締付けボルト軸力は、設計ボルト軸力の10%増を標準とするものとする。	3	2	3	23	4	(3)	トルク法によって締め付ける場合の締付けボルト軸力は、設計ボルト軸力の10%増を標準とする。	表記の統一
3	2	3	23	4	(4)	トルシア形高力ボルトの締付けボルト軸力試験は、締付け以前に一つの製造ロットから5組の供試セットを無作為に抽出し、行うものとする。試験の結果、平均値は表2-7及び表2-8に示すボルト軸力の範囲に入るものとする。	3	2	3	23	4	(4)	トルシア形高力ボルトの締付けボルト軸力試験は、締め付け以前に一つの製造ロットから5組の供試セットを無作為に抽出し、行なうものとする。試験の結果、平均値は表2-6及び表2-7に示すボルト軸力の範囲に入るものとする。	
3	2	3	23	4		表2-7 常温時(10～30℃)の締付けボルト軸力の平均値	3	2	3	23	4		表2-6 常温時(10～30℃)の締付けボルト軸力の平均値	追加による表番号のずれ
3	2	3	23	4		表2-8 常温時以外(0～10℃、3～60℃)の締付けボルト軸力の平均値	3	2	3	23	4		表2-7 常温時以外(0～10℃、3～60℃)の締付けボルト軸力の平均値	追加による表番号のずれ
3	2	3	23	4		表2-9 耐力点法による締付けボルトの軸力の平均値		2	3	23	4		表2-8 耐力点法による締付けボルトの軸力の平均値	追加による表番号のずれ
3	2	3	23	7	7.締付け確認	締付け確認については、以下の規定によるものとする。	3	2	3	23	7	7.締付け確認	締付け確認については、下記の規定によるものとする。	表現の統一
3	2	3	23	7	(2)	ボルトの締付け確認については、以下の規定によるものとする。	3	2	3	23	7	(2)	ボルトの締付け確認については、下記の規定によるものとする。	表現の統一
3	2	3	23	7	①	トルク法による場合は、各ボルト群の10%のボルト本数を標準として、トルクレンチによって締付け確認を行わなければならない。	3	2	3	23	7	①	トルク法による場合は、各ボルト群の10%のボルト本数を標準として、トルクレンチによって締付け確認を行うものとする。	表現の統一
3	2	3	23	7	②	トルシア形高力ボルトの場合は、全数につきピンテールの切断の確認とマーキングによる外観確認を行わなければならない。	3	2	3	23	7	②	トルシア形高力ボルトの場合は、全数につきピンテールの切断の確認とマーキングによる外観確認を行うものとする。	表現の統一
3	2	3	23	7	(3)	回転法及び耐力点法による場合は、全般についてマーキングによる外観確認を行わなければならない。	3	2	3	23	7	(3)	回転法及び耐力点法による場合は、全般についてマーキングによる外観確認を行うものとする。	表現の統一
3	2	3	24	1	1.一般事項	受注者は、伸縮装置の据付けについては、施工時の気温を考慮し、設計時の標準温度で、橋と支承の相対位置が標準位置となるよう温度補正を行って据付け位置を決定しなければならない。また、工事監督員または工事検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	3	2	3	24	1	1.一般事項	受注者は、伸縮装置の据付けについては、施工時の気温を考慮し、設計時の標準温度で、橋と支承の相対位置が標準位置となるよう温度補正を行って据付け位置を決定すること。また、工事監督員又は工事検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	表現の統一
3	2	3	28	4	4.プレキャストパイプの施工	受注者は、プレキャストパイプの施工については、ソケットのあるパイプの場合はソケットをカルバートの上流側または高い側に向けて設置しなければならない。ソケットのないパイプの接合は、カラー接合または印ろう接合とし、接合部はモルタルでコーキングし、漏水が起こらないように施工しなければならない。	3	2	3	28	4	4.プレキャストパイプの施工	受注者は、プレキャストパイプの施工については、ソケットのあるパイプの場合はソケットをカルバートの上流側または高い側に向けて設置しなければならない。ソケットのないパイプの接合は、カラー接合又は印ろう接合とし、接合部はモルタルでコーキングし、漏水が起こらないように施工するものとする。	表現の統一

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）						旧条文（平成25年7月）						改定理由		
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項		章節条項 (項目見出し)	現行条文
3	2	3	29	11	11.コルゲートパイプの組立て	受注者は、コルゲートパイプの組立てについては、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、パイプ断面の両側で行うものとし、底部及び頂部で行ってはならない。また、埋戻し後も 可能な限り ボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。	3	2	3	29	11	11.コルゲートパイプの組立て	受注者は、コルゲートパイプの組立てについては、上流側又は高い側のセクションを下流側又は低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、パイプ断面の両側で行うものとし、底部及び頂部で行ってはならない。また、埋戻し後もボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。	表現の修正
3	2	3	31	1	1.一般事項	受注者は、鋼橋の現場塗装は、床版工終了後に、鋼製堰堤の現場塗装は、鋼製えん堤の据付け終了後に行うものとし、これにより難しい場合は、設計図書によらなければならない。	3	2	3	31	1	1.一般事項	受注者は、鋼橋の現場塗装は、床版工終了後に、鋼製えん堤の現場塗装は、鋼製えん堤の据付け終了後に行うものとし、これにより難しい場合は、設計図書によらなければならない。	表現の統一。
3	2	3	31	8	8.付着塩分の水洗い	受注者は、海岸地域に架設又は保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行いNaClが50mg/m ² 以上の時は水洗い しなければならない 。	3	2	3	31	8	8.付着塩分の水洗い	受注者は、海岸地域に架設又は保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行いNaClが50mg/m ² 以上の時は水洗い するものとする 。	表現の統一
3	2	3	31	9	9.塗装の禁止条件	受注者は、 以下 の場合塗装を行ってはならない。これ以外の場合は、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。塗装禁止条件は、表2-9に示すとおりである。	3	2	3	31	9	9.塗装の禁止条件	受注者は、 下記 の場合塗装を行ってはならない。これ以外の場合は、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。塗装禁止条件は、表2-9に示すとおりである。	表記の統一
3	2	3	31	9		表2-10 塗装禁止条件	3	2	3	31	9		表2-9 塗装禁止条件	諸基準の改定に伴う修正。塗装禁止条件(温度)の一部変更。追加による表番号のずれ
3	2	3	31	13	(1)	受注者は、被塗装面の素地調整状態を確認したうえで下塗りを施工しなければならない。天災その他の理由によりやむを得ず下塗りが遅れ、そのためさびが生じたときは再び素地調整を行い、 塗装しなければならない 。	3	2	3	31	13	(1)	受注者は、被塗装面の素地調整状態を確認したうえで下塗りを施工しなければならない。天災その他の理由によりやむを得ず下塗りが遅れ、そのためさびが生じたときは再び素地調整を行い、 塗装するものとする 。	表現の統一

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
3	2	3	31	13	(2)	受注者は、塗料の塗り重ねにあたって、 塗料ごとに定められた塗装間隔を守って塗装しなければならない。	3	2	3	31	13	(2)	受注者は、塗料の塗り重ねにあたって、 先に塗布した塗料が乾燥（硬化）状態になっていることを確認したうえで 行わなければならない。	諸基準（鋼道路橋防食便覧）の改定に伴う修正。
3	2	3	31	13	(5)	受注者は、 溶接や余熱による熱影響で塗膜劣化する可能性がある現場溶接部近傍に塗装を行ってはならない。未塗装範囲は熱影響部のほか、自動溶接機の取り付けや超音波探傷の施工などを考慮して決定する。 ただし、さびの生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響を及ぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去するものとする。なお、受注者は、防錆剤の使用については、設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	3	2	3	31	13	(5)	受注者は、 現場溶接を行う部分及びこれに隣接する両側の幅10cmの部分に工場塗装を行ってはならない。 ただし、さびの生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響を及ぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去するものとする。なお、受注者は、防錆剤の使用については、設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	諸基準（鋼道路橋防食便覧）の改定に伴う修正。
3	2	3	31	15	15. 塗装禁止箇所	受注者は、コンクリートとの接触面の塗装を行ってはならない。ただしプライマーは除くものとする。また、 主桁や縦桁上フランジ などのコンクリート接触部は、さび汁による汚れを考慮し無機ジंकリッチペイントを30μm塗布するものとする。	3	2	3	31	15	15. 塗装禁止箇所	受注者は、コンクリートとの接触面の塗装を行ってはならない。ただしプライマーは除くものとする。また、 箱げた上フランジ などのコンクリート接触部は、さび汁による汚れを考慮し無機ジंकリッチペイントを30μm塗布するものとする。	諸基準（鋼道路橋防食便覧）の改定に伴う修正。
3	2	3	31	16	(3)	受注者は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により塗装された500m ² 単位毎に25点（1点当たり5回測定）以上塗膜厚の測定をしなければならない。ただし、 1ロットの面積が200m²に満たない場合は10m²ごとに1点とする。	3	2	3	31	16	(3)	受注者は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により塗装された500m ² 単位毎に25点（1点当たり5回測定）以上塗膜厚の測定をしなければならない。	諸基準（鋼道路橋防食便覧）の改定に伴う修正。
3	2	3	31	16	(6)	受注者は、 以下 に示す要領により塗膜厚の判定をしなければならない。	3	2	3	31	16	(6)	受注者は、 次 に示す要領により塗膜厚の判定をしなければならない。	表記の統一
3	2	3	31	16	④	平均値、最小値、標準偏差のうち1つでも不合格の場合は さらに同数の測定を行い、当初の測定値と合わせて計算した結果 が基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は塗増し、再検査しなければならない。	3	2	3	31	16	④	平均値、最小値、標準偏差のうち1つでも不合格の場合は 2倍の測定を行い 基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は塗増し、再検査するものとする。	基準書の改定に伴う変更はないが、誤解を生まないよう、共通仕様書の条文を基準書の記載に合わせた。
3	2	3	31	17	(2)	受注者は、最終塗装の完了後、橋体起点側（左）または終点側（右）の外桁腹板に、ペイントまたは 耐候性に優れたフィルム 状の粘着シートにより図2-3のとおり記録しなければならない。	3	2	3	31	17	(2)	受注者は、最終塗装の完了後、橋体起点側（左）又は終点側（右）の外桁腹板に、ペイント又は 塩ビ系 の粘着シートにより図2-3のとおり記録しなければならない。	諸基準（鋼道路橋防食便覧）の改定に伴う修正。
3	2	3	31	17		図2-3 塗装記録表の仕様	3	2	3	31	17		図2-3	図タイトルの追記
3	2	3	32	3		表2-11 要求性能の確認方法	3	2	3	32	3		表2-10 要求性能の確認方法	追加による表番号のずれ誤字の修正
3	2	3	32	4	4. 網の結束	側網、仕切網はあらかじめ工場で底網に結束するものとする。ただし、特殊部でこれにより難しい場合は工事監督員の承諾を得なければならない。	3	2	3	32	4	4. 網の結束	側網、仕切網はあらかじめ工場で底網に結束するものとする。ただし、特殊部でこれにより難しい場合は工事監督員の承諾を得るものとする。	表記の統一
3	2	3	32	6	6. 連結方法	連結の方法はコイル式とし表3212のとおりとする。また、側網と仕切網、流水方向の底網と底網、外周部については、接続長の全長を連結するものとし、その他の部分は接続長1/2以上（1本/m）を連結するものとする。連結終了時のコイルは両端の線端末を内側に向けるものとする。	3	2	3	32	6	6. 連結方法	連結の方法はコイル式とし表2-11のとおりとする。また、側網と仕切網、流水方向の底網と底網、外周部については、接続長の全長を連結するものとし、その他の部分は接続長1/2以上（1本/m）を連結すること。連結終了時のコイルは両端の線端末を内側に向けるものとする。	表記の統一
3	2	3	32	6		表2-12 連結コイル線	3	2	3	32	6		表2-11 連結コイル線	追加による表番号のずれ
3	2	3	32	6		表2-13 線材の品質管理試験の内容	3	2	3	32	6		表2-12 線材の品質管理試験の内容	追加による表番号のずれ
3	2	3	33	2	2. 根固め用袋材の性能	袋型根固め用袋材は、表2-14に示す性能を満足することを確認 しなければならない。	3	2	3	33	2	2. 根固め用袋材の性能	袋型根固め用袋材は、表2-13に示す性能を満足することを確認 するものとする。	表現の統一
3	2	3	33	3		表2-14(1) 袋型根固め袋材の要求性能及び確認方法	3	2	3	33	3		表2-13(1) 袋型根固め袋材の要求性能及び確認方法	
3	2	3	33	3		表2-14(2) 参考資料	3	2	3	33	3		表2-13(2) 参考資料	

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表

新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）					改定理由		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項			
3	2	4	1	2	2.基礎工の施工	3	2	4	1	2	2.基礎工の施工	
					受注者は、切込砂利、砕石基礎工、割ぐり石基礎工の施工においては、床掘り完了後（割ぐり石基礎には割ぐり石に切込砂利、砕石などの間隙充填材を加え）締固めながら仕上げなければならない。						受注者は、切込砂利、砕石基礎工、割ぐり石基礎工の施工においては、床掘り完了後（割ぐり石基礎には割ぐり石に切込砂利、砕石などの間隙充填材を加え）締固めながら仕上げなければならない。	
3	2	4	2	3	3.土台基礎工の施工	3	2	4	2	3	3.土台基礎工の施工	
					受注者は、土台基礎工の施工にあたり、床を整理し締固めた後、据付けのものとし、空隙には、割ぐり石、砕石等を充填しなければならない。						受注者は、土台基礎工の施工にあたり、床を整理し締固めた後、据付けのものとし、空隙には、割ぐり石、砕石等を充填しなければならない。	
3	2	4	2	7	7.止杭の先端	3	2	4	2	7	7.止杭の先端	表現の統一
					止杭の先端は、角すい形に削るものとし、角すい形の高さは径の1.5倍程度にしなければならない。						止杭の先端は、角すい形に削るものとし、角すい形の高さは径の1.5倍程度とするものとする。	
3	2	4	4	2	2.既製杭工の工法	3	2	4	4	2	2.既製杭工の工法	道路橋示方書と合わせて鋼管ソイルセメント杭工法、回転杭工法を追加
					既製杭工の工法は、打込み杭工法、中掘り杭工法、プレボーリング杭工法、鋼管ソイルセメント杭工法または回転杭工法とし、取扱いは本条及び設計図書によらなければならない。						既製杭工の工法は、打込み杭工法及び中掘り杭工法とし、プレボーリングの取扱いは、設計図書によるものとする。	
3	2	4	4	3	3.試験杭の施工	3	2	4	4	3	3.試験杭の施工	道路橋示方書下部構造編18.3では試験杭の実施を規定したこと、本設の杭とは別に試験杭を施工することもありうることから修正
					受注者は、試験杭の施工に際して、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭を施工しなければならない。 なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。						受注者は、試験杭の施工に際して、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工しなければならない。これにより難しい場合は、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	
3	2	4	4	11	11.中掘り杭工法による既製杭工施工	3	2	4	4	11	11.中掘り杭工法による既製杭工施工	・道路橋示方書下部構造編18.10.1の規定による。 ・先端処理については最終打撃だけでなく噴出攪拌の場合も適切に行う必要があるため。
					受注者は、中掘り杭工法で既製杭を施工する場合には、掘削及び沈設中は土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭先端部及び杭周辺地盤を乱さないように、沈設するとともに必要に応じて所定の位置に保持しなければならない。また、先端処理については、試験杭等の条件に基づいて、管理を適正に行わなければならない。						受注者は、中掘り杭工法で既製杭を施工する場合には、掘削及び沈設中は土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭先端部及び杭周辺地盤を乱さないように、沈設しなければならない。また、先端処理については、試験杭等の打止め条件に基づいて、最終打止め管理を適正に行わなければならない。	
3	2	4	4	16		3	2	4	4	16		表現の統一
					また、攪拌完了後のオーガの引上げに際して、吸引現象を防止する必要がある場合には、負配合の安定液を噴出しながら、ゆっくりと引上げなければならない。						また、攪拌完了後のオーガの引上げに際して、吸引現象を防止する必要がある場合には、負配合の安定液を噴出しながら、ゆっくりと引上げるものとする。	
3	2	4	4	18	18.殻運搬処理	3	2	4	4	18	18.殻運搬処理	表現の統一
					受注者は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散ないように、適正な処置を行わなければならない。						受注者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散ないように、適正な処理を行わなければならない。	
3	2	4	4	21	(1) 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工管理技術者を常駐させるとともに、以下の規定による。	3	2	4	4	21	(1) 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の現場継手については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査を行う溶接施工管理技術者を常駐させるとともに、下記の規定による。	・表記の統一 ・杭の継手は溶接継手だけでなく無溶接である機械式継手もあること、 今後は無溶接継手に移行していくべきと考えることから。
3	2	4	4	21	(2) 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接は、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（または同等以上の検定試験）に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わさせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（またはこれと同等以上の検定試験）に合格した者でなければならない。	3	2	4	4	21	(2) 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接は、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（または同等以上の検定試験）に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わさせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（又はこれと同等以上の検定試験）に合格した者でなければならない。	月数表示を「ヶ月」に統一（例：1ヶ月、2ヶ月…）。
3	2	4	4	21	(7) 受注者は、鋼管杭の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、表2-15の許容値を満足するように施工しなければならない。	3	2	4	4	21	(7) 受注者は、鋼管杭の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、表2-14の許容値を満足するように施工しなければならない。	追加による表番号のずれ

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）						旧条文（平成25年7月）								
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
3	2	4	4	21		なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行わなければならない。	3	2	4	4	21		なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行うものとする。	表現の統一
3	2	4	4	21		表2-15 現場円周溶接部の目違いの許容値	3	2	4	4	21		表2-14 現場円周溶接部の目違いの許容値	
3	2	4	4	21	(10)	受注者は、本項(7)及び(8)のほか、杭の現場溶接継手に関する溶接条件、溶接作業、検査結果等の記録を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に工事監督員へ提出しなければならない。	3	2	4	4	21	(10)	受注者は、本項(7)及び(8)の当該記録を整備及び保管し、工事監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に工事監督員へ提出しなければならない。	道路橋示方書下部構造編18.7(5)(6)の規定による。
3	2	4	4	21	(11)	受注者は、H鋼杭の溶接にあたり、まず下杭のフランジの外側に継目板をあて周囲をすみ肉溶接した後、上杭を建込み上下杭軸の一致を確認のうえ、継目板を上杭にすみ肉溶接しなければならない。突合わせ溶接は両側フランジ内側に対しては片面V形溶接、ウェブに対しては両面K形溶接を行わなければならない。ウェブに継目板を使用する場合、継目板の溶接はフランジと同一の順序とし、杭断面の突合わせ溶接はフランジ、ウェブとも片面V形溶接を行わなければならない。	3	2	4	4	21	(11)	受注者は、H鋼杭の溶接にあたり、まず下杭のフランジの外側に継目板をあて周囲をすみ肉溶接した後、上杭を建込み上下杭軸の一致を確認のうえ、継目板を上杭にすみ肉溶接しなければならない。突合わせ溶接は両側フランジ内側に対しては片面V形溶接、ウェブに対しては両面K形溶接を行うものとする。ウェブに継目板を使用する場合、継目板の溶接はフランジと同一の順序とし、杭断面の突合わせ溶接はフランジ、ウェブとも片面V形溶接を行うものとする。	表現の統一
3	2	4	5	1	1.試験杭	受注者は、試験杭の施工に際して、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭を施工しなければならない。なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事事務物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。	3	2	4	5	1	1.試験杭	受注者は、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。ただし、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事事務物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工しなければならない。	・道路橋示方書下部構造編19.3では試験杭の実施を規定したこと、本設の杭とは別に試験杭を施工することから修正
3	2	4	5	3	3.場所打杭工の施工後の埋戻し	受注者は、場所打杭工の施工後に、地表面に凹凸や空洞が生じた場合には、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定により、これを掘削土等の良質な土を用いて埋戻さなければならない。	3	2	4	5	3	3.場所打杭工の施工後の埋戻し	受注者は、場所打杭工の施工後に、地表面に凹凸や空洞が生じた場合には、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定により、これを掘削土の良質な土を用いて埋戻さなければならない。	掘削土に限定しなくても良いのではないかと。
						削除(2-4-5 14.杭頭の処理と統合)	3	2	4	5	4	4.杭頭処理	受注者は、場所打杭工の杭頭処理に際して、杭の本体を損傷させないように行わなければならない。	2-4-5 14.杭頭の処理は施工手順を考慮し、統合する。
3	2	4	5	9	9.鉄筋籠の建込み	受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶりが確保できるように、スペーサーを同一深さ位置に4ヶ所以上、深さ方向5m間隔以下で取付けなければならない。	3	2	4	5	10	10.鉄筋籠の建込み	受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶりが確保できるように、スペーサーを同一深さ位置に4箇所以上、深さ方向5m間隔以下で取付けなければならない。	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所……)。

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表												
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）							
編	章	節	条	項	新条文	編	章	節	条	項	現行条文	改定理由
3	2	4	5	11	11.鉄筋かごの組立て 受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの組立てにあたっては、 形状保持などのための溶接を行ってはならない。ただし、これにより難しい場合には監工事監督員と協議するものとする。 また、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものとしなければならない。なお、鉄筋かごを運搬する場合には、変形を生じないようにしなければならない。	3	2	4	5	12	12.鉄筋かごの組立て 受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの組立てにあたっては、 アークすみ肉溶接により接合する場合溶接に際しては、断面減少などを生じないよう注意して作業を行わなければならない。 また、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものとしなければならない。なお、鉄筋かごを運搬する場合には、変形を生じないようにしなければならない。	道路橋示方書 IV下部構造編(P.572)の改定により、「形状保持などのための溶接を行ってはならない。」と記載されたため。ただし書きを記載したのは、道路協会のQ&Aに「場所打ち杭の帯鉄筋についても、これと同様の観点や、近年では小径のトレミー管が開発されており、道路橋基礎に適用される程度の杭径に対してはこれらの使用でフックとの干渉を避けることができる状況であることを踏まえ、溶接継手に関する記載は削除されています。」とあり、杭径が小さいもの場合、施工が困難になる可能性があるため。
3	2	4	5	15	15.杭径確認 受注者は、全ての杭について、床掘完了後（杭頭余盛部の撤去前）に杭頭部の杭径を確認するとともに、その状況について写真撮影を行い工事監督員に提出 しなければならない 。その際、杭径が出来形管理基準を満たさない状況が発生した場合は、補修方法等について工事監督員と協議 しなければならない 。	3	2	4	5	16	16.杭径確認 受注者は、全ての杭について、床掘完了後（杭頭余盛部の撤去前）に杭頭部の杭径を確認するとともに、その状況について写真撮影を行い工事監督員に提出 するものとする 。その際、杭径が出来形管理基準を満たさない状況が発生した場合は、補修方法等について工事監督員と協議 を行うものとする 。	表現の統一
3	2	4	5	18	18.殻運搬処理 受注者は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、 適正な処置を行わなければならない 。	3	2	4	5	19	19.殻運搬処理 受注者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように行わなければならない。	表現の統一
3	2	4	5	19	19.泥水処理 受注者は、泥水処理を行うにあたり、水質汚濁に係る環境基準について（環境省告示）、都道府県公害防止条例等に従い、適切に処理を行わなければならない。	3	2	4	5	20	20.泥水処理 受注者は、泥水処理を行うにあたり、水質汚濁に係る環境基準について（環境省告示）、都道府県公害防止条例等に従い、適切に処理を行わなければならない。	表現の統一
3	2	4	6	2	2.深礎掘削 受注者は、深礎掘削を行うにあたり、常に鉛直を保持し支持地盤まで連続して掘削するとともに、余掘りは最小限にしなければならない。また、常に孔内の排水を行 わなければならない 。	3	2	4	6	2	2.深礎掘削 受注者は、深礎掘削を行うにあたり、常に鉛直を保持し支持地盤まで連続して掘削するとともに、余掘りは最小限にしなければならない。また、常に孔内の排水を行 うものとする 。	表現の統一
3	2	4	6	3	3.土留工 受注者は、掘削孔の全長にわたって土留工を行い、かつ撤去してはならない。これにより難しい場合は、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。また、 土留材は脱落、変形及び緩みのないように組立てなければならない 。なお、掘削完了後、支持地盤の地質が水を含んで軟化するおそれがある場合には、速やかに孔底をコンクリートで覆 わなければならない 。	3	2	4	6	3	3.土留工 受注者は、掘削孔の全長にわたって土留工を行い、かつ撤去してはならない。これにより難しい場合は、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。なお、掘削完了後、支持地盤の地質が水を含んで軟化するおそれがある場合には、速やかに孔底をコンクリートで覆 うものとする 。	道路橋示方書下部構造編22.6の規定による。

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
3	2	4	6	6	6.鉄筋組立て	受注者は、深礎工において鉄筋を組立てる場合は、適切な仮設計画のもと所定の位置に堅固に組立てるとともに、曲がりやよじれが生じないように、土留材に固定しなければならない。ただし、鉄筋の組立てにおいては、組立て上の形状保持のための溶接を行ってはならない。	3	2	4	6	6	6.鉄筋組立て	受注者は、深礎工において鉄筋を組立てる場合は、曲がりやよじれが生じないように、土留材に固定しなければならない。	・道路橋示方書下部構造編22.8の記述を追加。 仮設計画を立てることは施工品質の確保のみならず作業の安全性の確保でも重要であることから道示規定に入れられていることを踏まえたもの。 ・鉄筋組上の形状保持のための溶接は行わないことが規定されたことを踏まえたもの。
3	2	4	6	7	7.鉄筋の継手	軸方向鉄筋の継手は機械式継手とし、せん断補強鉄筋は重ね継手又は機械式継手とする。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。	3	2	4	6	7	7.鉄筋かごの継手	鉄筋かごの継手は、重ね継手とする。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。	「道路橋示方書・同解説（平成24年3月）」で、「軸方向鉄筋の継ぎ手は原則として機械継手とする。」とされたことによる対応
						削除	3	2	4	6	8	8.鉄筋かごの組立て	受注者は、鉄筋かごの組立てにあたり、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものとすること、山留め材を取り外す場合はあらかじめ主鉄筋の間隔、かぶりに十分な配慮がなされていることを確認しておく必要がある。	第6項に統合
3	2	4	6	13	13.殻運搬処理	受注者は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、適正な処置を行わなければならない。	3	2	4	6	14	14.殻運搬処理	受注者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように、適正な処理を行わなければならない。	表現の統一
3	2	4	7	13	13.中詰充てんの施工	受注者は、中詰充填を施工するにあたり、オープンケーソン内の水位を保った状態で密実に行わなければならない。	3	2	4	7	13	13.中詰充てんの施工	受注者は、中詰充てんを施工するにあたり、オープンケーソン内の水位を保った状態で密実に行わなければならない。	表現の統一
3	2	4	7	15	15.殻運搬処理	受注者は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、適正な処置を行わなければならない。	3	2	4	7	15	15.殻運搬処理	受注者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように行わなければならない。	表現の統一
3	2	4	8	13	13.殻運搬処理	受注者は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、適正な処置を行わなければならない。	3	2	4	8	13	13.殻運搬処理	受注者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように、適正な処理を行わなければならない。	表現の統一
3	2	4	9	1	1.試験杭の施工	受注者は、鋼管矢板基礎工の施工においては、設計図書に従って試験杭として鋼管矢板を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭として鋼管矢板を施工しなければならない。なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。	3	2	4	9	1	1.試験杭の施工	受注者は、鋼管矢板基礎工の施工においては、設計図書に従って試験杭として鋼管矢板を施工しなければならない。ただし、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工しなければならない。	道路橋示方書下部構造編20.2では試験杭の実施を規定したこと、本設の杭とは別に試験杭を施工することもありうることから修正。
3	2	4	9	11	(1)	受注者は、鋼管矢板の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工管理技術者を常駐させなければならない。	3	2	4	9	11	(1)	受注者は、鋼管矢板の現場継手については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査を行う溶接施工管理技術者を常駐させなければならない。	道路橋示方書下部構造編20.1解説(18.7(1)(2)の規定)による。

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表

新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
3	2	4	9	11	(2)	受注者は、鋼管矢板の溶接については、JIS Z 3801(手溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験のうち、その作業に該当する試験(または同等以上の検定試験)に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わさせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841(半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験(またはこれと同等以上の検定試験)に合格した者でなければならない。	3	2	4	9	11	(2)	受注者は、鋼管矢板の溶接については、JIS Z 3801(手溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験のうち、その作業に該当する試験(または同等以上の検定試験)に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わさせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841(半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験(又はこれと同等以上の検定試験)に合格した者でなければならない。	月数表示を「ヶ月」に統一(例:1ヶ月、2ヶ月…)
3	2	4	9	11	(7)	受注者は、鋼管矢板の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、表3-2-16の許容値を満足するように施工しなければならない。なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行わなければならない。	3	2	4	9	11	(7)	受注者は、鋼管矢板の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、表2-15の許容値を満足するように施工しなければならない。なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行うものとする。	表記の統一
3	2	4	9	11		表2-16 現場円周溶接部の目違いの許容値	3	2	4	9	11		表2-15 現場円周溶接部の目違いの許容値	
3	2	4	9	11	(9)	受注者は、本項(7)及び(8)のほか、杭の現場溶接継手に関する溶接条件、溶接作業、検査結果等の記録を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に工事監督員へ提出しなければならない。	3	2	4	9	11	(9)	本項(7)及び(8)の当該記録を整備及び保管し、工事監督員の要請があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時に工事監督員へ提出しなければならない。	道路橋示方書下部構造編20.1解説(18.7(5)(6)の規定)による。
3	2	4	9	14	14.頂部の処置	受注者は、鋼管矢板打込み後、頂部の処置については設計図書によらなければならない。	3	2	4	9	14	14.頂部の処置	受注者は、鋼管矢板打込み後、頂部の処置については設計図書によるものとする。	表現の統一
3	2	4	9	15	15.継手部の処置	受注者は、鋼管矢板の継手管内は、ウォータージェットなどにより排土し、設計図書の定めによる中詰材を直ちに充填しなければならない。	3	2	4	9	15	15.継手部の処置	受注者は、鋼管矢板の継手管内は、ウォータージェットなどにより排土し、設計図書の定めによる中詰材を直ちに充てんしなければならない。	表現の統一
3	2	4	9	23	23.般運搬処理	受注者は、般運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、適正な処置を行わなければならない。	3	2	4	9	23	23.般運搬処理	受注者は、般運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように、適正な処理を行わなければならない。	表現の修正
3	2	5	1	1	1.適用工種	本節は、石・ブロック積(張)工として作業土工(床掘り、埋戻し)、コンクリートブロック工、緑化ブロック工、石積(張)工その他これらに類する工種について定める。	3	2	5	1	1	1.適用工種	本節は、石・ブロック積(張)工として作業土工、コンクリートブロック工、緑化ブロック工、石積(張)工その他これらに類する工種について定める。	表現の修正
3	2	5	1	6	6.裏込め	受注者は、裏込めに割ぐり石を使用する場合は、クラッシュラン等で間隙を充填しなければならない。	3	2	5	1	6	6.裏込め	受注者は、裏込めに割ぐり石を使用する場合は、クラッシュラン等で間隙を充てんしなければならない。	表現の統一
3	2	5	3	4	4.コンクリートブロック工の空張の積上げ	受注者は、コンクリートブロック工の空張の積上げにあたり、胴がい及び尻がいをを用いて固定し、胴込め材及び裏込め材を充填した後、天端付近に著しい空けきが生じないように入念に施工し、締固めなければならない。	3	2	5	3	4	4.コンクリートブロック工の空張の積上げ	受注者は、コンクリートブロック工の空張の積上げにあたり、胴がい及び尻がいをを用いて固定し、胴込め材及び裏込め材を充てんした後、天端付近に著しい空けきが生じないように入念に施工し、締固めなければならない。	表現の統一
3	2	5	3	8	8.合端の施工	受注者は、コンクリートブロック工の練積または練張における合端の施工にあたり、モルタル目地を塗る場合は、あらかじめ、設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	3	2	5	3	8	8.合端の施工	受注者は、コンクリートブロック工の練積又は練張における合端の施工にあたり、設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければ、モルタル目地を塗ってはならない。	文章の修正
3	2	5	3	10	10.施工時の注意	受注者は、プレキャストコンクリート板を使用するコンクリートブロック張りにおいて、ブロックの目地詰めには、空隙を生じないように目地材を充填し、表面を平滑に仕上げなければならない。	3	2	5	3	10	10.施工時の注意	受注者は、プレキャストコンクリート板を使用するコンクリートブロック張りにおいて、ブロックの目地詰めには、空隙を生じないように目地材を充てんし、表面を平滑に仕上げなければならない。	表現の統一
3	2	5	4	4	4.植栽養生	受注者は、工事完成引渡しまでの間、緑化ブロックに植栽を行った植物が枯死しないように養生しなければならない。工事完成引渡しまでの間に植物が枯死した場合は、受注者の負担において再度施工しなければならない。	3	2	5	4	4	4.植栽養生	受注者は、工事完了引渡しまでの間、緑化ブロックに植栽を行った植物が枯死しないように養生しなければならない。工事完成引渡しまでの間に植物が枯死した場合は、受注者の負担において再度施工しなければならない。	表現の統一

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
3	2	6	3	8	(1)	下層路盤に使用する粒状路盤材は、粘土塊、有機物、ごみ等を有害量含まず、表2-17の規格に適合するものとする。	3	2	6	3	8	(1)	下層路盤に使用する粒状路盤材は、粘土塊、有機物、ごみ等を有害量含まず、表2-16の規格に適合するものとする。	
3	2	6	3	8		表2-17 下層路盤の品質規格 ・[種別]「クラッシュラン鉄鋼スラグ」名称の明確化 ・[試験項目]クラッシュラン鉄鋼スラグの修正CBRIについて追記 ・「エージング」に関する注記を追加	3	2	6	3	8		表2-16 下層路盤の品質規格	現行の記載内容では、鉄鋼スラグの種類(高炉スラグ、製鋼スラグ)とその用途・使い分けが明確になっていないため、「JIS A 5015(道路用鉄鋼スラグ)」及び「舗装施工便覧H18」と整合をはかり内容を見直した。
3	2	6	3	9	(1)	粒度調整路盤材は、粒度調整砕石、再生粒度調整砕石、粒度調整鉄鋼スラグ、水硬性粒度調整鉄鋼スラグ、または、砕石、クラッシュラン、鉄鋼スラグ、砂、スクリーニングス等を本項(2)に示す粒度範囲に入るように混合したものとする。これらの粒度調整路盤材は、細長いあるいは扁平な石片、粘土塊、有機物ごみ、その他を有害量含まず、表2-18、表2-19、表2-20の規格に適合するものとする。	3	2	6	3	9	(1)	粒度調整路盤材は、粒度調整砕石、再生粒度調整砕石、粒度調整鉄鋼スラグ、水硬性粒度調整鉄鋼スラグ、又は、砕石、クラッシュラン、鉄鋼スラグ、砂、スクリーニングス等を本項(2)に示す粒度範囲に入るように混合したものとする。これらの粒度調整路盤材は、細長いあるいは扁平な石片、粘土塊、有機物ごみ、その他を有害量含まず、表2-17、表2-18、表2-19の規格に適合するものとする。	
3	2	6	3	9		表2-18 上層路盤の品質規格	3	2	6	3	9		表2-17 上層路盤の品質規格	追加による表番号のずれ
3	2	6	3	9		表2-19 上層路盤の品質規格	3	2	6	3	9		表2-18 上層路盤の品質規格	現行の記載内容では、鉄鋼スラグの種類(高炉スラグ、製鋼スラグ)とその用途・使い分けが明確になっていないため、「JIS A 5015(道路用鉄鋼スラグ)」及び「舗装施工便覧H18」と整合をはかり内容を見直した。
3	2	6	3	9		表2-20 上層路盤の品質規格	3	2	6	3	9		表2-19 上層路盤の品質規格	
3	2	6	3	9	(2)	粒度調整路盤材の粒度範囲は、表2-21の規格に適合するものとする。	3	2	6	3	9	(2)	粒度調整路盤材の粒度範囲は、表2-20の規格に適合するものとする。	
3	2	6	3	9		表2-21 粒度調整路盤材の粒度範囲	3	2	6	3	9		表2-20 粒度調整路盤材の粒度範囲	現行の記載内容では、鉄鋼スラグの種類(高炉スラグ、製鋼スラグ)とその用途・使い分けが明確になっていないため、「JIS A 5015(道路用鉄鋼スラグ)」及び「舗装施工便覧H18」と整合をはかり内容を見直した
3	2	6	3	11		11.アスファルト安定処理の材料規格 加熱アスファルト安定処理に使用する製鋼スラグ及びアスファルトコンクリート再生骨材は表2-22、表2-23の規格に適合するものとする。	3	2	6	3	11		11.アスファルト安定処理の材料規格 加熱アスファルト安定処理に使用する製鋼スラグ及びアスファルトコンクリート再生骨材は表2-21、表2-22の規格に適合するものとする。	
3	2	6	3	11		表2-22 鉄鋼スラグの品質規格	3	2	6	3	11		表2-21 鉄鋼スラグの品質規格	追加による表番号のずれ
3	2	6	3	11		表2-23 アスファルトコンクリート再生骨材の品質	3	2	6	3	11		表2-22 アスファルトコンクリート再生骨材の品質	追加による表番号のずれ
3	2	6	3	21		21.マーシャル安定度試験 表2-24、2-25に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書によらなければならない。	3	2	6	3	21		21.マーシャル安定度試験 表2-23、2-24に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書によらなければならない。	追加による表番号のずれ

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文 (平成28年7月)					旧条文 (平成25年7月)									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
3	2	6	3	21		表2-24 マーシャル安定度試験基準値	3	2	6	3	21		表2-23 マーシャル安定度試験基準値	追加による表番号のずれ
3	2	6	3	21		表2-25 アスファルト混合物の種類と粒度範囲	3	2	6	3	21		表2-24 アスファルト混合物の種類と粒度範囲	追加による表番号のずれ
3	2	6	4	3	3.コンクリートの強度	コンクリート舗装工で使用するコンクリートの強度は、設計図書に示す場合を除き、材齢28日において求めた曲げ強度で4.5MPaとするものとする。	3	2	6	4	3	3.コンクリートの強度	コンクリート舗装工で使用するコンクリートの強度は、設計図書に示す場合を除き、材令28日において求めた曲げ強度で4.5MPaとするものとする。	表現の統一
3	2	6	4	4	4.転圧コンクリート舗装	転圧コンクリート舗装において、転圧コンクリート版を直接表層に用いる場合のコンクリートの設計基準曲げ強度は、設計図書に示す場合を除き、交通量区分N3、N4及びN5においては4.5MPa、またN6においては5MPaとするものとする。	3	2	6	4	4	4.転圧コンクリート舗装	転圧コンクリート舗装において、転圧コンクリート版を直接表層に用いる場合のコンクリートの設計基準曲げ強度は、設計図書に示す場合を除き、L、A及びB交通においては4.5MPa、またC交通においては5MPaとするものとする。	交通量区分(L・A・B・C交通)の呼称は現在「N3～N6交通」に変更されているため(舗装設計施工指針H18.2 P29)
3	2	6	7	3		表2-26 安定処理路盤の品質規格	3	2	6	7	3		表2-25 安定処理路盤の品質規格	追加による表番号のずれ
3	2	6	7	3		削除	3	2	6	7	3		(4) 工事監督員の承諾したセメント量及び石灰量と、設計図書に示されたセメント量及び石灰量との開きが、±0.7%未満の場合には、契約変更を行わないものとする。	±0.7%の根拠が不明のため削除
3	2	6	7	4		表2-27 マーシャル安定度試験基準値	3	2	6	7	4		表2-26 マーシャル安定度試験基準値	追加による表番号のずれ
3	2	6	7	5	(3)	受注者は、舗設に先立って、(1)号で決定した場合の混合物について混合所で試験練りを行わなければならない。試験練りの結果が表3-2-24に示す基礎値と照合して基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行わなければならない。ただし、これまでに製造実績のある混合物の場合には、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)または定期試験による試験練り結果報告書を工事監督員が承諾した場合に限り、試験練りを省略することができる。	3	2	6	7	5	(3)	受注者は、舗設に先立って、(1)号で決定した場合の混合物について混合所で試験練りを行わなければならない。試験練りの結果が表2-26に示す基礎値と照合して基準値を満足しない場合には、骨材粒度又はアスファルト量の修正を行わなければならない。ただし、これまでに製造実績のある混合物の場合には、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)又は定期試験による試験練り結果報告書を工事監督員が承諾した場合に限り、試験練りを省略することができる。	訂正
3	2	6	8	4	4.適用規定	受注者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧第9章9-4-1半たわみ性舗装工」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「舗装施工便覧第5章及び第6章構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説第10章10-3-7施工」(日本道路協会、平成4年12月)の規定、「舗装再生便覧第2章2-7施工」(日本道路協会、平成25年12月)の規定による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。	3	2	6	8	4	4.適用規定	受注者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧第9章9-4-1半たわみ性舗装工」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「舗装施工便覧第5章及び第6章構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説第10章10-3-7施工」(日本道路協会、平成4年12月)の規定、「舗装再生便覧第2章2-7施工」(日本道路協会、平成22年12月)の規定による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。	改定年度を反映
3	2	6	9	3	3.バインダ(アスファルト)の標準的性状	ポーラスアスファルト混合物に用いるバインダ(アスファルト)はポリマー改質アスファルトH型とし、表2-28の標準的性状を満足するものでなければならない。	3	2	6	9	3	3.バインダ(アスファルト)の標準的性状	ポーラスアスファルト混合物に用いるバインダ(アスファルト)はポリマー改質アスファルトH型とし、表2-27の標準的性状を満足するものでなければならない。	
3	2	6	9	3		表2-28 ポリマー改質アスファルトH型の標準的性状	3	2	6	9	3		表2-27 ポリマー改質アスファルトH型の標準的性状	追加による表番号のずれ
3	2	6	9	4	4.タックコートに用いる瀝青材	タックコートに用いる瀝青材は、原則としてゴム入りアスファルト乳剤(PKRT)を使用することとし、表2-29の標準的性状を満足するものでなければならない。	3	2	6	9	4	4.タックコートに用いる瀝青材	タックコートに用いる瀝青材は、原則としてゴム入りアスファルト乳剤(PKRT)を使用することとし、表2-28の標準的性状を満足するものでなければならない。	
3	2	6	9	4		表2-29 アスファルト乳剤の標準的性状	3	2	6	9	4		表2-28 アスファルト乳剤の標準的性状	追加による表番号のずれ

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表

新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）							
編	章	節	条	項	新条文	編	章	節	条	項	現行条文	改定理由
					5.ポーラスアスファルト混合物の配合						5.ポーラスアスファルト混合物の配合	
3	2	6	9	5	ポーラスアスファルト混合物の配合は表2-30を標準とし、表2-31に示す目標値を満足するように決定する。なお、ポーラスアスファルト混合物の配合設計は、「舗装設計施工指針」（日本道路協会、平成18年2月）及び「舗装施工便覧」（日本道路協会、平成18年2月）に従い、最適アスファルト量を設定後、密度試験、マーシャル安定度試験、透水試験及びホイールトラック試験により設計アスファルト量を決定する。ただし、同一の材料でこれまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）がある配合設計の場合には、これまでの実績又は定期試験による配合設計書について工事監督員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することが出来る。	3	2	6	9	5	ポーラスアスファルト混合物の配合は表2-29を標準とし、表2-30に示す目標値を満足するように決定する。なお、ポーラスアスファルト混合物の配合設計は、「舗装設計施工指針」（日本道路協会、平成18年2月）及び「舗装施工便覧」（日本道路協会、平成18年2月）に従い、最適アスファルト量を設定後、密度試験、マーシャル安定度試験、透水試験及びホイールトラック試験により設計アスファルト量を決定する。ただし、同一の材料でこれまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）がある配合設計の場合には、これまでの実績又は定期試験による配合設計書について工事監督員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することが出来る。	
3	2	6	9	5	表2-30 ポーラスアスファルト混合物の標準的な粒度範囲	3	2	6	9	5	表2-29 ポーラスアスファルト混合物の標準的な粒度範囲	追加による表番号のずれ
3	2	6	9	5	表2-31 ポーラスアスファルト混合物の目標値	3	2	6	9	5	表2-30 ポーラスアスファルト混合物の目標値	追加による表番号のずれ
3	2	6	11	6	(2) 接着剤の規格は表2-32、表2-33を満足するものでなければならない。	3	2	6	11	6	(2) 接着剤の規格は表2-31、表2-32を満足するものでなければならない。	
3	2	6	11	6	表2-32 接着剤の規格鋼床版用	3	2	6	11	6	表2-31 接着剤の規格鋼床版用	追加による表番号のずれ
3	2	6	11	6	表2-33(1) 接着剤の規格コンクリート床版用 表2-33(2) シート系床版防水層（流し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型）プライマーの品質	3	2	6	11	6	表2-32(1) 接着剤の規格コンクリート床版用 表2-32(2) シート系床版防水層（流し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型）プライマーの品質	追加による表番号のずれ
3	2	6	11	8	(1) 骨材の標準粒度範囲は表2-34に適合するものとする。	3	2	6	11	8	(1) 骨材の標準粒度範囲は表2-33に適合するものとする。	
3	2	6	11	8	表2-34 骨材の標準粒度範囲	3	2	6	11	8	表2-33 骨材の標準粒度範囲	追加による表番号のずれ
3	2	6	11	8	(2) 標準アスファルト量の規格は表2-35に適合するものとする。	3	2	6	11	8	(2) 標準アスファルト量の規格は表2-34に適合するものとする。	
3	2	6	11	8	表2-35 標準アスファルト量	3	2	6	11	8	表2-34 標準アスファルト量	追加による表番号のずれ
3	2	6	11	9	(1) 示方配合されたアスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物は表2-36の基準値を満足するものでなければならない。	3	2	6	11	9	(1) 示方配合されたアスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物は表2-35の基準値を満足するものでなければならない。	追加による表番号のずれ
3	2	6	11	9	表2-36 アスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物の基準値	3	2	6	11	9	表2-35 アスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物の基準値	追加による表番号のずれ
3	2	6	11	11	(1) アスファルトプラントにおけるグースアスファルトの標準加熱温度は表2-37を満足するものとする。	3	2	6	11	11	(1) アスファルトプラントにおけるグースアスファルトの標準加熱温度は表2-36を満足するものとする。	
3	2	6	11	11	表2-37アスファルトプラントにおける標準加熱温度	3	2	6	11	11	表2-36アスファルトプラントにおける標準加熱温度	追加による表番号のずれ
3	2	6	11	13	表2-38 目地材の規格	3	2	6	11	13	表2-37 目地材の規格	追加による表番号のずれ
3	2	6	12	3	(3) 下層路盤、上層路盤に使用するセメント及び石灰安定処理に使用するセメント石灰安定処理混合物の品質規格は、設計図書に示す場合を除き、表3-2-39、表3-2-40の規格に適合するものとする。	3	2	6	12	3	(3) 下層路盤、上層路盤に使用するセメント及び石灰安定処理に使用するセメント石灰安定処理混合物の品質規格は、設計図書に示す場合を除き、表2-38、表2-39の規格に適合するものとする。	
3	2	6	12	3	表2-39 安定処理路盤（下層路盤）の品質規格	3	2	6	12	3	表2-38 安定処理路盤（下層路盤）の品質規格	追加による表番号のずれ
3	2	6	12	3	表2-40 安定処理路盤（上層路盤）の品質規格	3	2	6	12	3	表2-39 安定処理路盤（上層路盤）の品質規格	追加による表番号のずれ
					削除	3	2	6	12	3	(4) 工事監督員の承諾したセメント量及び石灰量と、設計図書に示されたセメント量及び石灰量との開きが、±0.7%未満の場合には、契約変更を行わないものとする。	±0.7%の根拠が不明のため削除。
3	2	6	12	4	(1) 加熱アスファルト安定処理路盤材は、表2-41に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とする。	3	2	6	12	4	(1) 加熱アスファルト安定処理路盤材は、表2-40に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とする。	

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
3	2	6	12	6		表2-42 コンクリートの配合基準	3	2	6	12	6		表2-41 コンクリートの配合基準	追加による表番号のずれ
3	2	6	12	7		表2-43 計量誤差の許容値	3	2	6	12	7		表2-42 計量誤差の許容値	追加による表番号のずれ
3	2	6	12	13	(4)	受注者は、「転圧コンクリート舗装技術指針(案)4-2配合条件」(日本道路協会、平成2年11月)の一般の手順に従って配合設計を行い、細骨材率、単位水量、単位セメント量を求めて理論配合を決定しなければならない。その配合に基づき使用するプラントにおいて試験練りを実施し、所要の品質が得られることを確かめ示方配合を決定し、工事監督員の承諾を得なければならない。示方配合の標準的な表し方は、設計図書に示さない場合は表2-44によるものとする。	3	2	6	12	13	(4)	受注者は、「転圧コンクリート舗装技術指針(案)4-2配合条件」(日本道路協会、平成2年11月)の一般の手順に従って配合設計を行い、細骨材率、単位水量、単位セメント量を求めて理論配合を決定しなければならない。その配合に基づき使用するプラントにおいて試験練りを実施し、所要の品質が得られることを確かめ示方配合を決定し、工事監督員の承諾を得なければならない。示方配合の標準的な表し方は、設計図書に示さない場合は表2-43によるものとする。	
3	2	6	12	13		表2-44 示方配合表	3	2	6	12	13		表2-43 示方配合表	追加による表番号のずれ
3	2	6	12	14		表2-45 注入目地材(加熱施工式)の品質	3	2	6	12	14		表2-44 注入目地材(加熱施工式)の品質	追加による表番号のずれ
3	2	7	2	7	7	7 路床安定処理工の手順 受注者は、路床安定処理工にあたり、混合が終了したら表面を粗均した後、整形し締固めなければならない。また、当該箇所が軟弱で締固め機械が入れない場合には、湿地ブルドーザなどで軽く転圧を行い、数日間養生した後に整形しタイヤローラなどで締固めなければならない。	3	2	7	2	7	7	7 路床安定処理工の手順 受注者は、路床安定処理工にあたり、混合が終了したら表面を粗均した後、整形し締固めなければならない。当該箇所が軟弱で締固め機械が入れない場合には、湿地ブルドーザなどで軽く転圧を行い、数日間養生した後に整形しタイヤローラなどで締固めるものとする。	表現の修正
3	2	7	5	4	(10)	受注者は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、適正な処置を行わなければならない。	3	2	7	5	4	(10)	受注者は、殻運搬処理にあたり、運搬物が飛散しないように行わなければならない。	表現の統一
3	2	7	7	2	2	2.投入量の計測 受注者は、パーチカドレン内への投入材の投入量を計測し、確実に充填したことを確認しなければならない。	3	2	7	7	2	2	2.投入量の計測 受注者は、パーチカドレン内への投入材の投入量を計測し、確実に充填したことを確認しなければならない。	表現の統一
3	2	7	9	7	7	7.薬液注入工事前の確認事項 受注者は、薬液注入工事の着手前に以下について工事監督員の確認を得なければならない。	3	2	7	9	7	7	7.薬液注入工事前の確認事項 受注者は、薬液注入工事の着手前に下記について工事監督員の確認を得なければならない。	表記の統一
3	2	9	1	1		本節は、構造物撤去工として作業土工(床掘り・埋戻し)、構造物取壊し工、防護柵撤去工、標識撤去工、道路付属物撤去工、プレキャスト擁壁撤去工、排水構造物撤去工、かご撤去工、落石雪害防止撤去工、ブロック舗装撤去工、緑石撤去工、冬季安全施設撤去工、骨材再生工、運搬処理工その他これらに類する工種について定める。	3	2	9	1	1		本節は、構造物撤去工として作業土工、構造物取壊し工、防護柵撤去工、標識撤去工、道路付属物撤去工、プレキャスト擁壁撤去工、排水構造物撤去工、かご撤去工、落石雪害防止撤去工、ブロック舗装撤去工、緑石撤去工、冬季安全施設撤去工、骨材再生工、運搬処理工その他これらに類する工種について定める。	表現の修正
3	2	9	3	3	3	3.石積み取壊し等 受注者は、石積み取壊し、コンクリートブロック撤去及び吹付法面取壊しを行うにあたっては、地山法面の雨水による浸食や土砂崩れを発生させないよう施工しなければならない。	3	2	9	3	3	3	3.石積み取壊し等 受注者は、石積み取壊し、コンクリートブロック撤去及び吹付法面取壊しを行うにあたり、地山法面の雨水による浸食や土砂崩れを発生させないよう施工しなければならない。	表現の修正
3	2	9	3	4	4	4.鋼材切断 受注者は、鋼材切断を行うにあたっては、本体部材として兼用されている部分において、本体の部材に悪影響を与えないように処理しなければならない。	3	2	9	3	4	4	4.鋼材切断 受注者は、鋼材切断を行うにあたり、本体部材として兼用されている部分において、本体の部材に悪影響を与えないように処理しなければならない。	表現の修正
3	2	9	3	5	5	5.鋼矢板及びH鋼杭の引抜き跡の充填 受注者は、鋼矢板及びH鋼杭の引抜き跡の空洞を砂等で充填するなどして地盤沈下を生じないようにしなければならない。	3	2	9	3	5	5	5.鋼矢板及びH鋼杭の引抜き跡の充填 受注者は、鋼矢板及びH鋼杭の引抜き跡の空洞を砂等で充てんするなどして地盤沈下を生じないようにしなければならない。	表現の修正

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）						旧条文（平成25年7月）								
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
3	2	9	3	6	6.根固めブロック撤去	受注者は、根固めブロック撤去を行うにあたっては、根固めブロックに付着した土砂、泥土、ゴミを現場内において取り除いた後、運搬しなければならない。	3	2	9	3	6	6.根固めブロック撤去	受注者は、根固めブロック撤去を行うにあたり、根固めブロックに付着した土砂、泥土、ゴミを現場内において取り除いた後、運搬しなければならない。	表現の修正
3	2	9	6	3	3.撤去工法	受注者は、視線誘導標、境界杭、距離標、道路鈺、車線分離標、境界鈺等の撤去においては、適切な工法を検討し施工しなければならない。	3	2	9	6	3	3.撤去工法	受注者は、視線誘導標、境界杭、距離標、道路鈺、車線分離標、境界鈺等の撤去に伴い、適切な工法を検討し施工しなければならない。	表現の修正
3	2	9	14	8	8.施工ヤードの大きさ等の変更の協議	受注者は、作業ヤードの大きさ及び適切な施工基盤面の整備方法について変更が伴う場合は、事前に設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	3	2	9	14	8	8.施工ヤードの大きさ等の変更の協議	受注者は、作業ヤードの大きさ及び適切な施工基盤面の設備方法について変更が伴う場合は、事前に設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	誤字の修正
3	2	9	15	3	3.殻運搬処理	受注者は、殻運搬処理、現場発生品の運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないよう適正な処置を行わなければならない。	3	2	9	15	3	3.殻運搬処理	受注者は、殻運搬処理、現場発生品の運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないよう適正に処理を行わなければならない。	表現の統一
3	2	10	2	8	8.殻運搬処理	受注者は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、適正な処置を行わなければならない。	3	2	10	2	8	8.殻運搬処理	受注者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないよう適正に処理を行わなければならない。	表現の統一
3	2	10	5	14	14.杭・矢板引抜き跡の埋戻し	受注者は、仮設H鋼杭、鋼矢板等の引抜き跡を沈下など地盤の変状を生じないように空洞を砂等で充填しなければならない。	3	2	10	5	14	14.杭・矢板引抜き跡の埋戻し	受注者は、仮設H鋼杭、鋼矢板等の引抜き跡を沈下など地盤の変状を生じないように空洞を砂等で充てんしなければならない。	表現の統一
3	2	10	5	20	20.じゃかご(仮設)の布設	受注者は、じゃかご(仮設)の布設にあたり、床ごしらえのうえ、間割りをしてかご頭の位置を定めなければならない。 なお、詰石に際しては、受注者は法肩及び法尻の屈折部が扁平にならないように充填し、適切な断面形状に仕上げなければならない。	3	2	10	5	20	20.じゃかご(仮設)の布設	受注者は、じゃかご(仮設)の布設にあたり、床ごしらえのうえ、間割りをしてかご頭の位置を定めなければならない。 なお、詰石に際しては、受注者は法肩及び法尻の屈折部が扁平にならないように充てんし、適切な断面形状に仕上げなければならない。	表現の統一
3	2	10	5	25	25.殻運搬処理	受注者は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、適正な処置を行わなければならない。	3	2	10	5	25	25.殻運搬処理	受注者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように行わなければならない。	
3	2	10	7	3	3.排水時の処置	受注者は、河川あるいは下水道等に排水する場合において、設計図書に明示がない場合には、 施工前 に、河川法、下水道法の規定に基づき、当該管理者に届出、あるいは許可を受けなければならない。	3	2	10	7	3	3.排水時の処置	受注者は、河川あるいは下水道等に排水する場合において、設計図書に明示がない場合には、 工事着手前 に、河川法、下水道法の規定に基づき、当該管理者に届出、あるいは許可を受けなければならない。	「工事着手前」とは、準備工事等(現場事務所等の建設または測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあつてはそれを含む)を行う前の事であるため、「 施工前 」に修正する。
3	2	10	8	1	1.一般事項	受注者は、ウェルポイントあるいはディープウェルを行うにあたり、 施工前 に土質の確認を行い、地下水位、透水係数、湧水量等を確認し、確実に施工しなければならない。	3	2	10	8	1	1.一般事項	受注者は、ウェルポイントあるいはディープウェルを行うにあたり、 工事着手前 に土質の確認を行い、地下水位、透水係数、湧水量等を確認し、確実に施工しなければならない。	「工事着手前」とは、準備工事等(現場事務所等の建設または測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあつてはそれを含む)を行う前の事であるため、「 施工前 」に修正する。
3	2	10	9	9	9.殻運搬処理	受注者は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、 適正な処置 を行わなければならない。	3	2	10	9	9	9.殻運搬処理	受注者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように行わなければならない。	表現の統一
3	2	10	10	3	3.オーバーラップ配置	オーバーラップ配置の場合に、受注者は、隣接杭の材齢が若く、固化材の強度が平均しているうちに掘削しなければならない。	3	2	10	10	3	3.オーバーラップ配置	オーバーラップ配置の場合に、受注者は、隣接杭の材令が若く、固化材の強度が平均しているうちに掘削しなければならない。	表現の統一
3	2	10	10	8	8.殻運搬処理	受注者は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないよう 適正な処置 を行わなければならない。	3	2	10	10	8	8.殻運搬処理	受注者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように行わなければならない。	表現の統一
3	2	10	11	6	6.杭・矢板等の引抜き跡の埋戻し	受注者は、仮設H鋼杭、鋼矢板等の引抜き跡を沈下など地盤の変状を生じないように空洞を砂等で充填しなければならない。	3	2	10	11	6	6.杭・矢板等の引抜き跡の埋戻し	受注者は、仮設H鋼杭、鋼矢板等の引抜き跡を沈下など地盤の変状を生じないように空洞を砂等で充てんしなければならない。	表現の統一

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表												
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）							
編	章	節	条	項	新条文	編	章	節	条	項	現行条文	改定理由
3	2	10	16	10	10.換気等の効果確認 受注者は、換気の実施等の効果を確認するにあたって、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた方法に従って、空気中の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度（吸入性粉じん濃度）目標レベルは3mg/m3以下とし、掘削断面積が小さいため、3mg/m3を達成するのに必要な大きさ（口径）の風管又は必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、3mg/m3に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。	3	2	10	16	10	10.換気等の効果確認 受注者は、換気の実施等の効果を確認するにあたって、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた方法に従って、空気中の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度（吸入性粉じん濃度）目標レベルは3mg/m3以下とし、 中小断面のトンネル等のうち3mg/m3を達成する事が困難と考えられるものについては、できるだけ低い値を目標レベルにするものとする。 また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。	ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインの変更に伴う修正。
3	2	10	18	2	2.河川等への排水時の処置 受注者は、河川あるいは下水道等に排水する場合において、設計図書に明示がない場合には、 施工前 に、河川法、下水道法の規定に基づき、当該管理者に届出、あるいは許可を受けなければならない。	3	2	10	18	2	2.河川等への排水時の処置 受注者は、河川あるいは下水道等に排水する場合において、設計図書に明示がない場合には、 工事着手前 に、河川法、下水道法の規定に基づき、当該管理者に届出、あるいは許可を受けなければならない。	「工事着手前」とは、準備工事等（現場事務所等の建設または測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあつてはそれを含む）を行う前の事であるため、「施工前」に修正する。
3	2	11	2	2	2.軽量材の損傷防止 受注者は、発砲スチロール等の軽量材の運搬を行うにあたり損傷を生じないようにしなければならない。仮置き時にあたっては飛散防止に努めるとともに、火気、油脂類を避け防火管理体制を整えなければならない。 また、長期にわたり紫外線を受ける場合はシート等で被覆しなければならない。	3	2	11	2	2	2.軽量材の損傷防止 受注者は、発砲スチロール等の軽量材の運搬を行なうにあたり損傷を生じないようにしなければならない。仮置き時にあたっては飛散防止に努めるとともに、火気、油脂類を避け防火管理体制を整えなければならない。 又、長期にわたり紫外線を受ける場合はシート等で被覆しなければならない。	
	3	2	12	2	1.材料確認 受注者は、鋼材にJISマーク表示のないもの（JISマーク表示認証を受けていないもの、JISマーク表示品であってもマーク表示の確認ができないものも含む）について 以下のとおり確認しなければならない。	3	2	12	2	1	1.材料確認 受注者は、 鋼材の材料について、第2編第1章一般事項の規定により材料確認を行わなければならない。なお、確認にあたり鋼材にJISマーク表示のないもの（JISマーク表示認証を受けていないもの、JISマーク表示品であってもマーク表示の確認ができないものも含む）については下記によるものとする。	JISマーク表示のないもののみの記載とする。（H23年度改定より指定材料（第2編第1章一般事項の規定による材料確認）の定義がなくなったため）
3	2	12	2	3	表2-46 溶接材料区分	3	2	12	2	3	表2-45 溶接材料区分	追加による表番号のずれ
3	2	12	2	4	4.被覆アーク溶接棒 受注者は、被覆アーク溶接棒を表2-47に従って乾燥させなければならない。	3	2	12	2	4	4.被覆アーク溶接棒 受注者は、被覆アーク溶接棒を表2-46に従って乾燥させなければならない。	
3	2	12	2	4	表2-47 溶接棒乾燥の温度と時間	3	2	12	2	4	表2-46 溶接棒乾燥の温度と時間	追加による表番号のずれ
3	2	12	2	5	5.サブマージアーク溶接に用いるフラックス 受注者は、サブマージアーク溶接に用いるフラックスを表2-48に従って乾燥させなければならない。	3	2	12	2	5	5.サブマージアーク溶接に用いるフラックス 受注者は、サブマージアーク溶接に用いるフラックスを表2-47に従って乾燥させなければならない。	
3	2	12	2	5	表2-48 フラックスの乾燥の温度と時間	3	2	12	2	5	表2-47 フラックスの乾燥の温度と時間	追加による表番号のずれ
3	2	12	2	7	7.工場塗装工の材料 工場塗装工の材料については、 以下 の規定によるものとする。	3	2	12	2	7	7.工場塗装工の材料 工場塗装工の材料については、 下記 の規定によるものとする。	表記の統一
3	2	12	2	7	(1) 受注者は、JISに適合した塗料を使用しなければならない。また受注者は、設計図書に特に明示されていない場合は、 施工前 に色見本により監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	12	2	7	(1) 受注者は、JISに適合した塗料を使用しなければならない。また受注者は、設計図書に特に明示されていない場合は、 工事着手前 に色見本により工事監督員の承諾を得なければならない。	「工事着手前」に行う必要がないため「施工前」に修正
3	2	12	2	7	(4) 受注者は、 多液形 塗料の可使用時間は、表2-49の基準を遵守しなければならない。	3	2	12	2	7	(4) 受注者は、塗料の可使用時間は、表2-48の基準を遵守しなければならない。	諸基準の改定に伴う修正
3	2	12	2	7	表2-49 多液形塗料の可使用時間	3	2	12	2	7	表2-48 塗料の可使用時間	諸基準の改定に伴う修正追加による表番号のずれ

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
3	2	12	2	7	(5)	受注者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントは製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。	3	2	12	2	7	(5)	受注者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントの亜鉛粉末製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。	諸基準の改定に伴う修正
3	2	12	3	1	1.製作加工	製作加工については、以下の規定によるものとする。	3	2	12	3	1	1.製作加工	製作加工については、下記の規定によるものとする。	表記の統一
3	2	12	3	1	(3)	受注者は、主要部材の切断を自動ガス切断法、プラズマアーク切断法またはレーザー切断法により行わなければならない。また、ファイラー・タイププレート、形鋼、板厚10mm以下のガセット・プレート及び補剛材は、せん断により切断してよいが、切断線に肩落ち、かえり、不揃い等のある場合は縁削りまたはグラインダー仕上げを行って平滑に仕上げるものとする。	3	2	12	3	1	(3)	受注者は、主要部材の切断を自動ガス切断により行うものとし、自動ガス切断以外の切断方法とする場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。また、ファイラー・タイププレート、形鋼、板厚10mm以下のガセット・プレート及び補剛材は、せん断により切断してよいが、切断線に肩落ち、かえり、不揃い等のある場合は縁削り又はグラインダー仕上げを行って平滑に仕上げるものとする。	道路橋示方書の改定による
3	2	12	3	1	(4)	受注者は、塗装される主要部材において組立てた後に自由縁となる切断面の角は面取りを行うものとし、半径2mm以上の曲面仕上げを行うものとする。	3	2	12	3	1	(4)	受注者は、塗装される主要部材において組立てた後に自由縁となる切断面の角は1～2mmの直線又は曲面状に面取りを行わなければならない。	道路橋示方書の改定による
3	2	12	3	1		また、仮組立時以前に主要部材に設計図書に示す径を孔あけする場合は、NC穿孔機または型板を使用するものとする。	3	2	12	3	1		また、仮組立時以前に主要部材に設計図書に示す径を孔あけする場合は、型板を使用するものとする。ただし、NC穿孔機を使用する場合は、型板を使用しなくてもよいものとする。	道路橋示方書の改定による
3	2	12	3	1		ただし、JIS Z 2242(金属材料のシャルピー衝撃試験方法)に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表2-50に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が0.006%を超えない材料については、内側半径を板厚の7倍以上又は5倍以上とすることができる。	3	2	12	3	1		ただし、JIS Z 2242(金属材料のシャルピー衝撃試験方法)に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表2-49に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が0.006%を超えない材料については、内側半径を板厚の7倍以上又は5倍以上とすることができる。	
3	2	12	3	1		表2-50 シャルピー吸収エネルギーに対する冷間曲げ加工半径の許容値	3	2	12	3	1		表2-49 シャルピー吸収エネルギーに対する冷間曲げ加工半径の許容値	追加による表番号のずれ
3	2	12	3	1	(1)	受注者は、以下の事項のいずれかに該当する場合は、溶接施工試験を行わなければならない。	3	2	12	3	1	(1)	受注者は、次の事項のいずれかに該当する場合は、溶接施工試験を行わなければならない。	表記の統一
3	2	12	3	1	3)	被覆アーク溶接法(手溶接のみ)、ガスシールドアーク溶接法(CO2ガスまたはArとCO2の混合ガス)、サブマージアーク溶接法以外の溶接を行う場合	3	2	12	3	1	3)	被覆棒アーク溶接法(手溶接のみ)、ガスシールドアーク溶接法(CO2ガスあるいはArとCO2の混合ガス)、サブマージアーク溶接法以外の溶接を行う場合	文章表現の修正
3	2	12	3	1		なお、供試鋼板の選定、溶接条件の選定その他は、以下によるものとする。	3	2	12	3	1		なお、供試鋼板の選定、溶接条件の選定その他は、下記によるものとする。	表記の統一
3	2	12	3	1		受注者は、部材の組立てにあたって、補助治具を有効に利用し、無理のない姿勢で組立溶接できるように考慮しなければならない。また支材やストロングバック等の異材を母材に溶接することは避けるものとする。やむを得ず溶接を行って母材を傷つけた場合は、本項(12)欠陥部の補修により補修するものとする。	3	2	12	3	1		受注者は、部材の組立てにあたって、補助治具を有効に利用し、無理のない姿勢で組立溶接できるように考慮しなければならない。また支材やストロングバック等の異材を母材に仮付けすることは避けるものとする。やむを得ず仮付を行って母材を傷つけた場合は、本項(12)欠陥部の補修により補修するものとする。	道路橋示方書の改定による
3	2	12	3	1		受注者は、材片の組合わせ精度を、継手部の応力伝達が円滑で、かつ、継手性能が確保されるものとしなければならない。材片の組合わせ精度は以下の値とするものとする。	3	2	12	3	1		受注者は、材片の組合わせ精度を、継手部の応力伝達が円滑で、かつ、継手性能が満足されるものとしなければならない。材片の組合わせ精度は下記の値とするものとする。	文章表現の修正
3	2	12	3	1		板厚方向の材片の偏心:t≤50 薄い方の板厚の10%以下	3	2	12	3	1		板厚方向の材片偏心:t≤50 薄い方の板厚の10%以下	文章表現の修正
3	2	12	3	1		組立溶接のすみ肉脚長(すみ肉溶接以外の溶接にあつてはすみ肉換算の脚長)は4mm以上とし、長さは80mm以上とするものとする。ただし、厚い方の板厚が12mm以下の場合、または以下の式により計算した鋼材の溶接われ感受性組成PCMが0.22%以下の場合は、50mm以上とすることができる。	3	2	12	3	1		組立溶接のすみ肉脚長(すみ肉溶接以外の溶接にあつてはすみ肉換算の脚長)は4mm以上とし、長さは80mm以上とするものとする。ただし、厚い方の板厚が12mm以下の場合、又は次の式により計算した鋼材の溶接われ感受性組成PCMが0.22%以下の場合は、50mm以上とすることができる。	表記の統一
3	2	12	3	1		表2-51 予熱温度の標準	3	2	12	3	1		表2-50 予熱温度の標準	追加による表番号のずれ

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表

新条文 (平成28年7月)					旧条文 (平成25年7月)									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
3	2	12	3	1		補修方法は、表2-54に示すとおり行なうものとする。これ以外の場合 は、設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。なお、 補修溶接のビードの長さは40mm以上とし、補修にあたっては予熱等の配 慮を行なうものとする	3	2	12	3	1		補修方法は、表2-53に示すとおり行なうものとする。これ以外の場合 は、設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。なお、補修溶 接のビードの長さは40mm以上とし、補修にあたっては予熱等の配慮を行な うものとする	
3	2	12	3	1		表2-54 欠陥の補修方法	3	2	12	3	1		表2-53 欠陥の補修方法	追加による表番号のず れ
3	2	12	3	1		受注者は、溶接によって部材の変形が生じた場合、プレス、ガス炎加熱法 等によって矯正しなければならない。ガス炎加熱法によって矯正する場合 の鋼材表面温度及び冷却法は、表2-55によるものとする。	3	2	12	3	1		受注者は、溶接によって部材の変形が生じた場合、プレス又はガス炎加熱 法等によって矯正しなければならない。ただし、ガス炎加熱法によって、矯 正する場合の鋼材表面温度及び冷却法は、表2-54によるものとする。	文章表現の修正
3	2	12	3	1		表2-55 ガス炎加熱法による線状加熱時の鋼材表面温度及び冷却法	3	2	12	3	1		表2-54 ガス炎加熱法による線状加熱時の鋼材表面温度及び冷却法	追加による表番号のず れ
3	2	12	3	2	(1)	ボルト孔の径は、表2-56に示すとおりとする。	3	2	12	3	2	(1)	ボルト孔の径は、表2-55に示すとおりとする。	
3	2	12	3	2		表2-56 ボルト孔の径	3	2	12	3	2		表2-55 ボルト孔の径	追加による表番号のず れ
3	2	12	3	2		表2-58 ボルト孔の貫通率及び停止率	3	2	12	3	2		表2-57 ボルト孔の貫通率及び停止率	追加による表番号のず れ
3	2	12	8	2	2.アンカーボルト のねじの種類 ピッチ及び精度	受注者は、アンカーボルトのねじの種類、ピッチ及び精度は、表2-59に よらなければならない。	3	2	12	8	2	2.アンカーボルト のねじの種類 ピッチ及び精度	受注者は、アンカーボルトのねじの種類、ピッチ及び精度は、表2-58に よらなければならない。	
3	2	12	8	2		表2-59 ねじの種類、ピッチ及び精度	3	2	12	8	2		表2-58 ねじの種類、ピッチ及び精度	追加による表番号のず れ
3	2	12	11	3	3.気温湿度の条 件	受注者は、気温、湿度の条件が表2-60の塗装禁止条件を満足しない場 合、塗装を行ってはならない。ただし、塗装作業所が屋内で、温度、湿度 が調節されているときは、屋外の気象条件に関係なく塗装してもよい。こ れ以外の場合、工事監督員と協議しなければならない。	3	2	12	11	3	3.気温湿度の条 件	受注者は、気温、湿度の条件が表2-59の塗装禁止条件を満足しない場 合、塗装を行ってはならない。ただし、塗装作業所が屋内で、温度、湿度 が調節されているときは、屋外の気象条件に関係なく塗装してもよい。こ れ以外の場合、工事監督員と協議しなければならない。	
3	2	12	11	3		表2-60 塗装禁止条件	3	2	12	11	3		表2-59 塗装禁止条件	追加による表番号のず れ 諸基準の改定に伴う修 正。塗装禁止条件(温 度)の一部変更。
3	2	12	11	10	(3)	受注者は、溶接や余熱による熱影響で塗膜劣化する可能性がある現場 溶接部近傍に塗装を行ってはならない。未塗装範囲は熱影響部のほか、 自動溶接機の取り付けや超音波探傷の施工などを考慮して決定する。た だし、さびの生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができる が、溶接及び塗膜に影響を及ぼすおそれのあるものについては溶接及び 塗装前に除去しなければならない。	3	2	12	11	10	(3)	受注者は、現地溶接を行う部分及びこれに隣接する両側の幅10cmの部分 に工場塗装を行ってはならない。ただし、さびの生ずるおそれがある場合 には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響を及ぼすお それのあるものについては溶接及び塗装前に除去しなければならない。	諸基準(鋼道路橋防食 便覧)の改定に伴う修 正。
3	2	12	11	12	(3)	受注者は、同一工事、同一塗装系及び同一塗装方法により塗装された 500m ² 単位毎25点(1点当たり5回測定)以上塗膜厚の測定をしなければ ならない。ただし、1ロットの面積が200m ² に満たない場合は10m ² ごとに 1点とする。	3	2	12	11	12	(3)	受注者は、同一工事、同一塗装系及び同一塗装方法により塗装された 500m ² 単位毎25点(1点当たり5回測定)以上塗膜厚の測定をしなければ ならない。	諸基準(鋼道路橋防食 便覧)の改定に伴う修正
3	2	12	11	12	(6)	受注者は、以下に示す要領により塗膜厚の判定をしなければならない。	3	2	12	11	12	(6)	受注者は、次に示す要領により塗膜厚の判定をしなければならない。	文章表現の統一
3	2	12	11	12	(4)	平均値、最小値、標準偏差のそれぞれ3条件のうち1つでも不合格の場合 はさらに同数の測定を行い、当初の測定値と合わせて計算した結果が基 準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は、塗増し再検査しなければ ならない。	3	2	12	11	12	(4)	平均値、最小値、標準偏差のそれぞれ3条件のうち1つでも不合格の場合 は2倍の測定を行い基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は、塗増 し再検査しなければならない。	基準書の改定はない が、誤解を生まないよ う、共通仕様書の条文を 基準書の記載に合わせ た。

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
3	2	13	1	1		本節は、橋梁架設工として、地組工、架設工(クレーン架設)、架設工(ケーブルクレーン架設)、架設工(ケーブルエレクション架設)、架設工(架設桁架設)、架設工(送出し架設)、架設工(トラベラークレーン架設)その他これらに類する工種について定める。	3	2	13	1	1		本節は、橋梁仮設工として、地組工、架設工(クレーン架設)、架設工(ケーブルクレーン架設)、架設工(ケーブルエレクション架設)、架設工(架設桁架設)、架設工(送出し架設)、架設工(トラベラークレーン架設)その他これらに類する工種について定める。	誤字の修正
3	2	13	2	1	1.地組部材の仮置き	地組部材の仮置きについては、以下の規定によるものとする。	3	2	13	2	1	1.地組部材の仮置き	地組部材の仮置きについては、下記の規定によるものとする。	表記の統一
3	2	13	2	1	(1)	仮置き中に仮置き台からの転倒、他部材との接触による損傷がないように防護しなければならない。	3	2	13	2	1	(1)	仮置き中に仮置き台からの転倒、他部材との接触による損傷がないように防護するものとする。	文章表現の統一
3	2	13	2	1	(2)	部材を仮置き中の重ね置きのために損傷を受けないようにしなければならない。	3	2	13	2	1	(2)	部材を仮置き中の重ね置きのために損傷を受けないようにするものとする。	文章表現の統一
3	2	13	2	1	(3)	仮置き中に部材について汚損及び腐食を生じないように対策を講じなければならない。	3	2	13	2	1	(3)	仮置き中に部材について汚損及び腐食を生じないように対策を講じるものとする。	文章表現の統一
3	2	13	2	1	(4)	仮置き中に部材に、損傷、汚損及び腐食が生じた場合は、速やかに監督職員に連絡し、取り替えまたは補修等の処置を講じなければならない。	3	2	13	2	1	(4)	仮置き中に部材に、損傷、汚損及び腐食が生じた場合は、速やかに工事監督員に連絡し、取り替え又は補修等の処置を講じるものとする。	文章表現の統一
3	2	13	2	2	2.地組立	地組立については、以下の規定によるものとする。	3	2	13	2	2	2.地組立	地組立については、下記の規定によるものとする。	表記の統一
3	2	13	2	2	(1)	組立て中の部材を損傷のないように注意して取扱なければならない。	3	2	13	2	2	(1)	組立て中の部材を損傷のないように注意して取扱うものとする。	文章表現の統一
3	2	13	2	2	(2)	組立て中に損傷があった場合、速やかに監督職員に連絡し、取り替え、または補修等の処置を講じなければならない。	3	2	13	2	2	(2)	組立て中に損傷があった場合、速やかに工事監督員に連絡し、取り替え、又は補修等の処置を講じるものとする。	文章表現の統一
3	2	13	3	2	2.桁架設	桁架設については、以下の規定によるものとする。	3	2	13	3	2	2.桁架設	桁架設については、下記の規定によるものとする。	表記の統一
3	2	13	3	2	(1)	架設した主桁に、横倒れ防止の処置を行わなければならない。	3	2	13	3	2	(1)	架設した主桁に、横倒れ防止の処置を行なうものとする。	文章表現の統一
3	2	13	3	2	(3)	ベント上に架設した橋体ブロックの一方は、橋軸方向の水平力をとり得る橋脚、もしくはベントに必ず固定しなければならない。また、橋軸直角方向の横力は各ベントの柱数でとるよう検討しなければならない。	3	2	13	3	2	(3)	ベント上に架設した橋体ブロックの一方は、橋軸方向の水平力をとり得る橋脚、もしくはベントに必ず固定するものとする。また、橋軸直角方向の横力は各ベントの柱数でとるよう検討するものとする。	文章表現の統一
3	2	13	5	2	2.桁架設	桁架設については、以下の規定による。	3	2	13	5	2	2.桁架設	桁架設については、下記の規定による。	表記の統一
3	2	13	6	3	3.桁架設	桁架設については、以下の規定によるものとする。	3	2	13	6	3	3.桁架設	桁架設については、下記の規定によるものとする。	表記の統一
3	2	13	6	3	(2)	横取り作業において、勾配がある場合には、おしみワイヤをとらなければならない。	3	2	13	6	3	(2)	横取り作業において、勾配がある場合には、おしみワイヤをとるものとする。	文章表現の統一
3	2	14	2	7	7.張芝	受注者は、張芝の施工に先立ち、施工箇所を不陸整正し、芝を張り、土羽板等を用いて地盤に密着させなければならない。次に湿気のある目土を表面に均一に散布し、土羽板等で打ち固めなければならない。	3	2	14	2	7	7.張芝	受注者は、張芝の施工に先立ち、施工箇所を不陸整正し、芝を張り、土羽板等を用いて地盤に密着させなければならない。次に湿気のある目土を表面に均一に散布し、土羽板等で打ち固めるものとする。	表現の統一
3	2	14	2	8	8.芝串	受注者は張芝の脱落を防止するため、張芝1m2当たり20～30本の芝串で固定するものとする。また、張付けにあたっては芝の長手を水平方向とし、縦目地を通さず施工しなければならない。	3	2	14	2	8	8.芝串	受注者は、張芝の脱落を防止するため、張芝一枚当たり2～3本の芝串で固定しなければならない。また、張付けにあたっては芝の長手を水平方向とし、縦目地を通さず施工しなければならない。	芝串本数は、ロール芝の施工を考慮し、「m2当り」に修正。
3	2	14	2	10	10.散水	受注者は、夏季における晴天時の散水については、日中を避け朝または夕方に行わなければならない。	3	2	14	2	10	10.散水	夏季における晴天時の散水は、日中を避け朝又は夕方に行うものとする。	文章表現の統一
3	2	14	2	12	12.種子散布吹付工及び客土吹付工	受注者は、種子散布吹付工及び客土吹付工の施工については、以下の各号の規定によらなければならない。	3	2	14	2	12	12.種子散布吹付工及び客土吹付工	種子散布吹付工及び客土吹付工の施工については、以下の各号の規定による。	文章表現の統一
3	2	14	2	12	(1)	受注者は、種子散布に着手する前に、法面の土壌硬度試験及び土壌試験(PH)を行い、その資料を整備保管し工事監督員または工事検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	3	2	14	2	12	(1)	種子散布に着手する前に、法面の土壌硬度試験及び土壌試験(PH)を行い、その資料を整備保管し、工事監督員又は工事検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	文章表現の統一

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
3	2	14	2	12	(2)	受注者は、施工時期については、設計図書によるものとするが、特に指定されていない場合は、乾燥期を避けるものとし、やむを得ず乾燥期に施工する場合は、施工後も継続した散水養生を行わなければならない。	3	2	14	2	12	(2)	施工時期については、設計図書によるものとするが、特に指定されていない場合は、乾燥期を避けるものとし、やむを得ず乾燥期に施工する場合は、施工後も継続した散水養生を行うものとする。	文章表現の統一
3	2	14	2	13	13.植生基材吹付	受注者は、植生基材吹付の施工については、以下の各号の規定によらなければならない。	3	2	14	2	13	13.植生基材吹付	植生基材吹付の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	文章表現の統一
3	2	14	2	14	14.植生シート工 植生マット工	受注者は、植生シート工、植生マット工の施工については、以下の各号の規定によらなければならない。	3	2	14	2	14	14.植生シート工 植生マット工	植生シート工、植生マット工の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	文章表現の統一
3	2	14	3	1	1.一般事項	受注者は、吹付工の施工にあたり、吹付け厚さが均等になるよう施工しなければならない。なお、コンクリート及びモルタルの配合は、設計図書によるものとする。	3	2	14	3	1	1.一般事項	受注者は、吹付工の施工にあたり、吹付け厚さが均等になるよう施工しなければならない。なお、コンクリート及びモルタルの配合は、設計図書によらなければならない。	
3	2	14	3	7	7.吹付け表面仕上げ	受注者は、吹付け表面仕上げを行う場合には、吹付けた面とコンクリートまたは、モルタル等が付着するように仕上げなければならない。	3	2	14	3	7	7.吹付け表面仕上げ	受注者は、吹付け表面仕上げを行う場合には、吹付けた面とコンクリート又は、モルタル等が付着するように仕上げるものとする。	表現の統一
3	2	14	4	2	2.法枠工の盛土 面施工	受注者は、法枠工を盛土面に施工するにあたり、盛土表面を締固め、平坦に仕上げなければならない。法面を平坦に仕上げた後に部材を法面に定着し、すべらないように積み上げなければならない。	3	2	14	4	2	2.法枠工の盛土 面施工	受注者は、法枠工を盛土面に施工するにあたり、盛土表面を締固め、平滑に仕上げなければならない。のり面を平坦に仕上げた後に部材をのり面に定着し、すべらないように積み上げなければならない。	表現の修正
3	2	14	4	10	10.枠内の玉石 詰	受注者は、枠内に玉石などを詰める場合は、クラッシュヤラン等で空隙を充填しながら施工しなければならない。	3	2	14	4	10	10.枠内の玉石 詰め	受注者は、枠内に玉石などを詰める場合は、クラッシュヤラン等で空隙を充てんしながら施工しなければならない。	表現の修正
3	2	14	4	11	11.枠内のコンク リート版張り	受注者は、枠内にコンクリート版などを張る場合は、法面との空隙を生じないように施工しなければならない。また、枠とコンクリート板との空隙は、モルタルなどで充填しなければならない。	3	2	14	4	11	11.枠内のコンク リート版張り	受注者は、枠内にコンクリート版などを張る場合は、法面との空隙を生じないように施工しなければならない。また、枠とコンクリート板との空隙は、モルタルなどで充てんしなければならない。	表現の修正
3	2	14	4	12	12.吹付け厚さ	受注者は、吹付けにあたり、吹付け厚さが均等になるよう施工しなければならない。なお、コンクリート及びモルタルの配合は、設計図書によるものとする。	3	2	14	4	12	12.吹付け厚さ	受注者は、吹付けにあたり、吹付け厚さが均等になるよう施工しなければならない。なお、コンクリート及びモルタルの配合は、設計図書によらなければならない。	表現の修正
3	2	14	4	16	16.吹付け表面 仕	受注者は、吹付け表面仕上げを行う場合には、吹付けた面とコンクリートまたはモルタル等が付着するように仕上げなければならない。	3	2	14	4	16	16.吹付け表面 仕上げ	受注者は、吹付け表面仕上げを行う場合には、吹付けた面とコンクリート又はモルタル等が付着するように仕上げるものとする。	表現の修正
3	2	14	6	1	1.施工前の調査	受注者は、アンカー工の施工に際しては、施工前に法面の安定、地盤の状況、地中障害物及び湧水を調査しなければならない。	3	2	14	6	1	1.施工前の調査	受注者は、アンカー工の施工に際しては、工事着手前に法面の安定、地盤の状況、地中障害物及び湧水を調査しなければならない。	「工事着手前」に行う必要がないため「施工前」に修正
3	2	14	6	11	11.アンカーの緊張・ 定着	受注者は、アンカーの緊張・定着についてはグラウトが所定の強度に達したのち緊張力を与え、適性試験、確認試験、定着時緊張力確認試験等により、変位特性を確認し、所定の有効緊張力が与えられるよう緊張力を与えなければならない。なお、試験方法は「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 第8章試験」(地盤工学会、平成24年5月)による。	3	2	14	6	11	11.アンカーの緊張・ 定着	受注者は、アンカーの緊張・定着についてはグラウトが所定の強度に達したのち緊張力を与え、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験、定着時緊張力確認試験等により、変位特性を確認し、所定の有効緊張力が得られるよう緊張力を与えなければならない。なお、試験方法はグラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第8章試験による。	改訂に伴い修正
3	2	15	3	2	2.盛土材料の確 認	盛土材については設計図書によらなければならない。受注者は、盛土材の巻出しに先立ち、予定している盛土材料の確認を行い、設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	3	2	15	3	2	2.盛土材料の確 認	盛土材については設計図書によるものとする。受注者は、盛土材の巻出しに先立ち、予定している盛土材料の確認を行い、設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	文章表現の統一
3	2	15	3	5	5.盛土横断方向 の面状補強材	受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮する盛土横断方向については、設計図書で特に定めのある場合を除き、面状補強材に継ぎ目を設けてはならない。	3	2	15	3	5	5.面状補強材の 継ぎ目	受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮する盛土横断方向については、設計図書で特に定めのある場合を除き、面状補強材に継ぎ目を設けてはならない。	項目名の変更

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
3	2	15	3	6	6.盛土縦断方向の面状補強材	受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮しない盛土縦断方向については、 面状補強材をすき間なく、ズレが生じないように施工しなければならない。	3	2	15	3	6	6.面状補強材の重ね合せ幅	受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮しない盛土縦断方向については、 設計図書で特に定めのある場合を除き、面状補強材に5cm程度の重ね合せ幅を確保するものとする。	諸基準の改定に伴う修。諸基準の改定に伴い「5cm程度の重ね合せ幅」が削除されたため、文章を変更する。
3	2	15	3	8	8.補強材隙間の防止	受注者は、補強材を敷設する時は、やむを得ず隣り合う面状補強材との間に隙間が生じる場合においても、盛土の高さ方向に隙間が連続しないように敷設しなければならない。 また、10cm程度以上の隙間を生じる場合、隙間箇所には別途に同様の面状補強材を敷設し、重なり合う箇所には相互の面状補強材の間に盛土材料を挟み、土との摩擦抵抗を確保するなどの対処を施さなければならない。	3	2	15	3	8	8.補強材隙間の防止	受注者は、補強材を敷設する時は場合、やむを得ず隣り合う面状補強材との間に隙間が生じる場合においても、盛土の高さ方向に隙間が連続しないように敷設しなければならない。	諸基準の改定に伴う修正
3	2	15	3	9	9.盛土材の敷均し及び締固め	受注者は、盛土材の敷均し及び締固めについては、第1編1-2-4-3路体盛土工の規定により一層ごとに適切に施工しなければならない。 まき出し及び締固めは、壁面工側から順次奥へ行なうとともに、重機械の急停止や急旋回等 を避け、補強材にずれや損傷を与えないように注意しなければならない。	3	2	15	3	9	9.盛土材の敷き均し及び締固め	受注者は、盛土材の敷均し及び締固めについては、第1編2-4-3路体盛土工の規定により一層ごとに適切に施工しなければならない。 巻出し及び締固めは、壁面工側から順次奥へ行なうとともに、重機械の急停止や急旋回等 を避け、補強材にずれや損傷を与えないように注意しなければならない。	諸基準の改定に伴う修正
3	2	15	3	13	13.壁面材の調整	受注者は、壁面工の設置に先立ち、壁面の直線性や変形について確認しながら、ターンバックルを用いて壁面材の調整をしなければならない。許容値を超える壁面変位が観測された場合は、 ただちに作業を中止し、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置を施すとともに直ちに工事監督員に連絡しなければならない。	3	2	15	3	13	13.壁面調整	受注者は、壁面工の設置に先立ち、壁面の直線性や変形について確認しながら、ターンバックルを用いた壁面調整をしなければならない。許容値を超える壁面変位が観測された場合は、 ただちに作業を中止し、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、 応急措置を施すとともに直ちに工事監督員に連絡しなければならない。	諸基準の改定に伴う修正
3	2	16	3	1	1.障害物発見時の処置	受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の施工において、浚渫箇所に浚渫作業の障害となるものを発見した場合には、直ちに設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	3	2	16	3	1	1.障害物発見時の処置	受注者は、グラブ浚渫及びポンプ浚渫の施工については、浚渫箇所に浚渫作業の障害となるものを発見した場合には、直ちに設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	表現を統一
3	2	16	3	2	2.土質変化時の処置	受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の施工において、浚渫箇所の土質に変化が認められた場合には、速やかに設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3	2	16	3	2	2.土質変化時の処置	受注者は、グラブ浚渫及びポンプ浚渫の施工については、浚渫箇所の土質に変化が認められた場合には、速やかに設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	表現を統一
3	2	16	3	3	3.計画深度の施工	受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の施工においては、施工中は絶えず水位または潮位の変化に注意し、計画深度を誤らないようにしなければならない。	3	2	16	3	3	3.計画深度の施工	受注者は、グラブ浚渫及びポンプ浚渫の施工については、施工中は絶えず水位または潮位の変化に注意し、計画深度を誤らないようにしなければならない。	表現を統一
3	2	16	3	4	4.浚渫の作業位置の随時確認	受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の施工においては、浚渫の作業位置を随時確認できるようにし、監督職員が作業位置の確認を求めた場合は、設計図書にその位置を示さなければならない。	3	2	16	3	4	4.浚渫の作業位置の随時確認	受注者は、グラブ浚渫及びポンプ浚渫の施工については、浚渫の作業位置を随時確認できるようにし、工事監督員が作業位置の確認を求めた場合は、設計図書にその位置を示さなければならない。	表現を統一
3	2	16	3	5	5.堤防、護岸等の損傷防止	受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の施工に使用する浚渫船の固定、排送管の布設においては、堤防、護岸等に損傷を与えないようにしなければならない。	3	2	16	3	5	5.堤防、護岸等の損傷防止	受注者は、グラブ浚渫及びポンプ浚渫の施工において使用する浚渫船の固定、排送管の布設に、堤防、護岸等に損傷を与えないようにしなければならない。	表現を統一

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
3	2	16	3	6	6.余掘りの抑制	受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の浚渫箇所の仕上げ面付近の施工については、過掘りを少なくするようにしなければならない。また、構造物周辺において過掘りした場合は、構造物に影響のないように埋戻さなければならない。	3	2	16	3	6	6.余掘りの抑制	受注者は、グラブ浚渫及びポンプ浚渫の浚渫箇所の仕上げ面付近の施工については、過掘りを少なくするようにしなければならない。また、構造物周辺において過掘りした場合は、構造物に影響のないように埋戻さなければならない。	表現を統一
3	2	16	3	7	7.船舶への支障防止	受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船）の施工において、排送管を水上に設置する場合は、航行する船舶に支障のないようにしなければならない。	3	2	16	3	7	7.船舶への支障防止	受注者は、ポンプ浚渫の施工において、排送管を水上に設置する場合は、航行する船舶に支障のないようにしなければならない。	表現を統一
3	2	16	3	8	8.堤防の浸潤及び堤体漏水の防止	受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の排泥においては、排泥とともに排出される水によって堤防が浸潤や堤体漏水を生じないように施工しなければならない。	3	2	16	3	8	8.堤防の浸潤及び堤体漏水の防止	受注者は、浚渫工の排泥において、排泥とともに排出される水によって堤防が浸潤や堤体漏水を生じないように施工しなければならない。	表現を統一
3	2	16	3	9	9.浚渫数量の確認	受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の浚渫数量の確認については、浚渫後の施工断面による跡坪測量の結果によらなければならない。ただし、施工後の浚渫断面による浚渫数量の確認ができない場合には、排土箇所の実測結果により確認しなければならない。この場合、浚渫土砂の沈下が確認された場合に、この沈下量を含むものとする。	3	2	16	3	9	9.浚渫数量の確認	受注者は、グラブ浚渫及びポンプ浚渫の浚渫数量の確認については、浚渫後の施工断面による跡坪測量の結果によるものとする。ただし、施工後の浚渫断面による浚渫数量の確認ができない場合には、排土箇所の実測結果により確認するものとする。この場合、浚渫土砂の沈下が確認された場合には、この沈下量を含むものとする。	表現を統一
3	2	16	3	10	10.出来高数量	受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の施工において、設計図書に示す浚渫計画断面のほかに過掘りがあっても、その部分は出来高数量としてはならない。	3	2	16	3	10	10.出来高数量	受注者は、グラブ浚渫及びポンプ浚渫の施工において、設計図書に示す浚渫計画断面のほかに過掘りがあっても、その部分は出来高数量としてはならない。	表現を統一
3	2	16	3	11	11.浚渫済み箇所の堆砂の処置	受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の施工において、浚渫済み箇所に堆砂があった場合は、監督職員の出来形確認済の部分を除去、再施工しなければならない。	3	2	16	3	11	11.浚渫済み箇所の堆砂の処置	受注者は、グラブ浚渫及びポンプ浚渫の施工において、浚渫済み箇所に堆砂があった場合は、工事監督員の出来形確認済の部分を除去、再施工しなければならない。	語句の修正
3	2	17	2	2	2.客土及び間詰土	客土及び間詰土は育成に適した土壌とし、有害な粘土、瓦礫、ごみ、雑草、ささ根等の混入及び病虫害等に侵されていないものでなければならない。	3	2	17	2	2	2.客土及び間詰土	客土及び間詰土は育成に適した土壌とし、有害な粘土、瓦礫、ごみ、雑草、ささ根等の混入及び病虫害等に侵されていないものとする。	文章表現の統一
3	2	17	2	3	3.補植用樹木類	樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類は、植樹に耐えるようあらかじめ移植または、根回した細根の多いもので、樹形が整い、樹勢が盛んで病虫害のない栽培品でなければならない。	3	2	17	2	3	3.補植用樹木類	樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類は、植樹に耐えるようあらかじめ移植または、根回した細根の多いもので、樹形が整い、樹勢が盛んで病虫害のない栽培品とする。	文章表現の統一
3	2	17	3	9	9.移植先の土壌	受注者は、移植先の土壌に問題があった場合は監督職員に報告し、必要に応じて客土・肥料・土壌改良剤を使用する場合は根の周りに均一に施工し、施肥は肥料が直接樹木の根に触れないようにし均等に行わなければならない。	3	2	17	3	9	9.移植先の土壌	受注者は、移植先の土壌に問題があった場合は工事監督員に報告し、必要に応じて客土・肥料・土壌改良剤を使用する場合は根の周りに均一に施工し、施肥は肥料が直接樹木の根に触れないようにし均等に行うものとする。	文章表現の統一
3	2	17	3	10	10.湧水発生時の処置	受注者は、補植、移植の植穴の掘削において湧水が認められた場合は、直ちに監督職員に連絡し協議しなければならない。	3	2	17	3	10	10.湧水発生時の処置	受注者は、補植、移植の植穴の掘削において湧水が認められた場合は、直ちに監督職員に連絡し協議するものとする。	文章表現の統一
3	2	17	3	13	13.補植、移植の埋戻し完了後の処置	受注者は、補植、移植の埋戻し完了後は、地均し等を行い、根元の周囲に水鉢を切って仕上げなければならない。なお、根元周辺に低木等を植栽する場合は、地均し後に植栽しなければならない。	3	2	17	3	13	13.補植、移植の埋戻し完了後の処置	受注者は、補植、移植の埋戻し完了後は、地均し等を行い、根元の周囲に水鉢を切って仕上げなければならない。なお、根元周辺に低木等を植栽する場合は、地均し後に植栽するものとする。	文章表現の統一
3	2	17	3	27	27.交通障害の防止	受注者は、一般通行者及び車両等の交通の障害にならないように施工しなければならない。	3	2	17	3	27	27.交通障害の防止	受注者は、一般通行者及び車両等の交通の障害にならないように施工するものとする。	文章表現の統一

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
3	2	18	2	1	1.鉄筋コンクリート床版	鉄筋コンクリート床版については、 以下 の規定によるものとする。	3	2	18	2	1	1.鉄筋コンクリート床版	鉄筋コンクリート床版については、 下記 の規定によるものとする。	文章表現の統一
3	2	18	2	1	(2)	受注者は、 施工に先立ち、あらかじめ桁上面の高さ、幅、配置等を測量し、桁の出来形を確認 しなければならない 。出来形に誤差のある場合、その処置について設計図書に関して工事監督員と協議 しなければならない 。	3	2	18	2	1	(2)	施工に先立ち、あらかじめ桁上面の高さ、幅、配置等を測量し、桁の出来形を確認 するものとする 。出来形に誤差のある場合、その処置について設計図書に関して工事監督員と協議 するものとする 。	文章表現の統一
3	2	18	2	1	(3)	受注者は、 コンクリート打込み中、鉄筋の位置のずれが生じないよう十分配慮 しなければならない 。	3	2	18	2	1	(3)	コンクリート打込み中、鉄筋の位置のずれが生じないよう十分配慮 するものとする 。	文章表現の統一
3	2	18	2	1	(4)	受注者は、 スペーサーについては、コンクリート製もしくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するもの としなければならない 。なお、それ以外のスペーサーを使用する場合はあらかじめ設計図書に関して工事監督員と協議 しなければならない 。スペーサーは、1㎡当たり4個を配置の目安とし、組立及びコンクリートの打込中、その形状を保つ ものとする 。	3	2	18	2	1	(4)	スペーサーは、コンクリート製もしくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するもの とする 。なお、それ以外のスペーサーを使用する場合はあらかじめ設計図書に関して工事監督員の承諾を得る ものとする 。スペーサーは、1㎡当たり4個を配置の目安とし、組立及びコンクリートの打込中、その形状を保つ ようにしなければならない 。	表現の修正
3	2	18	2	1	(5)	受注者は、床版には、排水柵及び吊金具等が埋設されるので、設計図書を確認してこれらを設置し、コンクリート打込み中移動しないよう堅固に固定 しなければならない 。	3	2	18	2	1	(5)	床版には、排水柵及び吊金具等が埋設されるので、設計図書を確認してこれらを設置し、コンクリート打込み中移動しないよう堅固に固定 するものとする 。	文章表現の統一
3	2	18	2	1	(6)	受注者は、 コンクリート打込み作業にあたり、コンクリートポンプを使用する場合は 以下 によらなければならない。	3	2	18	2	1	(6)	コンクリート打込み作業にあたり、コンクリートポンプを使用する場合は 下記 によるものとする。	文章表現の統一
3	2	18	2	1	①	ポンプ施工を理由にコンクリートの品質を 低下 させてはならない。	3	2	18	2	1	①	ポンプ施工を理由にコンクリートの品質を 下げ てはならない。	文章表現の統一
3	2	18	2	1	②	吐出口におけるコンクリートの品質が安定するまで打設を行ってはならない。	3	2	18	2	1	②	吐出しにおけるコンクリートの品質が安定するまで打設を行ってはならない。	文章表現の統一
3	2	18	2	1	③	配管打設する場合は、鉄筋に直接パイプ等の荷重がかからないように足場等の対策を行うものとする。	3	2	18	2	1	③	配管打設する場合は、鉄筋に直接パイプ等の荷重がかからないように足場等の対策を行うものとする。	
3	2	18	2	1	(7)	受注者は、 コンクリート打込み作業にあたり、橋軸方向に平行な打継目は作ってはならない。	3	2	18	2	1	(7)	橋軸方向に平行な打継目は作ってはならない。	文章表現の統一
3	2	18	2	1	(8)	受注者は、 コンクリート打込み作業にあたり、橋軸直角方向は、一直線状になるよう打込まなければならない。	3	2	18	2	1	(8)	橋軸直角方向は、一直線状になるよう打込 むものとする 。	文章表現の統一
3	2	18	2	1	(9)	受注者は、 コンクリート打込みにあたっては、型枠支保工の設置状態を常に監視するとともに、所定の床版厚さ及び鉄筋配置の確保に努めなければならない。また、コンクリート打ち込み後の養生については、第1編3-6-9養生に基づき施工しなければならない。	3	2	18	2	1	(9)	コンクリート打込みにあたっては、型枠支保工の設置状態を常に監視するとともに、所定の床版厚さ及び鉄筋配置の確保に努めなければならない。また、コンクリート打ち込み後の養生については、第1編3-6-9養生に基づき施工しなければならない。	文章表現の統一
3	2	18	2	1	(10)	受注者は、 鋼製伸縮継手フェースプレート下部に空隙が生じないように箱抜きを行い、無収縮モルタルにより充填しなければならない。	3	2	18	2	1	(10)	鋼製伸縮継手フェースプレート下部に空隙が生じないように箱抜きを行い、無収縮モルタルにより充填しなければならない。	文章表現の統一
3	2	18	2	1	(11)	受注者は、 工事完成時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け(第1編1-1-28後片付け)を行なわなければならない。	3	2	18	2	1	(11)	工事完成時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け(第1編1-1-28後片付け)を行なわなければならない。	文章表現の統一
3	2	18	2	2	2.鋼床版	鋼床版については、 以下 の規定によるものとする。	3	2	18	2	2	2.鋼床版	鋼床版については、 下記 の規定によるものとする。	文章表現の統一